刑政第48巻第10号
矯正図書館

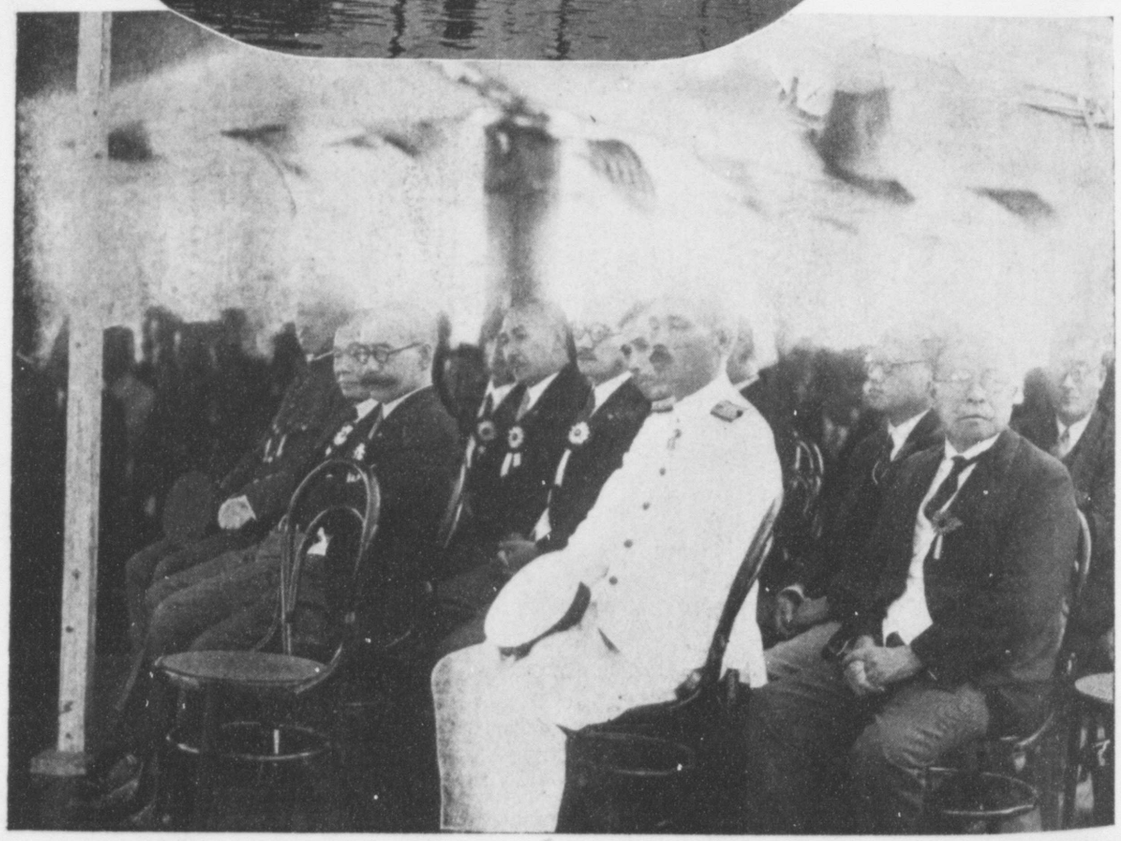
刑政

第四十八卷　十月號　第十號

國際刑法並監獄會議と新刑事思潮（卷頭言）	正木亮	2
收容者の個性審査に關する我法制	正木亮	5
行刑に對する裁判官の地位	中尾文策	18
未決勾留制度の改革に就て	猪俣幸一	27
刑事社會學に於ける問題（五・完）	小川太郎	34
行刑成績採點上の前提に關する若干の考察	寺光忠	49
第十一回國際刑法並監獄會議議題ニ對スル司法省ノ意見（一九三五年伯林大會）		56
雜報		62

財團法人　刑務協會　發行





九月十二日移管式及び進水式を擧げたる軍艦大和（浦賀支所）並びに快天丸（上）と同式場（下）

矯正図書館

刑政



第四十八巻

十月號

國際刑法並監獄會議と新刑事思潮

第十一回國際刑法並監獄會議が八月十八日より二十四日までドイツのベルリンに於て開催せられわが政府委員としては佐藤司法書記官と昌谷大使館二等書記官とが參列された。その會議に於て討議せられた問題及それに對するわが國の意見は本號に於て紹介されて居るから玆には之を省略するが、會議の結果は大體わが國の意見と同じものであると報告された。

會議の結果に付ては改めて之を紹介し批判を試みるとしてわたくしは此處に此の會議にあらはれた刑事思潮の二つをとらへて批評を試みて置き度いと思ふ。此の會議に於ては豫想されたやうにドイツ司法當局は大童になつてその司法改革及刑事立法に關する基本思想に付て說明を試みた。說明者として立つたフライスラー Freisler 氏は先づ現在の國家機構が過去の國家觀念と異ることを力說しその結果として彼は罪刑法定主義が否定されて國民の利益の爲めに法律が存在するといふ原則が今日の法律觀念でなければならぬことを強調したのである。罪刑法定主義が國民の利益のためには否定され或は狹められても仕方がないといふことはひとり今日のドイツ國家に於てのみ考へられるとは限らない。社會狀態が複雜化し、共同體の利益の爲めに個人の或程度の犧牲が豫想されねばならぬ今日に於てはどこの國でも極端なる罪刑法定主義は歡迎せらるべきではないのである。例へば、常習犯人に付て考へて見よう。例へば精神病者に付て考へて見よう。例へば、確信犯人に付て考へて見よう。

極端なる罪刑法定主義より見れば不定期處分の如きは排斥せられねばならないのであるが、さて危險狀態の去らぬまゝに釋放せねばならぬ今日の罪刑法定主義が果して國民の眞の利益といひ得るであらうか。或る受刑者が監獄に拘禁された。そしてその者が悔悟した場合に滿期になるまで釋放することが出來ないは嚴格なる定期刑主義が國民に利益なる刑事政策といひ得るであらうか。さればこそ、わが刑事政策に於ては嚴格なる罪刑法定主義を捨てて假釋放、執行猶豫、不起訴處分、或程度の不定期刑等を是認するに至つたのである。

フライスラーの罪刑法定主義は要するにこの近代刑事政策の眞髓に決して遠ざかつたものではなかつた。否、その主張はむしろそれを肯定したものといひ得よう。わたくしはこの程度に於て爲された罪刑法定主義の否定は決して新しいものではないと思ふ。しかし、少くとも國際會議に於けるこの思潮の魁けが一層刑事立法の社會防衛目的に力づけることを確信するものである。

次にベルリン會議に於て特に强調されたものとして玆に犯罪の國際的對策を擧げることが出來る。現在ドイツの司法指導者として又國務大臣として名譽をかち得て居るフランク氏は說いて曰く犯罪人は國際的であると。彼とその同類者との間に境界はない。言葉の異りも國籍の違ひもないといふのである。故に、フランク氏は此等犯罪人に對しては國家間の境界を度外視して之を防壓すべきことを訴へたのである。

フランク氏のこの主張も必ずしも新しいものではない。否、顧みれば一千八百四十六年、今を去ること八十年の昔始めてフランクフルト・アム・マインに於て國際監獄會議が開設せられるに當り、その國際會議の必要なる理由として擧げられたものが卽ちそれであつた。曰く、鼠賊は各家の災厄にして賊盜は萬國の憂患なりと。

されば、フランク氏のこの說明をとり擧げることはさして意義多いもののやうには考へられないが、わ

たくしはその中に極めて重大なる價値を見出す。卽ち、わたくしは徃々にして、世人が學究を批難する言葉の中に、このフランク氏の主張と異るものを見出すのである。世人はいふ。徒らに歐米に學び、之に追隨することを避けよといふのである。批難一度高潮すれば歐米のそれを排斥せよとすら叫ぶのである。歐米に比類なき我國獨自のものに付てすら他山の石は必要とせらるゝ場合はある。況んや萬國共通の鼠賊を撲滅すべき方法を外國にとり、之に學ぶことが國家に有害であるとは冷靜なる思考の下に於ては到底首肯することは出來ないのである。されば、クリミナリストはかやうな見地の下に眼界を開いて互に犯罪防壓の手段を交換せねばならぬといふ刑事學上の大なる要望が試みられたものとわたくしは解し度い。

今日のわが刑事政策は實際に於て歐米のそれに劣るものとは考へられない。しかし、之を一層進化せしめ犯罪の徹底的撲滅を圖るが爲めには決して研鑽を怠るべきではないが其の點よりしてもフランク氏の言に從つてわれわれは各國の刑事政策を參考にすることを怠つてはならぬと思ふ。

昭和十年九月二十二日夜

正木亮

收容者の個性審査に關する我法制

正木亮

目次

一 個性に關する行刑法令の變遷
二 科學的審査に關する法令とその具體性
三 個性判別の技術と統制
四 個性審査所と分類委員會の必要
五 分類方法の完成と拘禁ブロックの賑生

一 個性に關する行刑法令の變遷

收容者の個性を明かにするといふことは行刑を敎化的に營まうといふ觀念が生れると同時に賑生せねばならぬものであつた。何となれば、敎化の徹底は各本人の性格・傾向その他本人の特性を組成する總てを明かにせねば期待出來ないからである。

我行刑は明治の初年から囚人を敎化しようといふ目的の上に制定されたものである。その敎化的技術方法に至つては今日と雲泥の差はあるが、囚人を眞人間に作り直さうとする目的には異るところがなかつた。その意味に於て明治初年よりの監獄法令を檢討すると、その何れの

法令にも個性に關する規定の設けられて居たことがわかる。

先づ第一に、明治五年の監獄則を見よう。この太政官達の中には明白なる個性判別に關する規定はなかつた。しかし、人を仁愛する所以にして、人を殘虐する者に非ざる旨を高調したこの法令は囚人を敎化することを目的として居たが故に、各所に個性を判別して置かねば間に合はぬ點があらはれた。例へば、その第十條懲治監の條に於て「二十歳以下懲役滿期に至り惡心未だ悛らざる者或は貧窶營生の計なく再び惡意を挾むに嫌あるものは獄司之を懇諭して長く此監に留めて營生の業を勉勵せしむ」とあるが、それによつて見るに前段の惡心の有無は心理學的判定の必要が說かれて居るものであり、後段の貧窶營生の計の有無は社會學的判定の必要を意味したものである。又同達懲役第十二條の第一條乃至第三條に於ては役を五等に分ち、更に技能(殊藝)を三級に分つて、その成績によつて累進せしめたが、之は行刑上の判定として今日でいへば勞働學的、心理學的審査の必要を明かにしたものである。更に、老幼、天稟、虛弱、疾病等により作業の賦課を左右にすることにされて居るが、之が爲めには醫學的審査が必要とされたわけである。しかし、科學の未だ發達せざりし時代であるから立法方法に今日の如きを希望することは不可能なことではあつたが、とにかくその時代に於て個性審査が如何に重要なものであつたかをかくも明確に規定して居たことを閑却すべきではない。

次に、明治二十二年七月十二日勅令第九十三號によつて公布された監獄則を見よう。この監獄則も亦囚人の敎化を目的として居たことを肯定することが出來るが(一)、個性判別に關する規定

とおぼしきものは極めて尠かつた。例へば、その第十七條に「定役ニ服スヘキ囚人ノ作業ハ每囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ」とあるだけであつた。その外の點は監獄則施行細則第五十九條、第六十條で衣類雜具の貸與に付て醫師の意見を求めるとか、食量の增減を醫師の診斷によらしむる位なもので、甚だ非個性的な逆行立法であつた。

明治四十一年三月二十八日法律第二十八號で公布された現行監獄法は逆行した舊監獄則を又々個別處遇の思想に引き戻したのである。個別處遇に引戻した關係上その規定の上に個性判別の必要のあることが明かにされた。例へばその第十六條により雜居拘禁に付する場合に「性格」を斟酌せよとしたこと、その第二十四條により作業を賦課するに付在監者の「健康、技能、職業將來の生計等」を斟酌せよとしたことはこの法律が如何に各人の個性に重きを置いたかがわかる。之を分解すれば、個性判別を敎育學的、心理學的、醫學的及社會學的になすことを豫定したとも見へるが、しかし、法律の中には個性判別の具體的方法に付て規定されるところはなかつた。

このゆとりのある個性判別を必要と認めて居る規定あるが爲めに、その後に於て行刑當局は更に之を具體的に發展せしめ得たのである。その第一は大正十四年五月に「收容者健康診査規程」(訓令第二號)が實施されたことである。この規程は收容者の身體並精神の健康を明確にする目的を以て居るのではあるが同時に「行刑上の個別處遇並作業賦課に資せむことを期するにあり」(二)とされた。この訓令は囚人の個性を科學的審査に導いた法令としては最初のものであるが(三)、しかし人の個性を醫者だけで判斷するといふことは鳴呼の沙汰である。レンツもいつたやう

に、人の人格を判斷するには全體 Ganzheit を見なければ正當なる結論は出るものではないのに、我行刑に於ては醫學的判斷の訓令だけが出來たことになつたので、そこに我行刑法規は更に進んで人格審査に關する普遍的な法令を作らねばならぬ狀態に置かれたことになつたのである。

昭和六年五月二十五日司法省訓令行甲第一、一二八號假釋放審査規程は實にこの要望に答へたものであつた。身上關係、犯罪關係及保護關係を明かにし、それによつて受刑者の個性、再犯の有無を判斷しようとしたのである(同規程第五條)。さうして、その審査方法は之を各刑務所に委ねて身上關係は教誨師、教師、保健技師、保健技手、作業技師又は作業技手が各分擔せねばならぬこととしたのである(第二十二條第一項)。卽ち審査のスタッフとして刑務所の職員を之に當らしめようとしたのである。さうして、心理學、精神病學、社會學又は教育學等の專攻者を囑託すればいち早く科學審査に當らしめよ(同規程第二十三條)として科學的審査を理想として居ることを表明したのであつた。

超えて、昭和八年十月二十五日司法省令第三十五號行刑累進處遇令は更に一歩を進めた。その第五條には「新ニ入監スル者アルトキハ本人ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、教育程度其ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲之ヲ獨居拘禁ニ付ス」と規定して行刑の前提は個性の明確であることをはつきりとさせた。さうして、そんな大切な個性であるから、それをはつきりさせる爲には重大な紀律違反の外はなるべく個性表現をさまたげないやうに(第六條)忍耐力、勤勉力、能率、巧拙、發案力等を十分に觀察するやうに(第七條)而して「受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教

育學及社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ」(第九條)と規定して竟に行刑に於ける科學的個性審査の概念を確立するに至つたのである。

法制はそこまで變遷進化した。けれども、實際問題として各刑務所の職員の手で果して科學的審査が出來るものであらうか。又、之をもつと具體的にしたところで今日全國にゆき亘るだけ科學者が得られるものであらうか。さやうな點を檢討し或程度の具體性を發見するにあらざれば科學的個性審査といふことは結局一場の夢と化する處れがあるのである。わたくしは玆にさやうな點にまで思を及ぼして科學的審査に關する我法制の將來を卜して見たいのである。

一　例へば明治二十二年の監獄則第二十條に「懲治人ニハ每日五時間以內農業若クハ工藝ヲ教ヘ力作セシムヘシ」とあり、第三十條に「囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ改過遷善ノ道ヲ講セシム」とあり、又第四十條に「囚人獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ且改悛ノ行爲アル者ト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞與スヘシ」等の諸規定を綜合すればこの監獄則が教化を目的として居たことがわかる。

二　大正十四年四月行甲第四六七號收容者健康診査規程施行ニ關スル件。

三　Adolf Lenz, Grundriss der Kriminalbiologie, 1927, S. 16.

二　科學的審査に關する法令とその具體性

假釋放審査規程第二十二條は身上關係の審査を教誨師、教師、保健技師、保健技手、作業技師又は

作業技手各擔當事項に付之を爲し、其の結果を刑務所長に報告することとして居る。之は身上關係中、心理學的、教育學的審査に關する點は教誨師、教師が、醫學的、病理學乃至心理學的審査に關する點は保健技師、保健技手が、而して社會學的、勞働學的審査は作業技師、作業技手が相當の知識を持つて居るから之を當らしめようといふのである。(一) しかし、事實、科學的審査がそんなに容易なものであらうとは考へられない。又殊に心理學的審査の如きに至つては本當の專門家がかつても容易でないことはシヤース Sears が既に警告を放つてゐるのである。曰く「囚人に對するよりよき教育と訓練の爲に發達したる方法を用ゐるに至るには前途多難なる研究が横はつて居る」(二)と。それほど多難な事業を職員の片手間に委ねるとき、そこに得られるものは只經費の節約と科學的審査といふかけ聲だけであることを忘れてはならない。しからば、審査規程第二十二條は無力な規定であるかといへば、わたくしはさうは考へない。科學的審査方法が具體的に組織されるまでは各員が少くともその有する知識を應用して科學的審査の結果と同じものを得るやう努力を拂はねばならぬといふ點に於て誠に意義多いものといはねばならぬ。とにかく、假釋放審査規程の制定されたときには科學的審査の出來るやうにすることが最後の理想であつたことは審査規程第二十三條の規定に於て若し心理學、精神病學、社會學又は教育學を專攻する者を囑託したときは單に彼等を研究せしめずその知識を應用せしめるやうにせねばならぬといふ點で明かにされて居ると思ふ。

昭和八年の行刑累進處遇令中の第九條「受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教育學及社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ」といふ規定は假釋放審査規程に於けるよりも一歩を進めて居ると見るべきである。即ち前規程が科學的審査を理想的に考へて居たのに反して、後のものは個性及心身の狀況を科學的にすべきことを義務付けて居るのである。刑務所としては、目分量の個性判斷をすることなく、義務として科學的判斷をしなければならぬとした點に進化の跡が認められるのである。

只前にも述べたやうに、このむつかしい科學的判斷を素人の刑務官に委ねて結果を擧げようといふことは空想に近い。それかといつて、各所に醫學的、心理學的、教育學的及社會學的專門家を派遣することは今日の日本の學問狀態に於ては決して行き亙るものではないのである。その點を基礎として考察すれば現狀のままにしては認めるわけにゆかないのである。故に、わたくしは此の具體性のない法令を具體化せしめる意圖の下に左に之が檢討をつづける。

一 拙稿「行刑累進處遇令釋義」(最新行刑令釋義昭和九年第二七頁以下)。

二 Joseph D. Sears, Classification, Assignment, Training and Restoration (The Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XXIII, No. 2, p. 250)

三 個性判別の技術と統制

個性の判別は之を生物學的 biologisch 又は人類學的 anthoropologisch に爲す必要があるとい

はれる。(一) 之は生物學又は人類學が人類の各部面を明かにする學問であるからである。例へばベルギーが犯罪人類學によつて囚人の特性を明にし、バイエルン及プロイセンが犯罪生物學的探究方法を用ゐたのは要するに共に人類の各部面を明白にする方法であるとされたからである。(二) 之に反し、わが國現在のやり方を見るに主として心理學的研究に基いて居るやうである。(三) 心理學的に人類の特性を割り出すことは決して不可能なことではないであらうが、しかし、それが人類の一部面に偏し易いことは否定することが出來ないと思ふ。又教育學的に人の特性を見ると、例へば學問はよく出來ても社會共同性のないといふ社會學的部面が閑却されることが想像される。だから個性判別の技術としては假釋放審査規程及行刑累進處遇令のあげて居るやうに、どうしても、醫學(精神病學)的方法、心理學的方法、教育學的方法、社會學的方法の四つは切り離すことが出來ないと思ふ。最近アメリカのイリノイ州のジョリエット Joliet に於て犯罪關係の諸報告、個人識別、家族及社會上の閲歴、教育、仕事、兵役等を調査する社會的審査 the social investigation 醫學的審査 the physical examination 囚人の一般知識、理解力、學業及職業上の趣味及能力を探究する心理學的審査 the psychological examination 及囚人の精神上のコンディション、自己の犯罪に對する態度、思念、感情の經路を視察し、精神變質、精神欠陷、精神病の進行等を判斷する精神病學的審査 the psychiatric examination の四つを以て個性判別の基礎方法としたのも人の特性が各方面より觀察されねばならぬといふ科學的見地より出でて居るものと思はれる。(四)

しかし、かやうに獨立した數個の專門的技術を用ゐるときはそこに對立が起り、稍もすれば全般的の人格を觀察することを看過する虞れが生じ易いと思ふ。故に、一人の專門家が生物學的に檢査する場合は別として(五)多數の專門家の手になるときはそこに必ず技術的統制の必要が起るのである。かのジョリエットに於て囚人の分類委員會 the Classification board が設置されるに至つたのもこの必要に對應したものといふことが出來る。(六) その見地よりわが行刑法規に於ても將來それに關する規定の設けられる必要があると思ふ。

一 拘禁(アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷第五四頁以下)。

二 Karl Stumpf-Butzbach, Gedanken über die Berücksichtigung der Persönlichkeit der Strafgefangenen (Blätter für Gefängniskunde, Bd. 63, Hft., 2, S. 251)

三 拘者「監獄法概論」第八頁註一。

四 Classification of Prisoners in Illinois (issued by Dep. of Public Welfare), p. 4.

五 犯罪生物學的審査を一人の手に於て爲しつつあるものはフィールンスタインであるがその審査の說明に付 Theodor Viernstein, The Crimino-biological Service in Bavaria (The Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XXIII, No. 2, p. 268 et seq.)

四 個性審査所と分類委員會の必要

上に說き來つたやうに科學的分類を各刑務所で行はうとすることはどの方面から見ても不可能である。故に、之を現在の儘に各所で出來るものとして放置すれば結局科學的審査は永久に實現出來ないことになる。さやうな點よりわたくしは玆に個性審査所の設置を明確にして

置く必要があると思ふ。かの司法制度改善に關する諸問の中にも未決拘禁所に囚人の分類所を置くべきや否やが問はれて居るが、(一)之なども各所に置くべきや數箇所の爲めに一箇を置くべきやを先決しなければならないのである。

個性審査所を設置するに付ては之を行政官の指導の下に置いてはならぬ。尠くとも科學者例へばベルギーの囚人分類がベルヴェックの指導下に置かれて居るやうに(二)科學知識のある者又は專門家の指導監督の下に置くことは科學的審査の徹底を期する所以である。而して、その審査所は社會學的審査室、精神病學的檢査室、教育學的審査室及心理學的審査室の四室を置き行政權による干渉を避け、臨床的設備を完全にする必要がある。

アメリカのイリノイ州刑務所は全州の爲めに二つの考査所 Diagnostic Depots 卽ち一つをジョリエットに他の一つをメナード Menard に置いたが(三)その考査所は大略上述の趣旨に合致し、而もそれがアメリカに於ける最高の科學的分類法だといはれるものである。(四)

考査所を右の如く四室より構成する以上はその一つの審査結果に偏することを避けるが爲めに、その統制を試みねばならぬが、その爲めに必要だとされるのが曩に言つた分類委員會である。分類委員會は刑務所長の權限によつて科學上の結果を左右されることを避ける目的の下に成り立つものであるから、勢ひその構成員は專門家を選ばねばならなくなるのである。わたくしは玆に參考としてジョリエットのそれを擧げて見よう。ジョリエットに於ては分類委員として精神病學者、心理學者、補助醫 assistant phisician 精神病に關する社會事業家及社會學者と

したが、若し一歩進めてこの分類委員會をして分類と囚人の配置の決定權を持たせようとするならば之に刑務所長を加へる必要のあることは當然のことである。

この分類審査所と分類委員會の結合がうまく行つた曉に於て本當の意味の科學的審査、個別處遇、教化目的の完成が期待され得ることになるのだとわたくしは考へる。

一 司法省調査課「司法制度改善ニ關スル諸問題」第三三頁。

二 ベルギーのこの人類學的審査の組織方法に付ては Louis Vervaeck, Evolution in the Treatment of Belgian delinquents and mentally-ill J. of C. L. and Criminology, Vol. XXIV, No. 1, p. 204 et. seq.)

三 Classification of Prisoners in Illinois, p. 2.

四 Franz Exner, Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935, S. 45.

五 Classification of Prisoners in Illinois, p. 4.

五 分類方法の完成と拘禁ブロックの賑生

囚人の科學的分類は前述の如くあらゆる方面から見て各所に一つづつの審査所を置き、分類委員會を置くことは不可能である。故に、われわれはその最も實現の可能な點を見出さねばならぬことになるのであるが、その結果として考へられるのが卽ち拘禁ブロックである。よく言はれることであるが、各控訴院管内に一つづつの中間監督機關を設けるとか、控訴院管内を一單位にするとかいふことは便利ではあらうが意味を爲さない。殊に、科學的研究の領野を行政領域に合致せしめるなどといふことは意味を爲さないので、その點はむしろ實行性そのものを

單位とせねばならないのである。例へば控訴院管内を一單位として玆に科學的な分類所を一箇所設けると假定しよう。東京に一箇所設けることは可能ではあるが、そこに新潟や長野の如き遠方の者まで全部集合する繁鎖を味はねばならぬ結果となるのである。そこで、わたくしは東京管内にいくつの單位を作り得るかに付て私案をたてて見よう。科學の中心である東京を中心として横濱、小田原、甲府なぞの一ブロックは出來ぬものであらうか。千葉醫科大學を中心として千葉、浦和、水戸、前橋の一ブロックは出來ないものであらうか。新潟醫科大學を中心として新潟、富山、長野の一ブロックは出來ぬものであらうか。

わたくしはかくして賑生したブロック間の拘禁形式を變更して見たい。惟ふに從來の行刑方針に於ては外見的な犯數、罪名によつて拘禁場所が固定されて居る。例へば、初犯の豐多摩、累犯の府中、長期の小菅といふが如きがそれである。しかし、プロシヤの一九三三年の行刑法が規定したやうに、累犯の中に初犯者と同じ惡性の少いものが居り、初犯の中に累犯者と同じ惡性者があるのである。(一)而して、それこそ科學的審査の結果に從つて區別せられるものであるが、科學的分類法をわたくしのいふが如くに完成する曉に於て從來の拘禁形式を維持することは意義がない。それこそブロックの爲めに存する分類委員會に配置の決定權を與へて、囚人の性格に從つて適宜の刑務所に配置するやうにすることが最も行刑目的に合致するものだとわたくしは考へる。

最近わが行刑に作業ブロックなるものが生れた。その趣旨も前述に近いが、只それが經濟的意義のブロックである點に差異がある。しかし、作業ブロックに於ても囚人の技能能率等を科學的に審査する必要はある。否さうすることも亦分類考査所 (Clearing House) 成立の所以である(二)ことをスザーランドがいつて居るが、それと拘禁ブロックとを併合すれば益々分類委員會と拘禁ブロックとの成立の意義が明かになり科學的行刑の確立を期待することが出來ることになるのである。

一　刑政第四八卷第九號第四九頁。

二　Sutherland, Principles of Criminology, 1934, p. 570.

――昭和一〇、九、二四日夜稿――

刑政第48巻第10号
矯正図書館

行刑に對する裁判官の地位（中）

中尾文策

一 裁判官の行刑關與に就ての最近の傾向
二 行刑關與の根據
イ 法理論的根據
ロ 政策論的根據（以上前號）
三 行刑關與の範圍と方法
四 諸國の立法例特にイタリヤ新刑務法
五 我國に於ける實施方法
六 結論

三

裁判官を行刑に關與せしむるとして、其處に起る問題が當然二箇ある。一は裁判官を行刑の如何なる範圍に迄關與せしむるかであり、二は、其の場合、其の職務權限の組織を如何なるものとして構成す可きやの問題である。先づ其の前者に就て考へやう。

イ、關與の範圍

裁判官の行刑關與の範圍に就ては、裁判官をして行刑の全部を管理 direction générale せしむるものである。卽ち行刑機關を行政權の手から離して之を一種の書記課の如きものとして裁判所に附屬せしめ、裁判官は自ら裁判する共に自ら刑罰を執行するとするのである。(1) 之は特に批評する迄も無からう。

次は行刑の內容を研討して箇々の場合に裁判官をして管理せしめんとするものであつて、其の提案せられたるものを見ると、左の如き諸點がある。

一、假釋放の許可並びに其の取消。特に不定期刑の場合。之は上述した如く之等の事項が純粹に司法の範圍に屬するからとの見解から殆ど(2)一致して說かれる所である。

二、累進處遇に於ける階級の昇降。之を理論上の根據から當然裁判官の決定に移す可しとするものと、政(3)策的見地から說くものとある。(4) 但し中には、階級の變更が單に被服の變更とか接見信書度數の增加とかに止まる間は行政權の範圍なりとして刑務所長に掌らさしめ、それが晝間自由勞働を許容するが如き半自由の獲得を結果するが如き場合には司法權に入らねばならぬと說くものもある。(5)

三、特殊刑務所への移送。都會地刑務所から殖民地刑務所へ移送する場合、(6)或は組織の全く異る刑務所への移送の場合には(7)共の都度裁判官の決定を要する。

四、刑務作業の經營並に受刑者に對する作業の指定。(8)

右に擧示した事項は、先づ裁判官の關與を專ら法理論上の根據に求めるか、又は政策的根據に

於て之を主張するか或は兩者を併せて稱へるかに依り、其の關與の範圍に廣狹の差を生じることは當然であり、又同じく法理論的根據から說くものでも、單に「刑の進行に變化を與へ又は其の法律的性質を變更するもの」を以て司法の範圍とするか、或は更に之に加へて「刑の寬嚴 rigueur de la peine」をも司法と認めんとするかに依り更に廣狹の差を生ず可きものであることも首肯せられる。(9)(10)

右を總括する意味でモンヴァロン以後の學者は屢行刑の中に就き其の無形的部分 partie morale と有形的部分 partie matérielle とを分ち、前者を裁判官に、後者を刑務官に管理せしむ可しとなし、此の術語は兩者の權限の分界を定める決定的な標準と成つて居る。然し行刑の中に於て此の兩者の區別を明確にすることは事實困難であり、學者の說く所も明かではないのである。(11)

さて右に擧示せる如き事項に就て一々之を裁判官の決定を得なければならぬとして、其處に如何なる結果が現はれて來るであらうか。(12) 先づそれは甚しい事務の澁滯であらう。特にそれが地理的な關係上書面審理と成る場合に於ては一層甚しかる可く、裁判官は、敢て其の煩と澁滯とに行刑の成績を犧牲として正直に其の任務を遂行するか、又は事實上之を刑務所長に委せて自らは單なる名義上の監督を爲すかの何れかの一を選ばざるを得ざるに至る可く、(13)その何れたるとを問はず初期の目的とは甚しく遠ざかつて却て行刑の能率を下げることゝ成らう。

次に、幸ひにして右の點が迅速に運び得るものとしても、果して其の決定の內容は行刑の實際に對し適切なるを得るであらうか甚だ疑問である。裁判官は日常受刑者に接觸をして居ない。

又如何に行刑に通曉せりとするも裁判官本來の任務は他に在つて行刑に無い爲、恐らくは極めて例外的の場合を除き、其の決定に對し行刑の向上を結果するが如き好結果は之を期待し得ないであらう。(14) 裁判官は自ら裁判した受刑者に就ては知識最も豐富なるが故に之に處遇上の指導を依頼すると言ふことは、恰も小學教師が其の擔任せる兒童を最もよく知るが故に卒業後も引續き其の社會生活の全般を指導す可しと言ふことゝ同樣であつて不可能なことである。(15) 優秀なる裁判官は必ずしも卓越せる刑務官ではあり得ないのである。

又裁判官は之により不當に多くの負擔に苦しむことに成らう。さなきだに裁判官のより以上の專門化が叫ばれ、(16)更に多くの專門的研究と敎養とが要求せられて居る現下の時勢に於て、更に行刑の一般に就て之を指揮監督するに足る程の研究を强ひられると共に、監督事務に於ける決定に忙殺せられることゝ成り、斯くては裁判官に殆ど不能を强ひる結果と成つて、爲に裁判官はよき刑務官たり得ざると同時に又有能なる裁判官たるの資格をも失ふに至るであらう。(17)

刑務所長から刑務所內に於ける監督命令權を奪ふことは之亦健全なる行刑を樹立する所以では無い。斯くの如きは到底刑務官の創意と熱情と責任觀念とを持續せしむるものではなく特に受刑者との精神的結合に對して重大なる間隙の生ずることは必然である。(18) 殊に刑務所の管理とは密接不離の關係に在る戒護權をすらも、それが行刑の無形的部分なるの故を以て裁判官の手に奪はんとするが如きは、刑務所長をして單なる番人と化せしむることであつて、斯る狀態の下に於ては受刑者の指導敎化の如き積極的事業の遂行は絕對不可能である。(19)

裁判官をして積極的に行政事務の遂行に當らしめることに依つて起される不都合は、裁判官の責任其物を考へる時更に重大なるものがあらう。[19] 裁判官は其の行政事務に就き指揮決定を爲す時或は自ら執行する場合、其の結果に對し責任を負はなければならぬことゝ成るのであるが、一方に於て裁判官には憲法の保障に依る地位の獨立がある。此の裁判官にして同時に行政官であり、其の判斷に於て一方では行政權の下に從屬せる官吏を、國家はそも〳〵如何樣に取扱ふ可きであるか、此處に實際問題としては解決甚だ困難なるものが伏在して居るのである。[20] 其の解決策として考へられるものに行刑機關の裁判所附屬說のあることは前述の如くであり、ベリムは之に對し「許す可からざる行政權の無視」として斥けるのであるが[21]、假に行刑機關を裁判所に從屬させたとしても、行刑は單に形式的に司法と成つたに止まり實質的には其の行政的性質は些の影響を受くる所無き爲、依然として行政權に對する責任は之を免るゝを得ないのである。斯くして遂に裁判官たる資格と行政官たる地位とを同一人に歸屬せしめんとすることは、融和し得ぬものを融和せんとするの[22]ならない。

尙又裁判官と刑務所長との間の權限分界が甚だ不明確であり[23]、假に之が明確であるとしても支配權分割は必然的に刑務所內の統一を紊し遂には無政府狀態に迄進展する危險がある。[24] 然し乍ら、斯く言ふことは決して右の如き事項の處理に際し、裁判官の判斷を斥けると言ふことを意味するものではない。唯それは裁判官が監督官廳又は執行官廳として行刑に關與する場合に於ての問題であつて、要するに其れは事務の範圍よりも寧ろ方法組織の問題である。私は裁判官を加へた一の刑務委員會を組織して其の權限を評議機關の程度に止め、成る可く多くの行刑事項に就て評議せしめることを最善と考へるのであるが、之は後述する。

(1) vgl. König, a. a. O. S. 86, Donnedieu de Vabre, Rev. pénit., ibid., pp. 273, 280, Jonesco-Dolj, Trav. prép., p. 10.
(2) 前述 11 のイ參照。
(3) 同前。
(4) Cornil, Trav. prép., p. 6.
(5) Belym, ibid., p. 497, Lenz. Trav. prép., p. 10.
(6) Belym, ibid., p. 496.
(7) Lenz, Trav. prép., p. 10.
(8) Molloff, Trav. prép., p. 3.
(9) Montvallon, Trav. prép., p. 6.
(10) Roux, ibid., p. 264.
(11) 此の分ち方は學者に依つて廣狹其の意義を異にするのみならず其の概念も漠然として居る。partie matérielle を最も狹義に解するのはドリーであつて、之を「受刑者の給養刑務所の經理」と定義する(Jonesco-Dolj, ibid., p. 11)從つて裁判官の管理する partie morale は頗る大きなものと成る。之に反しモンヴァロンの如きは一方に於て partie morale を「刑の執行に關係する事項の決定」と限定し(Montvallon, Rev. pénit., ibid., p. 229)他方に於て partie matérielle を說明して「受刑者の規律保持、敎化方法の實行と適當なる處置を執ること」として居る(Trav. prép., ibid., p. 11)然し「刑の執行に關する事項」とか「敎化方法の實行」とか言ふが如き事柄は甚だ漠然として捕捉し難きものである。

(12) 本論の出發點と成つた法理論的根據は崩れたのであるから、此處でも、其の限りにおいては重ねて議論を繰返す必要は無からう。此處では、從つて、政策論的根據に基いて研究を進めて行くのである。

(13) Belym, ibid., p. 494, Lenz, ibid., p. 9.

(14) Belym, ibid.

(15) Ploscowe, Rev. pénit., p. 285, Hugueney, Trav. prép., p. 6.

(16) 最近では國際刑法協會ベルヽ會議(一九三三年)が之を論じて居る。其の內容は Sasserath, Congress de Palerme (Revue de droit pénal et de criminologie, 1933) p. 407 et suiv.

(17) Roux, ibid., p. 263, Casabianca, Rev. pénit., ibid., p. 272.

(18) 正木亮氏「行刑上の諸問題」(昭和四年)五四頁以下。

(19) Belym, ibid., p. 495.

(20) König, a. a. O. S. 86, Belym, ibid., p. 494.

(21) Belym, ibid.

(22) Mossé, ibid., p. 238.

(23) 川の註(11)參照。

(24) Hugueney, Trav. prép. p. 6.

ロ、關與の方法

之は更に二つに大別して考察することを要する。如何なる裁判官を其の監督の任に當らしむるかと言ふことゝ、裁判官は如何なる手續を經て其の任務を遂行するかと言ふことである。

裁判官の關與方法に付き二つの立場がある。一は裁判官のみに依つて行刑を監督するものであり、二は裁判官以外の者をも加へて、裁判官と共同に其の任に當らしむるものである。後者

は刑務委員會として後に一括して述べることゝし、今は其の前者に就て考察を進める。

先づ刑事の裁判官は嚴格に民事裁判官と分離せられたる上、其の刑事政策的素養に就き充分專門化する必要あるは勿論である。而して其の裁判官の數は一人の獨斷制とす可しとするものと、數人の合議制にす可しとするものある。單獨判事とする時は活動に自由があつて事務の處理が迅速に行はれ、又責任を感ぜしむることが強いと言ふ長所があるが(26)其の一面に於ては判斷の愼重と適切と、從つて其の權威とに欠ける憾みがあり、合議制とする場合は大體之と反對の結果を生じる。

其の監督は受刑者を單位とするか或は刑務所を單位とす可きであらうか。卽ち裁判所(又は其の一判事)が、其の判決言渡しを爲したる個々の受刑者を目標として行刑の監督を行ふか、又は之とは無關係に便宜の刑務所を指定して一率に其の收容者に對する行刑を監督するか。これ實際問題としては充分考慮に値するものである。勿論自己の言渡しを爲したる受刑者の跡を追はしめることが行刑の性質上最も合目的的ではあるが(27)受刑者が拘禁の都合により所々の刑務所に移送せられること屢であると同時に、裁判官にも異動があり(合議制とする場合には一層問題が錯綜する)且つ其の理想を達するが爲には全裁判官を動員する必要を生じ、到底實行困難であるから(28)、寧ろ後者の方法に依り刑務所を單位として監督を實行す可きであると考へる。又思想の一元を期する爲には、一刑務所に數箇の監督を行ふことがあつてはならぬ。一刑務所に對しては一裁判官又は一裁判所を以て監督す可きである

其他裁判官の經歷、任期、資格等に就ても論ぜられて居るが、餘り細微にわたることに成るから省略する。

次に裁判官以外の者をも加へると言ふ方法は、(29)或は檢事或は刑務官(敎誨師、保健技師)或は保護事業關係者或は學者或は辯護士等を加入せしめて一の委員會 commission を作り之をして行刑の監督に當らしめんとするものであつて、これ畢竟、學者の所謂監督委員會 Aufsichtskommission と稱する所のものである。(30)其の委員會の議長には裁判官を以て充つ可しとする點に於て特異性があり、(31)又行政權に對して嚴然たる獨立の地位を有す可きことが要求せられて居る。(32)此の刑務委員會のことは後述する所に讓る。

(26) Hoff, ibid., p. 3.
(27) Molloff, ibid., p. 3, 4.
(28) Magnol, ibid., p. 200.
(29) Montvallon, Rev. pénit., ibid., p. 189.
(30) 監督委員會に就ては前提正木氏「諸問題」五三頁以下參照。
(31) Corni, ibid., p. 6.
(32) Hoff, ibid., p. 3.

未決勾留制度の改革に就て (一)

猪俣幸一

目次

一、はしがき
二、未決勾留の基本原則
三、未決勾留の要件（以上本號）
四、未決勾留の權限
五、未決勾留の通知
六、未決勾留に對する不服申立
七、未勾拘禁所
八、未決勾留中の自由の制限
九、作業
十、敎誨及敎育
十一、未決勾留の本刑算入

一 はしがき

未決勾留制度は刑事訴訟法の諸問題中古くより最も論議されたところであり 又我が國に於て現に論議されてゐる問題である。

司法省が昭和九年關係各方面に諮問した司法制度改善に關する諸問題中にも「未決拘禁制度に關し考慮すべき點如何」と掲げてあり、(一)昭和十年七月に設置された司法制度調査會にも未決拘禁制度に關し諮問されてゐる、(一)司法省諮問事項に關する學界、辯護士會産業團體の意見は既に公表されてゐる。法律時報昭和十年三、四月號參照。

現在如何なる點が論議されてゐるであらうか、一は未決勾留の期間が屢々長期に亘ることを如何にして防止すべきかであり、(二)他は未決勾留の執行を如何にすべきかの點である。

(一) 昭和十年五月十三日刑事訴訟法第百十三條後段が勾留は「特に繼續の必要ある場合に於ては決定を以て一月毎に之を更新することを得」と改正公布された。
昭和十年五月の司法官會同に於て小原司法大臣は「未決

勾留を受けたる者の審理に付ては特に意を用ひ適正迅速に行はれ、「勾留期間を一層短縮することに一段の努力を拂はれたい」と訓示されてゐる。法曹會雜誌昭和十年七月號參照。

(三) 昭和十年五月の典獄補會同に於て長島司法次官は「未決勾留の執行に付ては彼等の身體名譽を保全することに十分の注意を拂ふ要ある」旨を訓示され、岩松行刑局長は未決勾留の執行に付「時に紀律維持の爲に斷乎たる處分をなさねばならぬ事が起りますし又人命保護の關係上革手錠其の他の戒具を使用せねばならぬ事が生ずるのでありますが斯樣の場合は嚴に法規の命するところに從ひて處置し、世の非難を恐れ又は不當の權威に俟り法規を逸脫するが如き行爲に出でてはなりませぬ」と敷衍されてゐる。刑政第四十八卷第七號參照。

わたくしは未決勾留制度の重要なる諸問題中立法例(四)及び既に發表された改革意見(五)を參考とし改革の必要ある點を論じて見たいと思ふ。

(四) 一九二六年十二月二十七日改正の獨逸刑事訟訴法を參照したこれに對する註釋書として參照したのは Hartung, Das Recht der Untersuchungshaft, 1927. ; Henschel, Die Reform der Untersuchungshaft, 1909.

(五) 小野博士「未決勾留の諸問題」(刑事法論集第一卷—昭和六年) 正木亮氏「行刑上の諸問題」(昭和四年)「昭和十年に於ける刑事政策の重點」(刑政第四十八卷第一號卷頭言) 原和雄氏「未決勾留の諸問題」(司法研究第十九輯十一)。

二 未決勾留の基本原則

未決勾留は刑事訴訟手續を進行せしむる爲に犯罪の嫌疑ある者を拘禁する强制處分である。

未決勾留の本質は身體の自由剝奪であるが、而も身體の自由確保は近世啓蒙運動の重要な目標の一つであつた(一)。自由、民權の保障は近代社會組織の根本原理となつた。その結果として近代立憲國家は等しく、國民の自由剝奪に對し國法上嚴重なる制限を設け、人權尊重の趣旨を明かにするに至つたのである(二)。惟ふに自由は人類の本質的要求である。所謂自由主義は超克さるべしと雖も、個人の自由保障に對する要求は到底捨て去ることは出來ない。自由は恰も空氣中の酸素の如く、生命を賦與する生氣であるから自由の剝奪は出來る丈け之を避けねばならぬ。併し、人類が國家社會なる團體生活を爲す以上、國家、社會の秩序を維持する爲に必要なる場合には、個人の利益を剝奪する場合のあり得ることは云ふまでもな

い。所謂「自由、人權」は國家、社會の秩序に反せざる限度に於てのみ認められるゝに過ぎなくなるのである。かやうな意味より國家は其の秩序維持に必要なる限度に於て犯罪者に刑罰を科することが出來ると同時に、科刑權の存否を明にする手續進行中に於て犯罪嫌疑者の自由を剝奪し、所謂未決勾留に附することが出來ることとなるのである。併し乍ら、自由尊重の精神は原則的なものであつて國家、社會の秩序維持の爲、個人の自由を剝奪せねばならぬことは例外的である。さればたとひ個人の自由を剝奪する場合に於てもその根本の精神に鑑みそれを必要なる最少限度に止むべきは當然の事である(四)。わたくしはさやうな點より未決勾留の基本原則の第一を、自由の剝奪は必要なる最少限度に止むべし、と云ふのである。

(一) ベッカリヤは、當時の「少數權力者」が「裁判官をして專恣に法律を執行せしめ市民を拘留し、自己の憎惡せる者に對しては極めて些細な口實の下に其の自由を剝奪」して居つた事を痛論してゐる。風早八十二氏譯ベッカリヤ「犯罪と刑罰」三〇頁。

(二) 帝國憲法第二三條、マグナカルタ第三九條、人權宣言第八條。

(三) 杉山武譯ブライス「近代民主政治」第一卷七九頁。

(四) 小野博士「刑事訴訟法講義」(全訂第三版昭和八年) 二三八頁。

未決勾留は刑事訴訟を進行せしむる必要上用ゐられるものである。即ち證據を保全し、被告人の逃亡を防ぐことが未決勾留の目的である(刑事訴訟法第八七條)。未決勾留と自由刑とは、等しく自由の剝奪なる點に於て相似たる外觀を呈するも、其の目的、其根據に於ては全く相異るものである(五)。故に未決勾留は刑罰と區別されねばならぬ。この點よりわたくしは基本原則の第二として未決勾留と刑罰拘禁との差異を擧げるのである。

(五) 未決勾留が刑罰と區別して觀念されるに至つたのは近世のことである。

ベッカリヤは猶未決勾留を刑罰と理解した。風早氏譯、前揭書三〇頁、正木氏、行刑上の諸問題、七七頁、小野博士、刑事法論集、一二七頁以下。

未決勾留は刑ではない、刑事訴訟を進行せしむる目的を有するに止まるものである。しかし、刑事訴訟を進行せしむる目的は刑を科するに在り、犯罪に對し社會を防衛するに在る。從つて未決勾留中の犯罪嫌疑者をして單に其の自由を剝奪するのみに止め、無爲徒食せしむるは社會防衛の目的を達する所以でないと思ふ。機會は常に

善用されねばならぬ。(六) 犯罪經歷に於て初心なる者が未決勾留に因り初めて監獄に入る時其の性格を惡化する危險大なることは容易に看取し得るところであり、他方に於て之を敎化し改善し得る可能性の最も大なる時であることは疑ない。(七) 又一方、犯罪の常習者に對しては未決勾留中に於ても改善の手を緩めず、特に嚴格なる規律の下に敎化すべきであらうと思ふ。(八) その意味に於て、わたくしは、基本原則の第三として、未決勾留中の被告人に對し敎育的處遇を爲すべきことを主張するものである。

(六) 小野博士、前揭論文集、一四九頁。

(七) 小野博士、前揭論文集、一三〇頁。

(八) 正木氏「行刑の時事問題」(昭和六年)第四一頁、「昭和十年に於ける刑事政策の重點」(刑政、四八卷一號三頁)。

三 未決勾留の要件

個人の自由保障の見地より見るとき、未決勾留の要件を如何に規定するかは、最も重大な意義を持つてゐる點である。(一)

(一) ヘンシェルは「勾留要件の論議は總ての未決勾留改革運動の自然な出發點である」と述べてゐる、Henschel, a.a.O. S. 38.

我が現行法の未決勾留の要件は

一 被告人定りたる住居を有せざるとき

二 被告人罪證を湮滅する虞あるとき

三 被告人逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき

である。(第九〇條第一項第八七條) 但し右の二、三の場合は五百圓以下の罰金又は拘留科料に該當する犯罪に就ては勾留は許されぬ(第八七條第二項)。

勾留せられ得る者は、被告人及被疑者である。(第九〇條、第二二九條、第二二五條) 卽ち共に犯罪の嫌疑ある者である。

何を以て犯罪の嫌疑となすか。犯罪の嫌疑とは「犯罪事實證明の可能性」(二)である。これは主觀的な推測ではない。客觀的に認識し得べき事實が存在してはじめて犯罪の嫌疑ありとされるのである。(三)(四)

(二) 小野博士、刑事訴訟法講義、三六三頁。

(三) ハルトンクは獨逸法の「犯罪の嫌疑」の註釋として「單純なる推定で滿足すべきではなくて其の嫌疑者が其の犯罪を確かに爲したと思はれる事實が存在しなければならぬ。しかも總ての犯罪の構成要件に亙つて嫌疑がなければならぬ」と述べてゐる。風早氏譯、前揭三一頁、これ刑事訴訟における專斷主義を排し、法定主義を採るべきことを主張するもので、刑法に於ける罪刑法定主義との主張と相照應するものである。

(四) ベッカリヤは未決勾留の要件として「世間の問題となること、逃亡、裁判外の自白、共犯の供述、被害者に對しての表明された敵意や脅迫の事實、罪體の存在、其の他類似の徵憑」を列擧し此等の要件は「凡て裁判官によるにあらずして、法律に依つて固定的に定められてゐなければならぬ」と述べてゐる。風早氏譯、前揭三一頁、

獨逸刑事訴訟法第一一二條は勾留の要件として「急迫なる嫌疑の原由」(dringende Verdachtsgründe) (五) の存在するを要する旨を條文に明記してゐる。(六) 急迫なる嫌疑とは嫌疑十分であることが必要である。しかし我が刑事訴訟法に於ては勾留の要件として犯罪の嫌疑十分なることを要する旨は明記して居らぬが、これは第九〇條が犯罪の嫌疑ありて起訴されてゐることを前提とした規定であるから、犯罪の嫌疑十分なることを要する旨を特に明記するを要しないとしたのであらう。現行犯及要急事件の場合(第一二九條)の檢事勾留はただ「急速を要する」ばならぬ」と述べてゐるが我が現行法の解釋としても妥當することである。Hartung, a.a.O. S. 35. Anm. 5. a.

(五) ハルトンクは dringend (急迫なる) とは in hohem Grad wahrscheinlich 十分なるの意味であるとしてゐる。前註(三)參照

(六) フランス治罪法は勾留の要件として犯罪の嫌疑あることを要する旨明記して居らぬが、學說並に判例上勾留の要件として indices grave (重大なる徵憑) の存在することを要すとされてゐるとの事である。Wilhelm Hetzel, Die Untersuchungshaft nach deutshem, österreichischem, französchem und englischem Rechte, (1899) S.3

被告人の勾留の要件として「十分なる嫌疑あることを要する旨明記することは必要でない。特に之を明記すれば、十分なる嫌疑ありて起訴する場合と、十分ならざる嫌疑にて起訴する場合との二つの場合の生ずることが豫想される。起訴は固より十分なる犯罪の嫌疑ある場合に爲さるべきものである。故に總て起訴された者は勾留の

要件としての十分なる犯罪の嫌疑ある者と考ふべきであらう。

併し、被疑者の勾留の場合は問題が別である。起訴前の勾留は十分なる犯罪の嫌疑ありて、證據保全に急速を要する場合に爲さるべきものであるから、この場合は「十分なる犯罪の嫌疑」あることを要する旨を條文に明記することが至當であらうと思ふ。更に、嫌疑の原由を記錄上明確ならしむること（後述）とすれば、二者相俟つて個人の自由保障に貢獻をするであらう。もとより如何なる場合に十分なる嫌疑ありと爲すかは、檢事の判斷に委ねられるのであるが、十分なる嫌疑と明記してあれば嫌疑の程度に特に注意せしむる效果はあらうと思はれる。(七)(八)

(七) Hunsche, a.a.O.S. 40.

(八) 現行法の下に於ても、檢事勾留及第二五五條の强制處分としての勾留は、犯罪の嫌疑十分にして起訴の見込十分あるときに爲されてゐる實狀にあるが、これを條文に明記することは、個人の自由保障の見地より見て意義があらうと思はれる。

次に、勾留の第二の要件は、第八七條第一項第一號乃至第三號の孰れか一の要件が存在することである。卽ち、罪證湮滅の虞あるとき、又は逃亡し、若は逃亡の虞あるときである。住居不定は逃亡の虞あることを法律的に推定してゐるものと考へられる。(九)(一〇)

罪證湮滅及逃亡の虞あるときとは單に推測されるときの意に解さるべきでない、具體的事實に基いて合理的に判斷されるときの意に解さるべきである。(一一)

(九) 獨逸法は住居不定なるとき逃亡の虞あるものと見做してゐる。次の註（一〇）參照。

(一〇) 獨逸刑事訴訟法第一一二條

十分なる犯罪の嫌疑あり、且逃亡の虞あるとき、又は罪證を湮滅し、若は證人共犯者を誘惑して虞僞の供述を爲さしめんとし、若は證人を誘惑して證言の義務を免れしめんとすることを推定すべき事實在るときに限り、被告人を未決勾留に付することを得、此の事實は記錄上明確ならしむることを要す。

左の場合は逃走の虞あるものと見做す。

一 被告事件重罪なるとき

二 被告人無籍者、浮浪者、身元不詳者なるとき

三 被告人外國人にして裁判所の召喚に應ぜず且判決に服從せざる虞あるとき

(一一) Hartung, a.a.O.S. 36. 37.

わたくしは勾留の要件に關する現行法の規定をもつて適當なものであると考へる。現行法以上に勾留の要件を嚴格且詳細に規定することは、個人の自由保障の趣旨に叶ふとしても、訴訟進行上機宜を逸する虞なしとしないであらう。わたくしは、現行法の規定を存し之を判事又は檢事の合理的運用に委すことが訴訟を適正に進行せしめる所以であると考へる。(一二)

(一二) 獨逸に於ては我が現行法と畧同樣なる規定をもつて自由保障に缺くるところありとなし一九二〇年草案は勾留の要件として

一 逃亡の危險を證明する事實存在するとき

二 被告人が罪證を湮滅し、又は證人共犯者を左右することを試みたること確實にして之が爲眞實の發見を困難ならしめたるとき

と規定してゐる。

次に、わたくしは勾留狀を發布するにあたり以上の勾留の要件の存在すること及其の判斷の基礎となつた事實の存在を記錄上明かにすべき旨の規定を新に設けることが必要であると考へる。(一三) これは後に述べる勾留審査手續の前提要件となるものである。これを具體的に云へば、判事又は檢事が勾留狀を發布するにあたり右の勾留要件の存在を說明した決定を記錄に添付して置くこととするがよいと思ふ。但し勾留狀そのものは現行法の形式によるのが取扱上便宜であると思はれる。此の勾留決定の理由は原則として被告人又は被疑者に告知するを要するも、審理の妨げとなる等勾留の目的を害する虞あるときは告知するを要せざることにすればよからうと思ふ。(一四)

(一三) 前註（一〇）參照

(一四) 勾留の原由の告知に關し獨逸刑事訴訟法第十四條は勾留は判事の勾留狀に依りて之を爲す。

勾留狀には被告人を精密に指示し、公訴事實並に勾留の理由を記載すべし。

勾留狀はなるべく勾留に際し被告人に告知すべし、宣告に依り之を告知するときは被告人に對し請求に依り謄本を附與すべき旨告知すべし

勾留に際し告知を爲さざるときは（勾留狀を執行するにあたり）公訴事實を被告人に告ぐべし、此の場合は速かに勾留狀の告知を追完すべし

と規定してゐる。括弧內はハルトンの註釋に基き筆者が挿入したものである。

矯正図書館

刑事社會學に於ける問題（五・完）

小川太郎

目次

一 序――問題の必要（以上四月號）
二 業績の若干と問題の若干（以上五、七、八月號）
三 概念、本質、方法
四 結論（以上本號）

三

以上、刑事社會學的研究の範圍に於て今まで採られて來た構成とその下に爲し遂げられて來た研究の內容について極めて大ザツパではあるがスケツチを與へたつもりである。そして、かたがた、それらのうちに含まれてゐる問題を個別的に指示したつもりである。要約すれば、今日までの刑事社會學の發展によつて、われわれはそれがもつてゐる學問的意義とその大體の方向とについて教へられるところ多いのであるが、同時に、その學問は如何なるものを如何に採り上げるかといふ點に於ても、又採り上げたものを如何に處理するかといふ點に於ても、判然としない多くのものをもつてゐるのである。この學問の發展の下に跡づけられた成果の上に嚴密にこの學問を規定することが必要であらう。

われわれはこの學問の概念の規定から始めよう。

今までこの學問に與へられて來た概念は大別して二つに分けられるであらう。一つは刑事學的研究の殆んど總てをそれに含ましむる極めて廣義のものであり、も一つは犯罪生物學に對立せしめた意味のそれである。フェリーは實證的研究の總てをこの學問のものであるとしていふ。經驗哲學の發展に刺戟され、そして又伊太利に於ける刑法學說と犯罪の狀態との對照に依つて、種々なる原因に種々なる治療を適切に爲さんが爲めに犯罪の發生を知らうとする根本的目的をもつて、實證學派が生れた、この學派は爾來、刑事社會學の名の下に一般社會學の一分派となり、「余は人類學、生理・心理學（Physio-psycholo-

logie）、精神病學、及び刑事統計の經驗的資料と、それと並んで犯罪現象を克服すべく科學に依つて指示された方法とを包含せしめんとして、一八八二年この分派にその名――『刑事社會學』――を與へた」と。そして「人類學と統計とは刑法とともに犯罪（自然的、社會的、從つて又法律的現象として考へられた犯罪）の研究であり且つ社會の防止的な鎭壓的な防衞に對する最も有效な手段の研究であるところの一つの科學の各章をなすものである」そして「犯罪と刑罰との學問は嘗ては論理的空想といふ唯一の力に依つて齎らされた三段論法の敎義的な解釋であつたが、わが學派はそれを、人類學、心理學及び刑事統計に基き並びに刑法と監獄に關する研究とに基き綜合科學となるところの實證的觀察の科學としたのである。そして余はその綜合科學に『刑事社會學』といふ名を與へた」と。(一)

即ち彼に於ては現代の原因論的研究の總てと政策論の總てとがこの學問の任務とされてゐる。之と殆んど同樣な範圍に於てこの學問を規定するものに現代に於てザウエルがある。即ち彼はその「刑事社會學」の卷頭にいふ「刑事社會學とは犯罪及び犯罪者の認識並に其の處置につき意義ある社會的事實の學である」と。その方法を異にし、從つてその內容を異にし、そしてその社會的意義を異にすることは勿論であるが、形式的に見て、その範圍がフキリーに於けると大體に於て同樣であることは否み得ない。

然しこういふ概念に於ては、殊にフキリーのそれに於てはわれわれはこの學問が何故に「社會學」といふ名を付せられなければならぬかの理由を發見し得ない。現在の學問の發展からみるとき社會に關する學問と自然に關する學問とは明白に限界づけられてゐる。歷史的意義に顧みてそれを「社會學」と名付けることはよい、しかし現在の學問的狀態に於て包括的に社會學と名付けることには疑がある。勿論ザウエルに於ては、それが「社會學」といふ名をもつことには一應の理由をもつてゐる。彼に於ては刑事社會學は犯罪者を單なる自然的存在として探究するのではなく社會現象としての犯罪行爲を理解するに必要な限りに於て其の主體たる人格を研究するのであり、從つて自然科學的研究はその限りに於て爲されるものであり、その本質は結局「社會的事實」の學であるのであるから。然し乍ら彼に對しては別の意味に於て社會學以上のものを包含するといふ讚りを捨て得ない。即ち彼に於ては「學」と「政策」とが極めて巧妙に混淆されてゐる。(二)が、如何に巧妙にそれが爲されてゐても法則の學と

規範の學とが峻別されねばならぬとする今日の段階に於ては、これらを刑事社會學といふ名で一括して稱することには遽に同意し得まい。

も一つの傾向は社會學を遙かに狹く解する。その代表的なものとして既に述べた如くリストの「全刑法學」の體系に於ける「刑事社會學」がある。其處では、畢竟、犯罪の社會的原因を探究するといふ任務に於てこの學問が理解されてゐる。「犯罪は一定の社會環境の下に於て發現する人の反社會的情操である。されば、犯罪學が犯罪原因を探究するに際して、犯罪を一の社會的現象として觀察するときには刑事社會學が成立し、犯罪を人の生物的現象として觀察するときには刑事人類學若くは刑事生物學と稱せられる一部門が成立する」(三)のである。エックスナーが刑事社會學を「犯罪を社會現象として記述し其の社會的制約の下に於て把握せんとする學問なり」となすのもこの傾向の一つである。ただ此處に注意しなければならぬのはエックスナーに於ては社會的原因を探究するものとして提示されてはゐないで、社會的制約の下に探究するとされてゐる點である。(四)

(一) Enrico Ferri, Criminal Sociology (The modern Criminal Science Series) 1917, p. 2, p. 557, p. 36 なほ Cantor に從へば此の著のもとの表題は一八八一年に出た「新水準」であつて、「刑事社會學」といふ名が與へられたのは一八九一年に出たその第三版に於てであると。即ちそれは最早刑法の新水準を示すといふに止まらず、犯罪の科學的研究の明確な序說としての地位を得たといふ意味に於て。(New Prison Program of Italy Criminal Law and Criminology. July-august. 1935)

(二) 例へば彼の社會類型學的方法と稱するものを見よ、道德的價値判斷が前提となるとともにそれは結局犯罪道德學 (Kriminalistische Tugendlehre) に外ならぬ。(a. a. O. Vorwort VIII, S. 4ff. S. 21)なほ社會學と道德學の關係を示唆するものとして田中熙氏「デュルケムに於ける道德社會學と社會學的道德論」(哲學研究第十八卷十二册) 參照

(三) 島保氏「刑事政策學大綱」二頁。なほ山岡博士「刑事政策學」一五九頁參照。

(四) この二つの傾向の外になほ一般社會學から又は一般社會現象と同列に犯罪を論ずる傾向がある。そしてそれが刑事社會學的研究の本質をつくものであることは否定し得ない。ケトレー、エッチンゲン等、その外に社會學者 (例へばタルドなど) の研究は外形的には一括して此の第三の傾向に入れることが出來る。が「刑事社會學」といふ言葉を問題とする意味に於てこゝではこれを省略する。

かくて、形式的な點に着眼すれば、この學問の概念は二つの方向に分けられるのであるが、然らば何れを以て正當な方向なりとするか。勿論、われわれはこの「刑事社會學」といふ名のみに拘はるものではない。しかし、その名の下に爲されて來た研究の成果は尊重しなければならない。又人はそれを如何樣にも規定することが出來るであらう。しかし、從來の研究と必然的な連繫の下に規定するのでなければ、それは學問的根據を得ないものといはざるを得ないであらう。われわれは此の故に業績の大體を顧みて來た。われわれはこの業績の批判の上に刑事社會學を次の如く規定する。「刑事社會學は犯罪現象の科學である」と。卽ち前者の方向からは政策的意圖と自然科學的研究がとり去られねばならぬし、後者の方向からは端的に犯罪の原因を知らうとする意圖を捨て去られねばならぬといふ意味に於て。廣い意味に於ける刑事に關する學問のうちには、勿論、自然科學的研究の成果も採り入れられねばならぬし、政策的研究も當然に其の一部となるべきであらう。然しながら、今日までの發展に於ては、自然科學の部門のものたるべき犯罪生物學と、社會現象の科學なるべき刑事社會學と、そして存在自體を目的としないで理想から評價をなすところの刑事政策とは、意識的にせよ或ひは無意識的にせよそれぞれに漸次その形態を明確にして來てゐる。そしてその刑事社會學に於ける最近の形態をわれわれはエックスナーのそれに見出すことが出來るのである。

然らば、社會刑事學の對象たるべき犯罪現象とは如何なるものであるか。犯罪現象は如何なる意味に於ても社會現象である。先づ第一にそれは社會を前提とし社會の內部に於ける以外には存在せぬ意味に於て社會現象である。「一人のロビンソン・クルソーは決して犯罪を爲すことを得ない。その神への誹謗も、獸類との爭ひも、物品の毀棄も決して犯罪ではない」「犯罪は概念上、反社會的行爲である。(一)社會は從つて犯罪の思想上の前提である」。のみならず、第二に犯罪現象は反社會的行爲として、社會的行爲である意味に於て、社會現象である。犯罪は現象的には正に人間の物理的な行爲である、けれどもその行爲が犯罪となり得るのは、その實質が社會的行爲であるからである。犯罪現象の本質は社會にあるのであつて決して行爲にあるのではない。犯罪生物學は犯罪現象を問題としてゐるのではない。それは物理的な意味の行爲——

人間を中心としてゐるのである。

犯罪現象の社會現象たる所以、詳しくいへば現象的には物理的行爲であるところの犯罪現象に於て何故にその行爲が社會的であるかの理由を根本的に規定する爲めに、われわれは暫く個人が社會に於て占めてゐる地位にまで考慮を及ぼさう。

そもそも社會と個人との關係はその歴史的發展に於て次の如き段階を經てゐる。卽ち、第一に、社會と個人とが一體を爲してゐた時代、從つて個人は何等特異性を帶びたものとしてあらはれず社會のみが唯一の存在となつてゐた時代、第二に、社會と個人との一體性は破れては來たものの自然的存在である個人は未だ獨立したものとしてあらはれず、それが結合したところの特定の集團と全體社會との關係に於て觀られた時代、第三に、近世に於てあるが如く個人が社會から離脫して全く獨立な自由なものとしてあらはるゝ時代。(二)こういふ發展は例へば一つの線が分裂して點となる過程にも比することが出來る（同時に最近に於てはその「點」は再び結合の過程にある例へば政治經濟其他に於ける統制の傾向)。「歴史的發展の結果として、今日に於ては個人は最早或る一定の共同社會形式、例へば原始狀態における氏族の如き共同社會形式或ひは中世に於ける『階級』(Stand)或は手工業組合(Zunft)の様な共同社會形式の如く、個人が共同社會に取つてその個人的特異性の方面から觀られることなく、全くその類型的價値の方面から觀られた様な、左様な或る一つのきちんと定まつた共同社會形式に、嚴密に動きの取れぬ様に拘束されてゐるといふ様なことは無くなつて來たのである。つまり原始社會や中世に於ては個人は個性を認められることなく、全く共の社會の傳統に依つて拘束され、皆千篇一律の人間となり、一歩もその埒外に出づることの出來ない様な社會に拘束されてゐたのであるが、今日に於ては、歴史的發展の結果として事態が變つて來たのである。(三)個人は寧ろ以前よりは自由となり且つ獨立的となつた」　然しながら獨立的となり自由となり社會に對立するかの如く見ゆるのはその本質に於て然るからではない。人類は何時も社會的存在である。われわれは歴史的端初に於て然る如く現代に於ても亦紐帶を以て、「見えざる手」を以て強く社會に結びつけられてゐる。たゞ異るのは集團ではなくて個人が單位となつて來たことにある。今日に於て、個人の「自由や獨立は一種特別の性質を具へた自由であり。獨立である。共同社會や利益社會から離脫するといふ様な意味ではない。事實は全

く其の正反對である。先づ第一には特殊な形式の社會が出來上つて來る。そして最早群や氏族の形式の様に生活共存の自然的條件に依存するのではなくて、比較的獨立的であり且つ獨特の價値を具へた個人の團體となつたのである。……個人は一人で種々の社會に關係してゐるから、個人として種々雜多の社會的關係の交點(Schnittpunkt)を爲してゐるのである。家族や、地方自治團體や國家は勿論、職業、階級、社會層等の共同社會や利益社會の交叉點に立つて、凡てに關係してゐるのが現代に於ける個人である」(三)　しかし、それは關係せんとして關係してゐるのではない、意識すると否とを問はず人類のいはゞ原罪として關係付けられてゐるのである。そして具體的にはその特定な社會の歴史的發展の結果に依つて必然的な様相に於て關係付けられてゐるのである。個人は畢竟、社會といふ大きな網の一つ一つの結び目(Knotenpunkt)である。個人に於ける生活の行爲はこの結び目をつなぐ糸である。そして犯罪といふものはこの結び付きに生ずる現象である。

個人は社會の結び目である。その結び付きには、しかし乍ら、歴史的發展の集積として與へられたノーマルな結び付きと然らざるものとがある。犯罪現象はこの後者卽ちアブノーマルな結び付きとして考察さるべきである。われわれは今日、物品の收受といふ結び付きに於ては、歴史的發展の結果として、賣買、贈與といふ如き形ちを採ることを常とする。然しながら、同時にそういふ狀態に於ては、これと全く異つて物品の奪取、强取といふ如き物品收受の形式をも考へることが出來る。この場合これはノーマルな形式に副はぬ意味に於て明かにアブノーマルであつて、これが犯罪であるのである。換言すれば犯罪現象はアブノーマルな結び付き、アブノーマルな生活現象と解さなければならぬのである。

かくて犯罪現象は、思考の必然に於て、極めて明白に社會現象であり、「事實的生活現象」(四)である。勿論われわれはこの「結び付き」——この現象を法律的評價の方面からも採り出げることが出來るし（刑法學)、それを組成する物理的な行爲の方面からも採り上げることが出來るし（犯罪生物學）さらに理想からの評價の方面からも論じ得るであらう(刑事政策)。然しながら、犯罪現象そのものの本質的な姿を純粹に觀察することは刑事社會學に於てでなければならぬ。

犯罪現象に對するわれわれの認識は、線から點へ分裂したものと見ることの出來る社會の歴史的發展に相應し

て、それぞれ時代的な様相を帶びてゐる。卽ち、第一の時代に於ては犯罪は宗教的な見地から考へられた。第二の時代に於てはそれは道義的な見地から考へられた。第三の時代に於てはそれは科學的な見地から觀察される。「古代の『運命』(Fatum)、中世の『神意』(Gott will es)の代りに、ケトレーは『社會の命令』(die Gesellschaft befiehlt es)を置いたのである」といはれる。(五)近世の如く個人が社會から「離脫」しない時代に於てはその犯罪現象の認識も「運命」や「神意」に依つて極めて明らかであつたのであるが、紐帶がわれわれの視界から離るゝや、犯罪現象はわれわれに尠くとも「手におへぬ」ものとなり、その把握は極めて必要となり、かくして、古い紐帶の思ひ出から領域を「社會」に、方法を「科學」に見出したのである。そこに刑事社會學が發生した根據がありそれが卽ちこの學問の本來的な姿であらう。

(一) Exner, a. a. O. S. 12

(二) 橋本文雄氏「社會法と市民法」一五八頁以下、參照

(三) (四) 松月秀雄氏「現代の哲學的教育學的潮流」(昭和七年)四二頁

(四) リープマンはクリミノロヂーを全刑法學のうち抽象的概念としてではなく、事實的生活現象(tatsächliche Lebenserscheinung)として犯罪を研究する部分であるとする(Krieg und Kriminalität S. 1)こゝにいふのは言葉の嚴密な意味に於てである。

(五) Roesner, Kriminalstatistik (Handwörterbuch der Kriminologie) S. 28

かくて、刑事社會學は犯罪現象の科學であるが、然らば、その學問の直接の對象とその對象を處理すべき方法とは如何に規定さるべきであるか。先づ對象について述べよう。

犯罪現象は上述の如くアブノーマルな「結び付き」、アブノーマルな生活現象なのであるが、然らばそういふものをわれわれは如何にして社會のうちから拾ひ上げるのであるか。今日に於ては犯罪たるや否は專ら刑法の活動を俟つて初めて明らかである。デュルケムは「社會的事實の觀察に關する規準」についていふ「共通的なる若干の外部的特徴によつて豫め決定されたる一群の現象以外のものは、之を決して研究對象として採らざること、而してこの定義に適合するところの一切の現象は、之を同一研究中に包含すること。これがその規準である。例へば我々は、一度遂行さるゝや、刑罰の名の下に特別なる反作用を社會によつて決定さるゝ外部的特徴を一樣に示す若干の行爲の存在を認める。我々は之等の行爲を獨特の一群となし、それに一の共通規定を課す。卽ち我々は罰せられる一切の行爲を犯罪と呼び、斯く規定されたる犯罪を一の特殊科學卽ち犯罪學の對象とするのである」(一)と。今日に於ては、刑罰のみならず保安處分も亦この「共通的なる外部的特徴」となつてゐる。されば、われわれは刑罰と保安處分とによつて特徴づけられたものをこの學問の對象とすべきであらう。(二)從つて生活現象に於て如何にアブノーマルであつても、それが刑法的活動の外にある限りは、それを對象とすべきではない。蓋し刑法が採り上げてゐるか否かは決して刑法の恣意に依るのではなく、歷史的發展に依つて極めて嚴密に決定されてゐるのであるから。この點に於て刑事社會學は道德社會學と區別さるべきである。デュルケム學派は此處にいふところの刑事社會學に於ける問題を法律社會學といふ範圍のうちに論じてゐるらしいが、それは上述の意味を反面から肯定してゐることとならう。

なほ、エックスナーは對象に關して、記述のそれと說明のそれとを分つて、記述の對象は「個々の犯罪(Verbrechen)の集團」である、(三)その支柱は犯罪(Kriminalität)の樣相を得る」ことであるとし、「說明の目標は社會的關係(die gesellschaftlichen Zusammenhänge)に向けられる」となすのであるが、(四)後者の說明の對象といふ點は暫く措いて、前者の記述の對象が犯罪(犯行 Verbrechen)の集團、卽ち犯罪(Kriminalität)であるとするのは極めて當然であらう。蓋し、社會學的研究に於ては大量がその性質、運動の特徴を明かにするのであるから。ケトレーも亦その「中人」(l'homme moyen)といふ觀念に於て明白にこの方法を用ひてゐる。この點に於て刑事社會學は犯人の所謂「社會學的調査」とは混同さるべきではない(素材としての意義は認めなければならぬけれど)。エックスナーは、集團現象の理解は關係を人間の心理にまで遡つて論求し得ることを前提とするのではあるが、それは勿論具體的な人格の心理に求めるのではなくて、定型としての「人間」に求められるべきである旨を語つてゐる。(四)

(一) 田邊壽利氏譯「社會學研究法」一一三頁

(二) 「刑事政策上の犯罪」といはれるものと一致する——正木亮氏 刑事政策講義 プリント(昭和七年)參照

(三) Exner, a. a. O. S. 11

(四) Exner, a. a. O. S. 13

次に、かゝる對象を扱ふべき方法は如何。

それは科學的研究の一般的規定に從つて觀察と說明とに求められる。屢ゝ述べたやうにエックスナーは記述(Beschreiben)と說明(erklären)とを刑事社會學の任務としてゐるのであるが、その方法もこの二つのものに適合しなければならぬとしてゐる。

觀察に於ては、實驗が不可能であるところのこの學問の對象に對するとき、とりわけ統計的觀察が重視される。フェリーはいふ「物理學や生物學の現象に於て容易である實驗は、社會的な現象に於ては困難であり屢ゝ不可能でもあつて、觀察が最も適當な科學的探究の方法である。そして統計は觀察方法のうち最も有用な方法の一つである」(一)と。統計方法はまことにこの學問に缺くべからざるものである。(二)が、同時に、この方法以外になほ、觀察方法として具體的事實の歷史的記述、習俗等に關する記述、警察、司法等の統計などが極めて有效な補助手段を爲すものであることを忘れてはならない。

さらに、統計に於ける犯罪の分類は、既に述べたるごとく(本稿七月號參照)、被害法益から劃されたところの刑法上の表現をかりてゐるのであるが、犯罪現象を事實的生活現象といふ本質的な點から觀察するこの學問に於ては、「結び付き」の類型——生活現象の類型(例へば經濟學に於ける生產、交換、分配、消費といふ如き)から出發することが寧ろ望ましいのではあるまいか。エックスナーは、個々の構成要件に依る分類のみが滿足な結果に導くのであるが、そういふ細かな分類でもなほ決定的な樣相には導かない、何となれば同じ犯罪の類型の內部に於ても又質的な觀察は量的な觀察に劣らず重要であるからである、といつてゐるが、(三)それは明らかに從來の分類に對する不滿の言葉である。

觀察の結果として記述されたものは說明されねばならない。說明するといふことは、しかしながら、從來殆んど常識的に考へられてゐたやうに「原因」を知るといふことではない。犯罪現象に於て、かゝる「原因」を知るといふのは不可能であるばかりでなく無意義である。物理的な行爲の原因は或ひは自然科學的研究に依つて知ることが出來るであらうけれども、「結び付き」——「生活現象」の原因を知らうとすれば、それは畢竟、歷史を逆に遡つて行くといふだけのことになる。勿論何物も原因なしでは生じない、しかしこういふ意味の原因を刑事社會學が探究するものであるとすれば、それは極めて不遜

であるの譏を免れぬであらう。刑事社會學はたゞそういふ原因に何物かを寄與するだけである。この學問に於ける說明の本質は「理解」(Verstehen)にある。エックスナーは犯罪の發展とその時間的、空間的、人的な差異とを說明するといふことは、自然科學の意味に於ける原因からの把握を意味しないで、推理の根據からの心理的な把握即ち理解を意味するのであるといつてゐる。理解というのは意味の關係(Sinnzusammenhänge)の把握である、行爲の意味を知つたとき、行爲があらはれる制約と理由を知つたとき、犯罪は理解せられたのである、といつてゐる。(四)

然らばその說明する——理解する方法は如何。從來常套手段とされて來たところの比較的方法(die vergleichende Methode)はなほ極めて重要なものとして認められるべきであらう。「一つの現象、例へば竊盜の一時的な激增といふ如き現象は、その發展が同一時期に於いてこれと平行に動くところの特定の社會學的な變化と意味づけられたときに理解される」(五)のである。さらに、デュルケムはいふ「一の現象が他の一の現象を生ずるといふことを論證する方法を我々は唯一つしか有しない。その方法とは右の二現象が同時に現はれてゐる若しくは同時に現はれてゐない諸多の場合を比較し、且つこの二現象がその種々の場合の結合に於いて表示する諸變異の一つが他の一つに依據するや否やを檢討すること、即ちそれである。かゝる現象が觀察者の意の儘に人爲的に作り出さるゝ時にはその方法は所謂實驗である。之に反して事實の產出が我々の意向に因ることなく、只それ等が自然に產出されたる如く我々によつて關係づけらるゝに過ぎない場合にはそれに用ふる方法は間接的實驗即ち比較的方法である」(六)と。こういふ比較的方法(共變法)以外になほ、記述に於て與へられた統計そのものの解析、其他この學問に隣接せる諸科學の寄與は說明の補助的な手段となることは勿論である。

次に、かゝる比較的方法其他に依つて犯罪現象が意味に於て關係づけられるところのものは何であるか、言葉を換へれば、われわれは犯罪現象を何の制約に於て理解するのであるか。既に述べた如くエックスナーはそれをいはゆる「社會的制約」の下に理解しようとするのである。そしてその實際の取扱ひを見ると、既に明らかであるやうに、個人心理學的な領域を之に對立せしめて、結局はI・K・Vの二元論的立場を離れることなく、原因を拋棄

したところの積極的な效果をその論證の實際にはあらはしてゐないのである。(七)しかしながらわれわれは上述の如くこの學問を規定するときその領域が何故に社會的環境のみに限られるかの理由を發見し得ない。いはゆる自然的環境、社會的環境の總てが犯罪現象に對置さるべきであらう。犯罪生物學とこの學問とは既に述べた如く原因論に於ける分業を擔當してゐるのではない。彼は物理的な行爲の自然的研究であり、此は生活現象の社會學的な研究であつて、兩者は範疇を異にしてゐる。社會的事實のみならず關係すべき自然的事實にも論證を及ぼすのでなければ不完全の譏を免かれない。デュルケムに於ても社會的事實の發生原因は先行的社會事實とそうして結局は內的社會環境（自然的環境と人的環境）の構造中に求められねばならぬとされてゐる。(八)刑事社會學は原因を知らうとするのでないが、こうした自然的事實に於ても亦意味付けられねばならぬことは明らかであらう。そして犯罪現象を自然的、社會的環境のうちに說明する場合、犯罪現象の如何なる點を環境の如何なる點に對應せしむるかに付ては、事實的生活現象——結び付きが類似する點を以てこの見點とするのを妥當とするであらう。

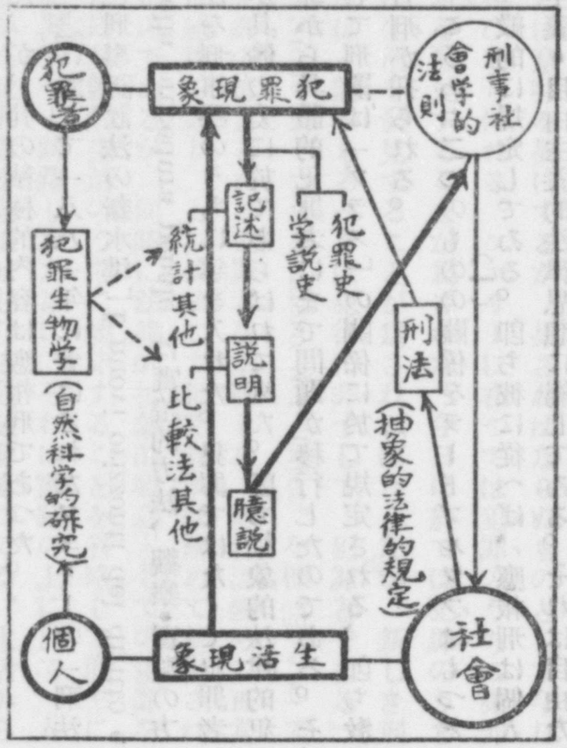
かくて、刑事社會學に於ける方法は概ね前記の如く規定されるのであるが、その研究に依つて構成されるものは、畢竟、臆說（Hypothese）であり「觀察を繰返すことに依つて、說明の根據と認められた變化や關係が再びあらはれる場合に同樣な犯罪現象が伴ふことが判明するならば、其處に臆說の證明（Bestätigung）があり」「その證明は說明の確率の程度を高める」けれども絕對的な眞理は示されない」のであらう。(九)

こういふ方法に基き刑事社會學の學問的構成は、「犯罪の發展と狀態とを記述し說明する總論的部門と「個々の住民集團（Bevölkerungsgruppen）の刑事社會學をあらはす」ところの各論的部門と分けられ、後者はさらに、第一に、浮浪者、詐欺師、職業犯罪者の如き定型的な人間が生活する條件、「彼等が犯行に於て使用する形式と方法」に關說するところの「個々の犯罪者集團の社會學」と、そして第二に、都市住民、個々の職業集團などの如き集團の犯罪の種類と範圍とを他との比較の下に記述して、その特異性を說明しようとする「個々の住民集團の刑事社會學」とに分けられる。(九)

そしてなほ、學說史と犯罪史とがこれらにつけ加へらるべきであらう。

本項に述べたことを補足する意味で左にその大體を圖示しよう。（圖式1）

（圖式1）



はデュルケムは說明を社會的事實の發生原因と機能を知ることにありとし、因果關係の設定を社會學的研究の目的としてゐることである。

(七) エックスナーは「環境といふ概念は自然的環境並びに社會的環境といふ個人の外に橫たはるものを意味する。社會學者はたゞ社會的環境のみに關說するのであるが、人間の生活狀態の條件として例へば季節の如きは、それが社會的變化に影響する限り視野のうちに入り來る」といつてゐる（S. 15）

(八) 田邊氏譯前揭二五三頁——二五六頁

(九)（一〇） Exner, S. 13

四

以上數項に亘つて私は不完全ながら業績を回顧し、本來の姿に於て刑事社會學をきわだたしめんとして來たのであるが、そういふことが決して議論の遊戲ではないことを示す意味から、再びその有してゐる今日の任務を述べて結論としたいと思ふ。

一七六四年、チェザーレ・ベッカリヤが「刑法の發展における近代的段階」を記錄したところの「犯罪と刑罰」Delitti e Delle Pene を著して以來、刑法の發展は三つ

(一) Ferri, ibid. p. 136

(二) 統計については拙稿「學問としての刑事統計」（日本犯罪學會雜誌第一卷第六號）參照

(三) Exner, a. a. O. S. 14

(四) (五) Exner, a. a. O. S. 13

(六) 田邊氏譯前揭二八〇頁、たゞ注意しなければならぬの

の特徴的な時代を經過したかに見ゆる。ベツカリヤと古典學派の徒とは實際問題としては中世の殘酷を廢棄することに、理論問題としては抽象的法律内容を樹立する、卽ち犯罪とそれに對應する刑罰を規定することに主に興味をもつた。犯罪の法律的抽象的規定が彼等の仕事であつた。そして刑罰は「マイナス」の關係に於て規定された、が、其の積極的内容は應報刑であつた。

之に對して一八八一年に著はされたフェリーの「刑法と刑事訴訟法の新水準」I nuovi orizzonti del diritto e della procedura penale は實證的方法、觀察・實驗の方法を刑事學のうちに導き入れた。犯罪ではなくて犯罪者が具體の姿に於てあらはれて來た。卽ち抽象的法律的犯罪から具體的犯罪者にまで問題が移行したのである。そして刑罰は「プラス」の關係に於て規定される、卽ち教育刑が採られる。

こういふ二つのものの關係をラードブルツフはもつと一般的に規定してゐる。(一) 卽ち彼に從へば、應報刑は個人主義・自由主義的法律思想に屬してゐる。それは自由な勞働契約に關してあるところの個人主義的・自由主義的な觀念と同樣な構造を示してゐる。彼處に於ては勞働なる商品が、此處に於ては犯罪が、他の事物(Sachwert)と比較し得る事物として見られ、人格の全關係から切り離されてゐる。彼處に於て勞働者はたゞ手であるに過ぎぬと同樣に、此處に於ては素質や社會に依つて制約されてゐる人格、生々した人間ではなく、その個々の犯行に關してのみ觀察される「犯罪者」である。然しながら社會的な世界觀がこの樣な個人的なそれに代つた第二の時代に於ては、應報思想や威嚇思想に代つて社會防衛の思想、教育、保安の刑法があらはれる。新しい勞働法制が勞働力を以て何等か人間より遊離し得べきものと觀ずることなく、寧ろ勞働を以て一定の見點より見られたる全人間たるに外ならぬと認識する如く、新しい刑法は犯罪を以て何等か犯罪者より遊離し得べきものとせず、これも亦、ある見點より觀られた全人間たるに外ならぬものと認めるのである。

(一) Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft 1929 s. 103 橋本文雄氏「個人法より社會法へ」(法學志林第三十二卷第十二號) 五〇頁

この刑法に於ける個人主義から團體主義への移行——自由放任から統制への移行は、しかしながらその統制への轉換の初期と團體主義の强化した今日とを比較するとき、その態樣を稍ゝ異にしてゐるやうに思はれる。其處

にわれわれは統制の强化した今日を第三の段階として考へる理由をもつてゐる。これは既に述べた團體主義の純化の過程として特徴づけらるべきであらう。

刑事社會學は嘗てフェリーに於て爲された役割を當時とは意味を異にするが、果さねばならぬものとして今日再びあらはれる。フェリーに在つては犯罪のうちに犯罪者を發見することが爲された。今日に於ては犯罪のうちに生活を發見することが爲されねばならない。新しき刑法は「罰せらるべきは犯行に非ずして、犯罪者である」"Nicht die Tat, sondern der Täter" を標語として犯罪の擔當者たる犯罪者を重視した。それは極めて正當な過程であり、それに依つて犯罪對策は極めて整備されたのであるが、同時に法律的抽象的概念としての犯罪をなほ具體的生活のうちに規定することを省略して直ちに犯罪者へと跳躍したために、それは實踐の上に於て、人間から犯罪者を遊離せしむる危險をもつてゐ、生活から犯罪を獨立せしむる危險をもつてゐた。團體主義が强化するとともに、そこに新しく犯罪概念を規定するものを生ぜしめ、應報思想を擡頭せしむる空隙をもつてゐた。

犯罪から犯罪者を導き出すとともに、犯罪から具體的生活が導き出さるべきであり、そして犯人の統制とともに犯罪が統制せらるべきであり、かくて團體主義は正當な方面に强化さるべきである。ラードブルツフは新しき刑法の標語を「罰せらるべきは犯罪者でなくて人間である」"Nicht der Täter, sondern der Mensch" とするを寧ろ妥當なりとなすのであるが、われわれは前述の標語との間に、單に言葉の表現のみに止まらぬものの存することを感ずるのである。こういふ事態に資するために刑事社會學は今日新しく登場して來る。そしてその歷史的任務は結局その學問本來の姿に於て犯罪とは何ぞやに答へることである。

嘗て述べたごとく、今日の刑事社會學はメツガーに於て或ひは否定せられ、ザウエルに於て全體的批判にさらされ、シュナイケルトに於て社會學の導入を語られるのであるが、それらは、無意識の裡に、この學問に前述の如き歷史的任務を自覺せしむる爲めに、それぞれの角度からこれを眺めてゐるのに外ならぬのであらう。そしてさらに廣くは、教育刑に對する何等かのアンタゴニズムが今日起りつゝあるのは刑法學が結局に於て犯罪といふ點に事物的な基礎を缺いてゐることに基くのであらう。

例へば、今日われわれは犯罪類型か犯人類型かといふ論を聞くのであるが、しかし問題はしかく選言的に解決さ

るべきものではなからう。

刑事社會學が其の本來の姿に於て專門科學として樹立せられる過程といふものはたゞに論理的必然といふごとき理論上の問題としてのみ然るのではない、其の實際的な意義も亦、かくて極めて重要であるのである。

以上、私は極めて未熟な研究と生硬な思想を不文のまゝに書きつらねて來た。論じようとして論ずる機會をもたなかつたものも多い。それらは總て別の機會に讓ることとし本稿はこれで擱筆する。

（昭和十年九月）

行刑成績採點上の前提に關する若干の考察

——累進處遇の積極的展開のために——

寺光忠

一

受刑者改善のためのよき案內人としての行刑累進處遇令があらはれ、それがわが行刑の本流となつてより、すでに二年になんなんとしてゐる。その間の實績は、相當高く評價せられねばならない。

しかるに、近時漸く、累進處遇の實施上若干の反省と考慮とをもとめるの聲が擧げられて來た。卽ち「濫用による不快なる余味」を殘すことのないやう充分なる配慮の下に累進處遇を行ふべきであるといふことが教育學的見地からして高調せられ、(一)さらにまた、他方、あらたに累進處遇に對するやゝ制限的なる規律が設けられた等が裏面にあらはれたるそれである。

行刑累進處遇令の運用が圓滿にすすんでゐないとすれば、われわれはその理由の根本的なるものについて考へ及ぶところがなければならない。曰く、先づ第一に、實施上の未熟と誤解とである。累進處遇の全國的實施は、これに對するよき消化力の不足せるところのものあるを示してゐる。われわれは常に強き研究的態度を失つてはならない。常套化を慮れねばならないのである。第二に、行刑累進處遇令に對する解釋の不統一と施行規程の不完全とその施行規程の全國的不統一とである。

惟うに、累進制度そのものは、まことに、「完全に教育理念に導かれてゐて、行刑の總べての型のうち、最も早き教育的成果を約するものである」(二)。累進制度こそは、行刑學が今日漸く科學的實踐的研究によつて獲得した最大の結實であることを忘れてはならない。(三)われわれは、

行刑累進處遇令の研鑽とそれに基く處遇の適正とに教化的大原則を保持しなければならないのであつて、頃日、加へられる一二の批判は、それによつて、行刑機能の積極性或は累進處遇の積極的展開を阻止するものでないことは明らかであり、一に慰安方法に關する小兒病的解釋に對して鋭き警告を與へられたるに他ならない。「採點に際して囚人に迎合するが爲めに採點の安賣りをしたり(五)或はいたづらに慰安方法を擴大して所内の靜謐を希ふ」如きは論外の至であるからである。

(一) 正木亮氏「教育學的に觀察したる集團散歩」(刑政第四八卷第八號)。

(二) 昭和十年八月十七日行甲第一〇九九號「集團散歩施行標準ニ關スル件」通牒參照。『其ノ施行方法ハ勿論極メテ素撲的ナルヲ有効且適切ナリト思料セラレ候』といひ、十三項に亙る制限的標準を規律してゐるのである。

(三) Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde. 1912, S. 205.

(四) これに對して、「犯罪の原因に關する智識が深まるにつれ……監獄内の行狀などは囚人分類の基礎として全きものではないことが明らかにされて來た」と謂ひ、「累進制度」を超へたるものありと說くものに Gillin, Criminology and Penology, 1926, p. 487., 1935, p. 351.

(五) 正木氏前揭(刑政第四八卷第八號)第八頁。

二

行刑教化の運用に於いて常に右顧左眄しなければならず、又、累進處遇といふ教化的價値あるものを遠慮なく實施することを憚らねばならぬとせられるのは、一體、何故であらうか。それは、要するに、累進處遇がその處遇にふさはしい集團に對してのみ行はれないがためであらう。その處遇にふさはしいやうに階級分類がなされてゐないがためである。第一級者らしい第一級者の集團に對して、第一級者に對する優遇をなすことが容れらるべきことは當然であるであらう。

一般に、教育に於いては、いつの場合にも、等質階級への分類といふことが前提である。累進制度も亦この等質分類の觀念の上に築かれる。そして、この等質の分類(一)は、科學的な、同時に、良心的な測定によつてのみ可能である。科學と良心とを措いて、よき分類はない。徒らに官僚的なる裁量によつて行はれる分類のための測定は權利濫用の語を以て難ぜらるべきものである。(二)

かくて、各階級が完全に等質に組織立てられるためには、第一に、行刑成績に對する採點が科學と良心とに基いて理想的に行はれ、第二に、進級降級などの累進處分が科學と良心とに基いて理想的に行はれることを要するのである。累進の測定、即ち、採點と累進處分とが、累進制度運用の基礎となる。「累進制度は、制度そのものはいくらよくても、……累進を測定する方法が不完全なるに於ては、到底完全なる目的を達し得るものではない。(三)」累進測定の重要性を知るべきである。

わたくしはすでに採點及び採點者に關して若干の研究をなしたことがある。(四)こゝには、行刑成績を評點するに當つて前提とせらるべき二三の點に關して私見を述べる。

(一) こゝにいふ質とは、一方では、「作業ノ勉否竝ニ其ノ成績、操行ノ良否、責任觀念及意志ノ强弱」(行刑累進處遇令第二三條)であり、他方では、いはゆる全人格(同第一七條第二項、第二七條、第八五條、第九〇條等)である。

(二) 一般に、「刑務官吏による權利濫用に對する最も効果ある制禦は、これらの刑務官吏が科學的智識を具有することに在る」といはれる。Parmelee, Criminology, 1924, p. 435.

(三) 正木氏、「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌第五二卷第八號)第七八頁。

(四) 拙稿、「責任・意志と操行と」(刑政第四七卷第一一號)、「累進準備會」(同第四八卷第四・五號)、「作業の勉否竝に其の成績」(同第四八卷第六號)、「累進測定に關する諸問題」(日本犯罪學會雜誌第一卷第二號)。

三

一、評價は業績にあらはれたる性能に對してなされ、潜在的性能を採り上げない。

行刑は、教化可能といふことを先驗的命題とする。受刑過程に於いて、受刑者の性能は變化發展する、とするのである。しかしながら、その先天的なるにしろ後天的なるにしろ、いま、われわれが採點に當つてその對象として評價するものは、一に業績にあらはれたる性能に對してであつて、いかに偉大にして特異なる性能もその潜在的なる限り、われわれの視野に入り得ないものでありまた、われわれの衡量のうちに斟酌してはならないものである。

潜在的性能若くは内的性質は、全人格を問題とする各種の累進處分に際しては之を洞察することを要すべきものとしても、少くとも毎月の採點に於ては、外的業績に

あらはれたる性能をのみその對象とすべきである。

二、業績にあらはれたるものは測定し得る。

業績にあらはれる限り、われわれは之を測定し得る。ともかく何らかの業績にあらはれないものは測定出來ないと共に、いかに微細であつても性能が業績にあらはれたるときは、必らず之を捕へることが出來、之を測定することが出來るものであることを、われわれは前提とする。われわれは、觀察して見落すことなきを期する。微妙細心の注意力と、科學的なる判斷力とを要するわけである。

三、精神現象そのものも量的存在であつて、量的に存在するものは測定し得る。

凡て存在するものは必らず何らかの分量に於いて存在する。操行、責任觀念乃至意志といつた精神的なるものも、量的存在である。採點に當つて、『操行とか責任・意志といふやうなものは抽象的觀念的なものである。採點などは不可能であり、たとへ採點してもそれは結局デタラメである。』といふが如きあきらめは、あきらめといふべく余りにも採點に對する熱意の乏しいことを表白するにすぎない。

量的に存在するものは測定することが出來るから、操行、責任觀念乃至意志も之を測定することが出來る。操行、責任觀念乃至意志といふ內的なる性能が業績としてあらはれたるものを測定することが出來るといつてもいいであらう。この測定は、それがあらはれるいくつかの觀察場面を抽出して之を觀察し評價するといふ方法によるべきである。即ち、「評點に際し出來るだけ主觀的、個人的評價を統制し、容易に、且つ合理的になさしめるために操行や責任・意志を表現する典型的な若干の特性(一)を定め、その點に就いて觀察品等を行ふ」べきものとする。觀察場面（又は觀察項目）の集成を觀察表といふ。

四、業績は測定される性能と常に函數的關係を保つ。

性能そのものの相違又は變化は、常にそれに比例して業績の相違又は變化をもたらすとするのである。この關係は、一の假定である。しかし、この假定の上に、次のことが云へるのである。採點に當つて、われわれは、たゞ專心、業績に注意し、あらはれたる業績をあるがまゝに評點すればよい。もし可能であるならば、機械的測定にまで至るべきであると極言しやう。

この假定の下に、採點者の科學的良心が働くとき、はじめて、累進處遇のよき進展を期待し得るであらう。何となれば、良心にもとり、業績を無視した、いはば刑務

官吏の恣意による採點が基礎となる限り、累進處遇はその名に値ひしないものとなり、却つて、有害なる長物と化するであらう。(二)行刑は人と人との關係である、といふ言葉は、こゝでは、採點に關する限り、原則的には、さしあたり、度外視して、累進處遇のながき將來の發展を期すべきである。

かくて、この點からして、次の如き採點上の注意の二三が生れる。

(1)作業點と操行點又は責任・意志點との釣合を保つといふことの排除

各所の採點の現狀は、一般に、實際の衡られたる業績を離れて、とかく、この三者が適度の釣合を保つやうにむしろ意識的なる、採點の歪曲がなされてゐるやうである。即ち、たとへば、作業點滿點（六點）のものには操行點及び責任・意志點も各滿點（三點）又は二點を與へ作業點零點のものには他の二者を各零點又は一點とするといふが如き權衡である。(三)この三者が結果に於いて釣合ふといふことは有得ると共に、釣合はない場合も相當に多いことを考へねばならないから、むしろ、採點が釣合つてゐないところにその採點の正當性を信じ得るとまで極言しやう。われわれには、あるがままの生ける採點を各獨立に斷行し得るの勇氣がなければならない。徒らに所內の靜謐を希ひ、衆情の惡化を惧れて、ものなれたる「善良なる囚人」の甘心をもとめ、延いて、以て、採點に對する囚人一般の信賴をなくし、行刑のよき權威に對する彼等の信服を失墜するならば、それこそ、行刑が人と人との關係であるといふ言葉にそむくの結果となるであらう。われわれは、行刑累進處遇令を生ける屍と化せしめてはならない。

(2)減點の勵行

減點の勵行といふことは、增點の勵行と相伴ふべきものである、たゞ、今日の採點狀態を調査するところによれば、前項によつても知られる通り、減點の勵行をこそ叫ばねばならないのである。(四)即ち、業績の變化に應じて率直に減點すべきであり、業績の變化は之に比例してその性能の變化を示すものであるといふことの前提の下に(五)採點上の恩情主義を放棄すべきであるのである。恩情主義的採點の放棄、それこそ、累進處遇をその崩壞からすくふものであらう。

(3)作業成績劣等者に對する勉否點の斟酌の排除

『作業の出來高は劣等だが、しかし彼はきはめて勤勉である』といふことは屢々現場に聞く言葉であると共に行刑累進處遇令第二十三條に「作業ノ勉否」を特に評價せしめてゐる理由でもあるとせられる。

勉勵心の育成といふ言葉はまことにいい。しかしながら、すべての性能が業績と函數的關係を保つといふ前提の下では、この點に關して再認識が要請せられることになるであらう。そしてまた、たとへいかほどに勤勉であるにしろ、出來高の之に相伴ふことのないいはば非生産的なる勉勵といふものが競爭場裡に堪へ得ないといふことを教へることも亦社會教育上すすめらるべきことであらう。

この見地からしては、勉勵點といふものはたゞ成績優秀の度を超へたるものに對してのみ與へらるべきものとしなければならず。(六) 根本的には、さらに勉否はたゞ出來高によつてのみ推察し得るものとし、「勉否點」の代りに「製品の良否點」を以て置き換へるべきであるとまでいへやう。

(一) 高瀬安貞氏「行刑心理學概要」第九七頁。

(二) 「累進制度は必らずしも犯罪者の改善を示すものではない。何となれば危險な犯罪者はきはめて如才なく獄内の特權を得るがためにその行狀を愼しんでゐるが、しかし出獄するや直ちに極惡な犯罪を犯すであらうし、之に反して、出獄後再び犯罪行爲をなす處はちつともなくても、偶發犯罪者或ひは激情犯罪者は獄内の規律に自己を妥協することを困難とするであらう」とも云はれてゐることを比照。Parmelee, ibid. p. 435.

(三) 釣合の方向は、「作業點→操行點又は責任・意志點」ではなくて多くの場合に「操行點又は責任・意志點→作業點」である。從つてこの場合、毎月の行刑得點は彼の改悛の情と全く緣遠いものとなり、また、右の方向は狡猾にして十分に如才なき「累犯者」にのみ有利なるべきことを意味する。

(四) 增點をなすことは實際上容易であり、之を强調することの必要がないし、又、累進處遇實施後の作業賞與金の激增は主としては採點の甘さによるから、この點からしても一應減點の勵行がいはれるのである。

(五) たとへば操行點については、懲罰若くは進級停止・降級等の處分に至らざる程の犯則不良行爲について、原則的に減點を斷行するなど。

(六) この點に關する廣島刑務所の行刑累進處遇令施行規程を紹介すれば、「作業科程二十五割以上ノ成績ヲ擧ケタル者並科程十五割以上二十五割未滿ノ成績者ニシテ著シク勤勉ナル者ニハ……一點又ハ二點ヲ……加算シ、(科程七分以上十五割未滿の成績者ニシテ著シク勤勉ナル者ニハ同ジク一點ヲ加算ス)」(同第九條)

以上は採點上の前提に關する若干の私見をかかげたるにとどまる。この假定はたゞ一箇の試案たるにすぎない。本稿は、これを以て、採點方法改良のための、從つてまた、累進處遇の積極的展開のための捨石ともなればといふ意圖をもつばかりである。

終りに、重ねて、(一) わたくしは、「累進の測定」を採點と累進處分との二に分別して事を考へやうとするものであることは前段にすでに述べたるところであり、本稿は一にその採點に關してのものであること、及び、(二) 採點が理想的に行はれ階級分類が適切になされても、その優遇内容に對しては、『社會』との權衡といふことが社會人の側から問題とせられるであらうといふ批判に對する再批判をしばらく措くものであること、を附言する。

——(一〇、八、三〇稿)——

第十一回國際刑法並監獄會議議題ニ對スル司法省ノ意見

（一九三五年伯林大會）

條二普通第一九六號
昭和十年八月二十九日

外務次官　重光　葵

司法次官　長島　毅殿

第十一回國際刑法竝監獄會議ニ關スル件

本件ニ關シ在獨井上代理大使ヨリ別紙寫ノ通電報越シタルニ付委細右ニテ御了知相成度シ

昭和十年八月二十六日

在獨井上代理大使發

廣田外務大臣宛

司法大臣ヘ佐藤及員谷兩委員ヨリ左ノ通リ御傳ヘ請フ

第十一回國際刑法並監獄會議八月十八日開會同二十四日終了兩委員出席ノ上御送付ノ司法省意見提出セリ本會議決議事項ハ大體右意見ト一致ス

一九四〇年次期會議開催地ハ伊太利政府ノ招請ニ依リ羅馬ト決定ス

會議報告書追テ提出ス

第一部　立法

第一問

刑ノ執行ニ關シ刑事裁判官ハ如何ナル權限ヲ許サルヘキヤ

意見

我監獄法第四條第二項ハ判事ノ刑務所巡視ニ關スル規定ヲ設ケ行刑ト連絡ヲ保タシメ居ルモ猶一層行刑ノ成績ヲ向上セシムルカ爲ニハ刑務官吏、判事、檢事及辯護士等行刑ト連絡ヲ保ツヘキ人々カ刑務委員會ヲ組織シ一面行刑ノ適正ヲ期シ他面假釋放ノ審査ニ關與シ得ルコトトスルハ最モ望マシキトコロニシテ現ニ昭和六年以來少年受刑者ニ付少年刑務所長、判事及檢事カ假釋放ノ審査協議ヲ爲スニ至リタルハ此ノ理想ヲ一部具體化シタルモノニシテ目下審議中ノ刑法改正法律案ニ於テハ廣ク之ヲ實施セントスルノ方針ヲ採用セリ

第二問

所謂「怪物訴訟」ヲ簡單化スル爲ニハ如何ナル方法ヲ採用スヘキヤ。

意見

我刑事訴訟法ハ大正十三年ヨリ實施セラレ居ルモ現在ニ於テハ其ノ訴訟手續時世ノ進運ニ伴ハサルモノアルヲ以テ目下司法大臣ハ司法官、國會議員其ノ他學識經驗者ヲ以テ組織スル司法制度調査會ニ刑事訴訟手續ノ改善ニ關スル諸問ヲ爲シ居レルヲ以テ其ノ答申ヲ俟テ之カ改善ヲ考慮セントス。

第二問

刑法ノ改正ニ因ル減輕ハ既ニ執行力ヲ生シタル判決ニ對シテ影響ヲ及ホスヘキモノナリヤ刑ノ執行ニ關スル法規ノ變更ハ變更前ニ確定シ又ハ執行ヲ開始シタル刑ニ對シ如何ナル影響ヲ及ホスヘキモノナリヤ

意見

刑法ノ改正ニ依リ刑カ減輕サレタル場合ニ於テモ既ニ執行力ヲ生シタル判決ニ對シテハ影響ヲ及ホササルヲ可トス我國ニ於テハ法律ノ改正ニ依リ既ニ確定シタル刑ヲ執行スルコトカ苛酷ニ失スルモノト認メタルトキハ恩赦ニ依リ之ヲ救濟スルヲ例トセリ

次ニ刑ノ執行ニ關スル法規ノ變更ハ手續法ナルヲ以テ新法ニ從ハシムルヲ可トス

第二部　行政

第一問

犯罪人ヲ教育シ及改善スルノ目的ヲ以テ刑ノ執行上適用セラルルニ至レル方法（執行ノ人道化ノ強化、處遇ノ寬大化ノ擴大、累進制ニ於ケル強制ノ著シキ緩和化）ハ其ノ豫期セラレタル效果ヲ收ムルニ適スルモノナリヤ斯ル努力ノ基礎トナレル見解ハ妥當ナリヤ

意見

本問ニ付テハ我國ハ積極的見解ヲ採ル　事實我當局ハ昭和九年一月一日ヨリ全國的ニ累進制度ヲ實施シ執行ノ教育化、改善者ニ對スル處遇ノ寬大化ヲ擴大シ殊ニ最上級者ニ對シテハ釋放準備ノ爲ニ強制ヲ緩和シツツアリ尤モ我國ニ於テ試ミタル累進制度ハ從來諸國ニ於テ行ハレタル累進制度ノ墮シ易キ點ヲ考慮シテ上級ニ上進スル毎ニ各人ノ責任ヲ加大シ以テ累進制度上往々ニシテ陷リ易キ囚人ノ利己主義ヲ避クルコトニ留意セリ而シテ本制度カ實施サレテヨリ玆ニ

僅ニ一年有半ニ過キサルモ囚人ノ希望向上心ハ強化セラレ現ニ作業能率ノ向上假釋放人員ノ增加ヲ來シタルハ一面本制度ト最モ深キ關係ヲ有スルモノト見ルヲ得ヘシ

第二問 危機期ニ於テ工業及農業ノ失業ハ刑務作業ニ關シ如何ナル影響ヲ持ツカ而シテ如何ニセハソレヨリ生スル不良ノ結果ヲ避ケ又ハ輕減シ得ルヤ

受刑者ノ生活標準ヲ定ムルニ付一般民衆ノ生活標準ヲ考慮スルコトヲ要スルヤ

意見 不景氣ノ襲來ニヨリ工業及農業ニ從事スル者カ失業スルニ於テハ刑務作業ハ益々民業壓迫ノ非難ヲ蒙ルコトアルヲ豫期セサルヘカラス然レトモ刑務作業ハ一面囚人感化ノ有力ナル手段ニシテ之ヲ拋棄スルトキハ囚人ヲシテ益々怠惰嫌勞ニ導キ累犯ノ因ヲ作ルコトトナルカ故ニ刑務所當局ハ每ニ相反スル此ノ二點ニ留意シ能フ限リ個人企業、手工業、日傭ニ應スルコト等ヲ避ケ

第三問 自由刑ハ如何ニシテ自由剝奪ヲ伴フトコロノ保

第一ニ同系ノ官廳用品ヲ作製シ次テ各官廳ノ用務ヲ辨スルコトニ努力ヲ拂ヒ以テ民業壓迫ノ非難ヲ避ケサルヘカラス 現ニ我行刑當局ハ此ノ官用主義 State use system ヲ採用シテ漸次效果ヲ擧ケツツアルモノナリ

次ニ受刑者ノ生活標準ヲ定ムルニ付テハ一般民衆ノ生活標準ヲ考慮スルコトヲ要スルカトノ問題ニ對シテハ我國ハ勿論其ノ必要ヲ認ムルモノナリ何トナレハ苟モ刑罰上ノ處遇ヲ受ケ而モ國費ニヨリ生活セシメラルル者ニ對シ一般民衆ノ生活標準以上タラシムルコトハ論理上實際上妥當ノコトニアラス 故ニ一般民衆ノ生活標準ヲ考慮スルコトハ極メテ當然ノコトニ屬スト雖モ若シソレ一般民衆ニシテ飢餓其ノ極ニ達シ人類生活ヲ維持スルニ足ラサルノ生活ニ瀕セル者アルニ於テハ其等ノ者ニハ別ニ考慮ヲ拂フヘキモノニシテ之ヲ以テ囚人生活ノ標準トナシソノ以下ニナサシムルカ如キハ之ヲ避ケサルヘカラサルコトヲ信スルモノナリ

安處分ト區別セラルヘキヤ

累進制度ハ保安處分ノ執行ニ付テモ亦考慮セラルヘキヤ

意見 自由刑ト保安處分トハ理論上ハ之ヲ區別スルコト必シモ不可能ニアラスト雖之カ運用ニ付テハ幾多困難ナル問題アルヲ以テ我國ニ於テハ目下刑法改正委員會ニ於テ愼重審議中ナリ

次ニ累進制度ヲ保安處分ニ付考慮セラルヘキヤトノ問題ニ付テハ積極的意見ヲ有ス 現ニ我國ニ於テハ國立感化院及矯正院ノ如ク純然タル保安設備內ニ於テ累進制度ハ其ノ處遇ノ中樞ヲナシツツアルモノナリ

第三部 豫防

第一問 如何ナル場合ニ於テ又如何ナル規定ニ依テ近代刑事組織ニ去勢、輸精管切斷又ハ喇叭管切斷ニ因ル斷種ヲ採用スヘキヤ

意見 去勢及斷種ハ我國ニ於テハ未タ國民一般ノ關心ヲ持ツニ至ラサルノミナラス此等ノ豫防處分ヲ採用スルカ爲ニハ其ノ目的及方法ニ關シテ十分ナル考究ヲ遂クル必要アルヲ以テ今遽ニ之カ採否ノ斷定ヲ下スニ至ラス

第二問 一定ノ業務ヲ行フ者ニ對シ其ノ業務ニ關聯シテ犯シタル罪ニ付業務ヲ行フコトヲ禁スルノ權能ヲ裁判官ニ認ムルノ規定ヲ刑事法制ニ採用スヘキモノナリヤ

右禁止ハ各場合ニ付如何ニ規定スヘキモノナリヤ 右ノ禁止ノ效果ヲ確保スル方法如何

意見 現時ノ我法制ノ下ニ於テハ此ノ種ノ業務禁止ハ行政處分ニ依リ之ヲ爲シ司法處分トシテ實施シ居ラサルモ此ノ種ノ制裁ハ寧ロ進ンテ刑法々典ニ於テ之ヲ規定シ判事ヲシテ其ノ業務ヲ行フコトヲ禁セシムルヲ適當トスル場合アルヲ以テ目下審議中ノ刑法改正草案ニ於テハ刑ノ一種トシテ資格喪失及資格停止ノ制度ヲ採用シ判事ヲシテ業務禁止ノ宣告ヲ爲サシムルコトトセリ

第三問 釋放者ニ對シ歸住所ヲ創設スルハ望マシキコトナルヤ

若シ之ヲ肯定スルニ於テハ其ノ組織、收容スヘキ釋放者ノ種類及許スヘキ作業ハ如何

各國ニ於ケル狀況如何

意見 我國ニ於テハ釋放者ニ對スル此ノ種ノ保護事業ハ民間ノ事業トシテ頗ル發達シ各刑務所ト連絡ヲ取リ一刑務所管內ニ少クモ一個、多キハ數個ノ保護會カ設立セラレ其ノ數實ニ八百有餘ニ及ヘリ而シテ此ノ種保護會ハ一面ニハ不收容保護者ヲ視察保護シ他面ニ於テハ直接收容シテ授産シツツアルモノ勘カラス保護會ノ多クハ檢事、刑務職員、地方行政官其ノ他有志ニ依テ組織セラレ多クノ保護會ハ收容スヘキ釋放者ノ種類ヲ限定スルコトナキモ累犯刑務所ト連絡ヲ取ル保護會ニハ累犯者ヲ、初犯刑務所ト連絡ヲ取ル保護會ニハ初犯ノ釋放者ヲ收容シツツアルコトハ自然ノ數ナリ 此ノ外近時我國ニ於テ所謂共產主義ニ基ク犯罪ノ釋放者ヲ收容スルモノ、老年者ヲ收容スルモノ及執行猶豫不起訴處分ノ釋放者ヲモ收容スル保護會ヲ見ルニ至レリ

收容保護者ニ與フル作業ハ一定セス又一定スヘキモノニアラサルヘシ

第四部 少年

第一問 少年裁判所ヲシテ旣ニ不良化シタル少年ニ對シテノミナラス不良化ノ危險アル少年ニ對シ審判ヲ爲サシムヘキヤ

少年裁判所ハ又不都合ナル兩親ニ對シテ親權剝奪ヲ言渡スヘキモノナリヤ

意見 本問第一項ニ付テハ我少年法ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス少年ノミナラス其ノ行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シテモ審判シ得ルノ制度ヲ設ケ居レリ

親權剝奪ニ付テハ我民法第八百九十六條ニ依リ裁判所其ノ宣告ヲ爲スノ制度ヲ設ケ居ルヲ以テ少年裁判所ニ之カ宣告ヲ爲サシムルノ制度ヲ認

ムル必要ヲ感セス

第二問 少年ニ對スル勾留ノ組織ニ於テ手續上ノ必要ト勾留ヨリ生スル危險ニ對シ少年ヲ保護スルノ必要トハ如何ニシテ調和セラルヘキヤ

意見 少年ニ對スル勾留ハ我少年法ニ規定スルカ如ク第一ニ已ムコトヲ得サル場合ノ外ハ之ヲ爲ササルニ如カス 第二ニ若シ勾留セサルヘカラサル場合ニ於テハ絕對ニ獨居セシメサルヘカラサルモノトス（少年法第六十七條）之レ勾留ニ因リ生スル惡風感染ニ對スル唯一ノ防禦方法ナレハナリ

第三問 裁判所ノ處分ニ依リ學校其ノ他ノ施設ニ收容セラレタル少年及準少年ニ對シ放免ノ場合ニ如何ニシテ最モヨク精神的及物質的保護ヲ與ヘ得ヘキヤ又此ノ保護ハ何人ニ依リ如何ニシテ實現セラルヘキヤ

意見 此ノ種ノ少年及準少年ニ對スル精神的及物質的保護ハ放免ト同時ニ第一ニ家庭ニ復歸セシムルコトナリ若シ復歸セシムヘキ家庭ナク又ハ家庭ニ復歸セシムルコトヲ適當トセサルトキハ保護組織ニ於テ能フ限リ速ニ職業ヲ周旋シ之ニ依リテ怠惰ト嫌勞トヲ防止スルコトニ留意スヘク而シテ此ノ種ノ保護組織ハ敎育家宗敎家及社會事業家等ヲ以テ組織セシムルヲ妥當トス

浦賀少年刑務支所移管式

概況

三朝股肱の臣、東郷元帥を初代艦長とする名譽ある軍艦大和は、幾多嘯々たる武勳に輝きつつ、山紫水明の浦賀灣頭に繫留せられ、玆に全國唯一の海上刑務所として榮ある移管式を迎へた。

二百二十日の颱風も其の豫報を裏切りて、移管式當日の九月十二日は、空も薄く晴れ渡りて、初秋の風も爽やかに、艦尾の日章旗を翻々と飜がへし、マスト高く揭げられ、滿艦飾を初め、舷側に張り巡ぐらされたる紅白の幔幕は、更生の門出を祝福するが如く、樂しげに靡く。刻々參集せらるゝ來賓乘用自動車の轍の音に靜寂を破られた閑村浦賀は、時ならぬ賑ひを見せ、定刻迫る頃には司法省首腦部を始め皆川控訴院長、金山檢事長閣下等を始め、在京並に附近の刑務所長、樺島横須賀海軍港務部長、弘岡東京灣要塞司令官、小泉横須賀市長、加藤浦賀町長、寺島浦賀船渠株式會社々長等三百餘名の來賓あり、職員一同歡喜雀躍、迎ふる毎に甲板上に響く將官喇叭の吹奏樂に、其の赤心を披瀝して御迎へしたのである。而して式場正座には門外不出と言はれたる丈余の軍艦旗を裝美し堂々場内を壓し席定まるや英保支所長開式を宣し一同起立の裡に君が代の國歌吹奏嘹喨たる喇叭の音に滿場肅として聲なく眞に莊嚴の極みであつた。かゝる感激の裡に、軍艦大和の移管式は目出度終了を告げたのである。

式後職員の案内により艦内裝備の各部を參觀殊に艦尾艦長室に安置された大和神社に、東郷元帥の扁額に來賓中より絶讃の辭を聞き、行刑の重大性を認識せしめたことは全く豫想外の事であつた。

晝餐後、本艦大和の左舷に待機せる白鳥の如き新造漁船快天丸七十五噸に乘込み出航。少年收容者に對する近海漁撈訓練の實況を如實に展開せる東京灣口に於ける潑溂たる元氣溢るゝが如き曳網作業を見學、玆に目出度本日の式次を終つたのである。

今や浮べる黑鐵大和の移管により當所設備の完了機能の完璧を期することを得、更始一新進んでは紺碧の海太平洋に思ふ存分胸を張り手を伸ばし收容少年をして海洋の持ち包容不捨の作用に純化し薰育せしむることは、國家刑政上裨益する所亦大なるを確認す。

彼の大空にも風あり、雨あると同樣に收容少年達の心の裡にも現實の缺乏と苦惱に虐まれ、世を呪ひ恨みたる幾日はあつたであらう。犯罪者の大部分が陰性の持主であり常に明朗なる人は罪を犯さないと云ふ意見に徵しても、軍艦收容の一事が彼等をして軍國的男性的快感に親ましめることは勿論更に船路遙かに遠洋漁撈船快天丸に乘組み渺茫たる洋上自然の大氣に觸るゝとき、或は亦潑溂と躍る魚群の漁りに眞紅の太陽を仰ぐとき、積極自立の大勇猛心は喚起せられ自然と人生とを好愛し再び强く正しき人生を認識することが出來るものと信ずる。

而も海洋の財寶は神代の儘に殘され、太平洋の富それは到底計り知ることが出來ないのであつて、海洋富源の開發と海事思想の涵養に少年行刑の核心を傾注し心身兩全の健全なる發達を期することは誠に國家刑政百年の大計を定むる源なのであり、本施設の將來が如何に有意義なるかを考へるとき、正に劃時代的一大進歩の瑞祥を我刑政史上に齎すものと堅く信じて疑はないものである。

因に當日司法大臣並に行刑局長の祝辭次の如し。

祝辭

行刑ノ使命カ受刑者ヲ改過遷善シテ國家ノ良民ニ復歸セシムルニアルハ玆ニ呶呶ヲ要セス就中將來忠良ナル臣民トシテ奉公ノ誠ヲ致スヘキニ拘ラス齢熟セス思慮分別ノ全カラサルカ爲ニ囹



祝辭朗讀中の岩松行刑局長

固ノ身トナレル少年受刑者ノ改善誘導ヲ爲シ健全ナル第二世ヲ養成スルニ付特ニ最大ノ努力ヲ拂フヘシトスルハ現代ニ於ケル世界ノ趨勢ナリ特ニ我國ニ於テハ此ノ刑事思潮ニ則リ既ニ少年法ニ於テハ釋放後ニ於ケル人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テスラ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做スニ至レリ而シテ斯ル少年行刑ノ思想ニ鑑ミ當局ハ昭和三年小田原少年刑務所カ臨海漁撈ノ好適地ナルコトヲ察知シ當時海軍當局ノ援助ノ下ニ武勳赫々タル舊軍艦武藏ヲ得テ茲ニ小田原少年刑務所浦賀支所ヲ設置シ爾來少年ノ海洋思想ヲ涵養シ以テ再犯防壓ニ盡シタルコト茲ニ七星霜今ヤ武藏ノ用途ヲ廢スルニ會ヒ茲ニ更ニ舊軍艦大和ヲ以テ之ニ代ヘントス

大和艦ハ我國ニ現存スル最古ノ軍艦ニシテ日清戰役以來明治大正昭和ヲ通シテ武勳ヲ奏シ殊ニ明治二十三年ニハ東郷元帥カ始メテ艦長トシテ座乘セラレタル最モ記念スヘキモノニ屬ス斯ル光輝アル記念艦ヲ以テ少年受刑者ノ教化ヲ行ハントスルハ之レ獨リ小田原少年刑務所ノ爲ノミナラス我國行刑ノ名譽トシテ特ニ其ノ使命ノ重加セラレタルヲ感ス

今ヤ大和ノ改裝成リ附屬船快天丸ノ新裝亦整ヒ茲ニ更メテ少年受刑者ノ海洋思想ノ涵養ト遠洋漁撈ノ訓練トニ精進セントス希クハ各員努力シテ所期ノ目的ヲ達センコトヲ一言以テ祝辭ト爲ス

昭和十年九月十二日

司法大臣　小　原　直

祝　辭

本日小田原少年刑務所浦賀支所トシテ使用シ居タル舊軍艦武藏ノ代艦大和ノ移管式及其附屬船快天丸ノ進水式ヲ擧行セラルルニ際リ一言祝辭ヲ述ヘテ祝意ヲ表セントス

惟フニ少年受刑者ハ年齒幼弱身心共ニ發達ノ途上ニ在リ且感受力強烈ナル爲成年受刑者ニ比シ之カ惡性ノ矯正比較的容易ナリト雖其ノ時期ヲ失スレハ終ニ彼等ヲ驅リテ犯罪常習者ト爲ス虞アルカ故ニ其ノ惡性ノ浸潤甚シカラサルニ先チ之ヲ刈除スル要アリト爲シ輓近少年受刑者ノ改善指導ニ力ヲ致スノ風アリ各國相競フテ之カ對策ヲ講スルニ至リ我國亦大正十二年少年法ヲ施行シ犯罪少年ニ對スル不定期刑並ニ保護觀察ノ制度ヲ採用シ刑餘者トシテノ各種ノ資格制限ヲ撤廢スル等幾多新規ノ規定ヲ設クルト同時ニ一面少年受刑者ノ處遇ニ改善ヲ加ヘ教育主義ヲ徹底セシメ極力改過遷善ノ實踐ヲ擧クルコトニ努メ來レリ

而シテ昭和三年舊軍艦武藏ノ移管ヲ受クルヤ直ニ之ヲ海上刑務所ニ充テ配スルニ快天丸ヲ以テシ兩者相俟ツテ少年受刑者ニ海洋訓練ヲ施スコト、爲シタルモ亦實ニ其ノ努力ノ一端ニ外ナラス

抑モ艦船ヲ感化院ニ充テ少年收容者ノ教化ヲ爲ス施設ハ遠ク西曆第十九世紀ノ中葉英國ニ於テ近ク同第二十世紀ノ初葉イタリヤニ於テ既ニ夫々實行セラレ我國ニ於テモ亦明治三十九年淡路島由良港ニ分捕艦鎭遠號ヲ繫留シ之ヲ試ミタルコトアリ新奇ノ

モノニ非スト雖以上ハ只艦船ヲ以テ刑務所ニ代用シ收容者ヲシテ海上生活ヲ爲サシメ其ノ獵奇ノ心ヲ利用シテ之カ感化ニ資シタルニ止マリ我浦賀支所ノ如ク更ニ進ンテ之ニ漁撈ノ知識ヲ授ケ遠ク海上ニ出テ、實習ヲ爲サシメ因テ以テ將來ノ生業タラシムヘキ訓練ヲ施シタルモノニアラス惟フニ海上ノ生活ハ獵奇冒險ノ資ニ富ム少年收容者ノ嗜好ニ投シ之カ感化ニ資スルコト尠カラサルヘシト雖更ニ之ヲシテ遠ク海上ニ出テ、漁撈ニ從事セシメンカ一葉ノ扁舟ニ乘シテ渺茫タル大洋ニ乘出シ所謂一蓮托生生死苦樂ヲ共ニスルカ故ニ其間相互ノ扶助ト信賴トノ念ヲ生シ想讐ヲ離レ生死ヲ忘レテ協心戮力スルニ至リ茲ニ誨エル者誨ヘラルヽ者兩者ノ心渾然融合スルモノアルハ蓋シ人情ノ本然自己ノ職場ヲ死守スヘキ責任觀念ノ湧起スルモノアル亦自然ノ勢ナルヘシ　斯ノ如クシテ共同生活ノ眞髓ニ觸レ責任感念ノ眞諦ヲ會得セハ復歸ニ何ノ難キコトカアラン犯罪少年ノ海上生活ハ此ノ漁撈ニ對スル實際ノ訓練ヲ待ツテ初メテ人間ノ好奇心ヲ利用シテ施ス功利的ノ感化作用ヨリ蟬脫シテ嚴肅ナル現實生活ニ即シ人類本然ノ至情ニ訴ヘテ爲ス人間改造ノ眞諦ニ徹シタルモノトナルヘク之實ニ海上刑務所ノ眞使命ニシテ之ヲ特設スルノ意義亦茲ニ存スト謂フヘシ　我浦賀支所ハ此ノ點ニ於テ彼ノ英國イタリヤ若ハ曩ニ我國ニ試ミラレタル所謂感化船制度ニ比シ更ニ一段ノ進歩ヲ爲シタルモノニシテ開設以來既ニ七星霜其間行刑ノ成績逐次向上シ釋放者ノ大多數カ漁夫トシテ更生就業シ其ノ成績見ルヘキモノアル所以專ラ此ニ職由ス今ヤ武藏及快天丸共ニ其ノ任ヲ果シテ退キ大和及新快天丸新ニ之ニ代ラントス其ノ新鋭ヲ以テセハ少年行刑ノ發展期シテ待ツヘク殊ニ舊軍艦大和ハ我國ニ於テ建造セラレタル最古ノ軍艦ニシテ聖將東鄕元帥初代艦長トシテ座乘セラレタル艦歷ヲ有シ日清日露ノ兩役ニ於テ赫々ノ武勳ヲ建テ更ニ最近ニ至ル迄特務艦トシテ多大ノ貢獻ヲ爲シタルモノニシテ此ノ事ハ我國民ノ記憶ニ新ナルトコロ今之ニ接スレハ森嚴ノ氣船內ニ漲リ聖將尙居マスカ如ク肅然トシテ襟ヲ正サシムルモノアリ試ニ甲板上ニ立チ黃海々戰威海衛攻擊戰ノ當時ヲ追想スレハ股々タル砲聲今ニ耳朶ヲ打ツカト思ハレ自ラ心身ノ躍動禁シ難キモノアルヲ覺ユ眞ニ之レ國民ノ齊シク記念スヘキモノナリ然ルニ今幸ニシテ海軍當局ノ深甚ナル理解ト援助ノ下ニ之ヲ我行刑當局ニ移管セラル感激何モノカ之ニ加ヘン感受力強烈ナル少年收容者ハ必スヤ日夜其ノ艦歷ヲ忍ヒ思ヲ當時ノ國情ト聖將一代ノ功業ニ致シ深ク感銘スルトコロアルヘキヲ確信ス今後入リテハ此處ニ起臥シテ隨所ニ磅礴セル帝國軍人ノ精神氣魄ニ無言ノ感化激勵ヲ受ケ出テヽハ渺茫タル大自然ノ下ニ死生ヲ課題トセル嚴肅ナル訓育ヲ受クルニ於テハ人間修養ノ道場トシテ何モノカ之ニ優ルモノアランヤ　收容者ノ改善期シテ待ツヘク其ノ成績從來ノ比ニアラサルヘキハ蓋シ想像ニ難カラサルナリ希クハ職員及收容者一同上下心ヲ一ニシテ努力一番此ノ期待ニ背カサランコトヲ之レ君國ニ報ユル所以ニシテ又大和ノ歷史ヲ辱シメサル道ナリ

昭和十年九月十二日

司法省行刑局長　岩　松　玄　十

矯正図書館

第九回行刑教誨研究會開會式

東西兩本願寺の主催に係る第九回行刑教誨研究會開會式は九月十七日午前十一時より刑務協會講堂に於て擧行、司法省側よりは岩松行刑局長正木、岡、中尾、の各書記官、芥川衞生官、岡部、東の各刑務所長、森口典獄補、富井教務主任、本願寺側よりは、沼波研究所長を始め高木執行、中上錄事、拓殖錄事、（以上本派）一柳參務、英贊事、岩崎錄事、本田錄事（以上大谷派）並に伊藤、大原協會主事等參列、先づ富井幹事より開會の挨拶を述べ次で沼波所長より左の挨拶があつた。

閣下並に諸君、本日は第九回行刑研究會の開會式を擧行するに當りまして、御多用の折柄にも拘らず、御臨席の榮を辱ふいたしましたことは、主催者側一同の大に光榮とするところであります。

東西兩本願寺が、行刑教誨研究所を創設いたしました當時の趣旨としては二つの目的を有つてゐたのであります。即ちその一つは、最初から教誨師を養成することを目的とするもので、そのためには教誨練習所なるものを設置し、次には、現在の教誨師の向上進歩を圖ることを目的とするもので、そのためには教誨研究會なるものを年々開催いたすことにしたのであります。爾來この方針に則り、練習所の方はすでに四回開催いたし、研究會の方は今回の分とも前後九回開催いたすことになるのでありますが、その第一回の開催は大正十二年の七月でありまして、かの關東大震災は恰もその開期中の出來事であつたのであります。その間すでに十數年の歲月を閲してゐるわけですが、開催の都度司法當局の一方ならぬ御援助の下に、ともかくも時勢の進歩に隨伴しつゝ行刑教誨に對する研究を繼續し聊かながら當初の念願に向つて努力いたして來たつもりでありますが、しかしながら當研究所の創設と年を同うして起つた關東大震災が殆んど舊東京を破壞し去つたに拘らず、今やいはゆる大東京が眼前に復興してゐまする今日の狀態に比較して見て、我行刑教誨事業が尚ほ未だ識者をして首肯せしむるに足る程の進歩發達を示してゐないことは、私共の常に遺憾を禁じ得ないところであります。しかし成程行刑教誨の進歩發達は大東京の復興に及ばないとしても、一方に於ては、行刑當局の御骨折によつて、假釋放審査規程乃至は累進處遇令の實施といつたやうに着々として、法規の上に行刑教誨の精神が實現されつゝありますことは、邦家のために誠に喜ばしきことゝ存じます。しかしながら申すまでもなく法規の運用は要するに人にあることで、俗に藁人形も衣裳からなどゝも申しますが、又反對に衣裳の値打はこれを着る人によつて決るともいへることでありまして、行刑教誨のことも結局は人を得ることが第一の必要條件であると存じます。その意味に於きまして、兩本願寺でも教誨師の養成、並にその向上進歩といふことに出來る限り微力を注いで來たわけでありますから、今回出席を命ぜられた諸氏に對し、私から特に御願ひいたすことは今回の研究會は會期僅に一ヶ月で、甚だ短期間ではありますが、何卒右申述べた趣旨をよく理解されて、戰闘的意氣を以て、精勵邁進されたいのであります。宗教上の堅き信念の上に立つて、一々の言行にもこれを體顯し、一方學問智識の研究を忽諸にせず、要するに折角のこの研究會を十二分に利用して、以て御歸任後夫々行刑教誨の重責を果さるゝについての豐富な素地を養つていただきたいのであります。諸氏がその覺悟で御勉強下さることは、行刑當局の期待にも副ひ又兩本願寺としても滿足この上もないところであります。右のことを特に諸氏に切望して、以て開會式の挨拶に代ふる次第であります。

次に岩松局長より左の訓示があつて、富井幹事の挨拶にて、十一時半閉式しました。

本日東西兩本願寺の主催に係る第九回行刑教誨研究會の開會式を擧行せらるゝに當り特に御招きを蒙り、玆に各位に對して一場の挨拶を申上ぐる機會を得ましたことは私の大に欣幸とするところであります。

東西兩本願寺が我教誨事業のために盡されてゐるのは實に明治初年以來のことであつて、既に六十有餘の歲月を閲して居るのであります。此の間我國の行刑が頗る甚大なるものでありますが、殊に大正十二年以降、時勢の進運に伴ひ、我教誨事業も一段の向上進歩を齎らす樣にとの趣旨より、當研究會を連年開催せられて始めて其の十全の效果を期待し得べきことでありまして、行刑當局が長年月に上とに寄與して居らるゝことは、當局の深く感謝いたしてゐる次第であります。元來此の如き企ては國家として當然行ふべくして而も未だ其の着手に至らざるものであるだけに、東西兩本願寺が早くも此の點に着眼されて尠からざる經費を支出して此の事業を繼續して居られる誠意に對しては、當局として格段の敬意を表せざるを得ない次第であります。

教誨事業は、世人熟知の如くに、誠に困難にして勞多き事業であります。而もそれは人間が人間の心に立ち入つて、其の惡心を抽き去り、善心を培ふといふ純然たる精神的事業でありますだけに、其の困難にして勞多き割に、其の效果の發現は、恰も水の科に盈みて進むやうに極めて徐々たるものであります。ですから斯樣な事業は宗教上の不退轉の信仰の上に立ち、同時に深き同情の心を以て人間心裡の深奥の扉を開き得る底の人を待つて始めて其の十全の效果を期待し得べきことでありまして、行刑當局が長年月に

互つて此の事業の擔任を特に宗教家各位に御願ひしてゐますのも結局其の趣旨に外ならぬこと丶信ずるのであります。

左樣な次第で各位の先輩諸氏は、明治初年以來實に荊の路を踏み分けつ丶、殆んと心身を打込んで此の事業のために盡瘁せられたのであります。さればこそ世上動もすれば宗教解放論等の說のあるにも拘らず、爾來此の敎誨事業が各位の屬せらるゝ一宗一派の殆んど獨占の如き姿となつて以て今日に至つてゐるのであると思ひます。換言すれば、各位が現在承け繼いで居らるゝ光輝ある傳統と牢乎たる地盤とは實に各位の先輩諸氏が長年に亘る努力精進の結晶に外ならぬのでありまして、各位がこれから講習を受けられるについても先づ此の事を十分念頭に刻み込んで置かるゝことが最も必要であらうと存じます。

それでありますから各位は、敎誨師として現に二重の責任を荷つて居られるのであります。卽ち其の一は國家の官吏として誠實と熱意とを以て此の國家的事業に貢獻する責任であり、他の一は各位の先輩諸氏によつて築き上げられたる光輝ある傳統と地盤を維持し更に鞏固ならしめて各位の後進諸氏に傳へる責任であります。是れやがて兩本願寺が此の研究會を開催せられたる御心に副ふ所以であり、又國家の期待に報ゆる所以ともなるのであります。各位がこの二つの責任を深く自覺することなしに唯漫然と此の講習會に臨まるゝならば、それは實に各位自身の立場を理解せざる不明の罪に陷るのみならず、主催者側の趣旨に反し且つ當局の期待にも背くもので甚だ遺憾に存するところであります。切言すれば各位がこれから此の研究會に於て習得せらるゝ學問も智識も結局は各位の二つの責任感を刺激し培養する材料となり得てこそ始めて其の習得の意義が完ふせらるゝのであると私は確く信じてゐるのであります。

申すまでもなく敎務は、戒護、作業、醫務と相並んで刑務所に於ける四大事務の一として最も重要なる地位を占めてゐるのであります。特に行刑本來の目的が受刑者の改過遷善といふ點に存する以上、直接端的に其の目的のために働く敎務の仕事は、或意味に於ては行刑の中心をなすものであると申してよいと思ふのであります。それにも拘らず前に申したやうに、困難にして勞多き割には其の效果が比較的に目立たず且つ酬ゐらるゝところ極めて少いのでありますから、各位の立場に對しては日頃から深く〳〵同情申上げて居る次第であります。しかしながら斯樣な精神的事業といふものは、自己の日頃の研究と努力とが時としては意想外の美果を結ぶことがあるもので、其處に又他人の窺知し得ざる興味と歡喜とを味ひ得るのではないかと考へます。例へば先年所謂思想犯人が多數刑務所に收容されまするや、當研究會に於ても思想犯敎化に對する研究科目を新に設けられ、之が對策を研究せられたのでありますが、其の後の社會思潮の變化にもよりませうが、兎も角所謂轉向者が續出して、さしも猖獗を極めた共產黨運動も全く下火となつてしまひ、今やこれが脅威より解放さるゝことゝなりましたが、此の結果を招來するについても、敎誨師各位の努力が陰に陽に與つて多きに居るといふことは何人も爭ひ得ないところで、是れ正しく敎誨師各位の歡喜であり又誇りでなければならぬことゝ私は思ふのであります。

敎誨師各位の仕事は、敎化の對象たる相手方から心からの信賴を贏ち得ることが何にもまして必要なる條件でなければなりませぬから、苟も敎誨の職務に從事する程のものは、人格、智識に於て相手方に數歩を抽んずることが必要であるばかりでなく、常に時勢の動向と社會の推移とに注意し、敎化の對象の複雜化と多樣化とに應じて、出來る限り廣汎の分野に亘りて智識を蒐集し經驗を豊富にし以て敎化の方法並に內容に對して不斷の工夫、不斷の充實を圖つて行く心掛けが最も要求されて居るのであります。東西本願寺が當研究會を開催さるゝやうになつた御趣旨も恐らく此の點に存することゝ拜察致して居ります。斯く申したとて、敎誨事業が、單に智識や理屈で出來るものでないことは今更申すまでもないことで、各位の胸裡に藏されてゐる熱と力とこそ敎化の源泉となるのであります。換言すれば、智識や理屈を信仰の堆積に入れ、熱と力とを程よく調節して之を施用するところに敎化の眞の意義が存するものと思ふのであります。

各位は從來既に敎誨師としての或程度の智識も經驗も有つて居らるゝ方々でありますから、今回講習を受けらるゝについても、自ら興味も深く又理解も早く、從つて獨創自得される點も多々あらうかと期待さるゝのであります。承れば此の講習會では專門知名の士を招聘して、行刑法規に關することは勿論、苟も行刑敎誨に對し、資料となり參考となるべきものは擧げて講述さるゝことになつてゐますさうで、誠に各位にとつて再び得難き絕好の機會と存じますから、何卒此の機會を十分に利用せられ、私が前申上げた二つの責任感の深き自覺の下に、緊褌一番、精勵勉强せられんことを特に希望致す次第であります。右一言婆言をつらねて挨拶と致します。

矯正図書館

◎指紋事務講習會

八月二十六日から三十日まで五日間に亘り、長崎控訴院管内各刑務所に對する指紋事務講習會を福岡刑務所に於て開催せられ、本省から久保田、河西の兩技手之が指導のために出張、左記日割に依つて講習は施行せられた。時まだ殘暑の嚴しい際であつて、斯うした集りには可なり困難なる事情もあつたに拘はらず、福岡刑務所に於ては所長以下幹部職員が勞を厭はず多大の便宜を與へられたので講習は極めて順調に捗り、各員緊張裡に熱心研鑽に努めた。之が爲め今回の講習は豫想以上に好成績を收め、指紋事務今後の運用上に多大の裨益を齎したこと、信ずる。

今回の講習に於ては主として指紋の分類に重點を置かれたのであるが、之は既に數年來指紋の分類番號訂正通知の如き之を實行されて來て居るに拘はらず、從來各刑務所から提出された指紋原紙に就てその分類を檢査した結果に徴するに今日猶は依然として刑務所の指紋分類には見解を異にされるものが相當多數に上つて居り、而して之等見解の相違點は大體左に揭げた樣な狀態に置かれて居る。

分類番號　五　となせ總訂六　となすべきものを正數の一四%

同…五	……	一一%
同…四	……	一一%
同…五	……	九%
同…八	……	九%
同…三	……	七%
同…四	……	七%
同…八	……	六%
同…三	……	四%
同…八	……	四%
同…一	……	二%
同…三	……	二%

（其の他略）

斯うした相違點は洵に指紋分類上の機徴に屬するとも謂ふべき微細のところに原因するものが多いのであつて、その要領は到底文書を以て之を說明し盡されないのである。そこで今回の講習に於ては此の細かい難解の點を指導者が直接手を執つて導き分類の眞の要諦を會得せしむることにしたのであつて、此の講習に依つて從來抱かれて居た指紋分類上の多くの疑惑や難關が解決せられたことは何より喜ばしく思はれるのである。

尙指紋の分類と切離すことの出來ない指紋の押捺上の要諦に付ても此の講習に於て十分研鑽を遂げ、更に又指紋に關する各種書類の作成處理等の事項に付ても種々討究され且つ概ね左記の如きことを指導者から申含められた。

諸調書及び原紙の作成發送上に就て

一　すべて提出の期日を遲れざること、

二　原紙作成洩れなきこと、特に移送者の場合に於ては甲乙兩刑務所に於て互によく注意し作成洩れの責を他に轉嫁するが如きことなきこと、

三　未決勾留算入の爲め刑不執行のまゝ出所するものに付てもなるべく原紙を作成すること、萬一指紋不押捺のまゝ出所せしめたるときは指紋不押捺の原紙を作成一般の原紙と共に進達すること、

四　每月定期に發送する指紋に關する書類は原紙、小票及氏名表、各調書を必ず共に同封すること、

受刑追加小票の作製に就て

一　受刑追加小票の記載を粗略にせず十分完備せしむること例へば夫々の欄を充實して記載するは勿論欄外の小票番號を脫し或は刑務所の名の記入を洩し或は作成者の捺印を洩すが如きなきこと、

二　小票裏面に參考となるべき事項を記入したる場合には表面欄外に「裏面參照」と必ず朱記すること、

三　小票氏名欄の氏名と本人身分帳簿編綴の指紋原本中氏名欄の氏名とは常に一致することを念頭に置き相違する場合は夫々相當理由を明記すること、

四　現在刑執行中先に言渡されたる執行猶豫刑の取消又は餘罪確定等のために第二刑が出來た場合の小票記載方は現在執行刑を最近前科欄に書き第二刑を本欄に記載すること、

五　出所年月日を刑期終了日と混同せざる樣特に注意すること、

原紙の作成に就て

一　原紙は本省から催促を受けて後に提出する樣にては相互に手數を要するに付新入の際よく調査すること（前科身分帳簿編綴の指紋原本と今度新に採取作成した指紋原紙とよく對照比較し）之は指紋擔當者の重要なる任務なることを常に考慮に置くこと、

二　原紙は指紋原紙取扱規程第九條に三通を作成すべく定められ居るも別に猶ほ內務省用の分二通を作成すること、

講習日割

八月二十六日　指紋の意義及指紋法の沿革
　　指紋原紙取扱規程の說明
　　及指紋原紙並受刑追加小票の作成に就て
　　指紋分類規程の說明
二十七日　指紋分類規程の說明
二十八日　指紋の押捺に就て
　　指紋分類の實習
二十九日　指紋分類の實習
三十日　指紋分類の實習
　　現狀指紋に就て

講習出席員

本省より派遣の指導者
久保田技手
河西技手

講習員

長崎	看守	山下利勝	
浦上(支)	看守部長	渡邊力平	
佐賀(支)	同	岡新一	
福岡	看守	古賀和夫	
同	同	森山安治	
小倉(支)	同	出水昌正	
嚴原(支)	同	古田進	
熊本	看守部長	平田岩八	
京町(支)	同	加來豐吉	
鹿兒島	看守	梅武市	
宮崎	看守	原田虎男	
大分(支)	同	荒川善郎	
久留米（少年）	同	井堀勝美	

沖繩及大島支所は荒天にして便船不通の爲出席不能

滿洲國練習生の眼に映じた日本行刑

——その練習刑務報告中より——

監獄制度の整備に向つて全力を傾注しつゝある滿洲國が、我が刑務官練習所に對して最初の留學生を送つたのは、昨年十月の事であつた。玉長庚氏ほか七名の人々が、即ちそれであつた。同氏等は言語の通ぜざる、習俗の異れる異鄉に在つて、四ヶ月の間審さに行刑制度の實際を見、行刑學の蘊奥を極めて歸國したのであつたが、歸國後玉長庚氏の名に依つて提出せられた報告が、滿洲國法曹雜誌第二卷第五號に發表せられてゐる。

その報告は頗る長文のもので、渡日の經過より始めて、練習所に於ける授業の經過、豐多摩刑務所に於ける實務修習、各所見學記を述べ、最後に我が行刑制度に於ける最も注目に値すべきものとして、六項を擧げ、詳細なる記述とその自國に於ける採用に關する意見とを披瀝してゐるのである。

新興滿洲國の新進刑務官たる同氏等が、我が行刑制度に何を學び、何を採らんとしてゐるか、玆に右報告中より『練習所得情形』の一章を採り、抄譯を試みた次第である。時恰も本年度練習所も愈〻本月一日を以て開講せられた。滿洲國よりは本年も十名の留學生が來られた筈である。充分研學の目的を達せられん事を祈る。

一、作業の發達

日本の刑務所は受刑者に對するに作業主義を以てし、其技能を養成することに依つて出獄後生活の手段を得せしめることを目的として居る。故に作業が特に重視され、各所を參觀するに、東京の小菅、巢鴨、豐多摩、府中、及び名古屋、京都、大阪、姬路、廣島の各刑務所の如き、作業は皆齊しく非常に發達してゐる。工場は規模宏大にして電燈、電話、辨公室、便所等の設備完善し、浴室、理髮室、食堂も亦多くは工場區域内に設けられてゐる。作業の種類には官司業、委託業、受負業の三種あり、木工、石工、鍛冶、革工、印刷、紡績、機織等殆んどあらゆる科目を備へてゐる。而して輕工業、手工業を除く印刷、鍛冶、木工の如き、凡そ機械力を利用すべきものは悉く機械力を用ひて勞力の節約、生產高の增加を圖つてゐる。工場の規模の大きいものになると、數十臺の機械を備へ、恰かも民間の一大工場のやうである。製品は優良且つ製作迅速にして、よく納期を嚴守し、深く社會の好評を博してゐる。軍部の被服、軍人の用品また刑務所に委託して作られてゐる。信用の顯著なる、之に依つて知るべきである。就業時間は四季に依つて長短があるが、四、五、六、十の各月が最も長く、每日晝夜業を合せて十三時間である。一、二、八、十二の各月は最も短く、晝夜業を合せて十二時間である。殘りの三、七、九、十一の各月は十二時間半である。蓋し刑務所は作業を重視し、作業を請願せざる禁錮、拘留囚を除くほかは每日朝食後悉く工場に出役する。故に就業時間も長いのであるが、就業人員がかくの如く多く、時間がかくの如く長く、製作のかくの如く速かなる結果は作業收入も亦甚だ多い。小菅刑務所は每年の作業收入七十萬圓乃至百萬圓に上るといふが、その收入額の多いこと、驚くばかりである。その他の刑務所に於ても每年の作業收入は數十萬圓を下らない。凡そこの收入は悉く國庫に歸するのであるが、あらゆる刑務所が勤用を得ず、深く近代監獄の自給自足主義に合致してゐる。殊に最も人をして羨望に堪へざらしむるものは、就業人員が皆忠實に勉勵し、技藝に長じ、獨立の生計を爲すの準備の出來てゐる者の多いことである。巢鴨刑務所を參觀に行つた時のこと、該所は恰かも新式の樓房を新築中であつたが、建築堅固、規模壯濶、あらゆる作業が悉く受刑者の手によつて行はれ、一として外部の者を使用してゐる處がない。作業が發達し、技術が熟達してゐるにあらざれば、どうしてかゝる事を得ようか。我國の監獄作業に至つては建國以來司法當局に於て一意振興を圖つてゐる處で、まづ新京監獄に於て機械を設置し、科目を擴充し、現在既に相當の成績を收めてゐるし、その他の各監獄も亦政變前に比し起色が見える。けれども之を日本刑務所の作業に比すれば、なほ幼稚の時代にあるといはねばならない。こゝに現狀について至急改善を要すべきものを擧げれば、凡そ六項となる。

(一)大規模の工場を建築すること。各監の工場を見るに概ね狹少にして、將來作業の擴充し就業人員增加せば、收容する處がなくなる處れがある。國家にして既に監獄作業の振興を圖らんとするならば、正に遠大の規模を樹て、恒久の計畫を爲すべきである。

(二)就業人員を增加すること。現在各監の就業人數は甚だ少く、作業の發達に影響なきを免れない。凡そ受刑者は特別の事由ある者を除くほか、一齊に就業せしむべきである。作業の收入を增加し、且つよく相當の技藝を養成するばかりでなく、終日勞作すれば血液の循環もよく疾病も自然減少すべく、憂鬱の思ひ、奸を爲し科を犯すの念も亦發生する暇がない。之を監房に枯座するに較べれば、寔に百利ありて一害なしと云ふべきである。

(三)作業科目を擴充すること。就業人數の增加に應じて科目も亦擴充すべきである。各監獄の大小により、又分監は本監の情形及びその地の商況を斟酌して科目の增加を行ふべきである。その範圍の稍小なる分監の如きは輕工業及び手工業の範圍の中に於て、先づ實行し易きものを選び、その成績の擧がるを俟つて漸次擴充すべきである。

(四)技師或は技手を設置すること。各監獄は大部分作業技師又は技手の設置なく、僅かに受刑者中より技藝の優秀なる者を選んで作業指導の責に任ぜしめてゐるに過ぎない。その技能の優秀ならざる者のあることは暫く論外とするも、優良なる者も責任觀念無く、技師、技手の指導周到なるには到底及ばない。現在各監の就業人數多からず、科目備はらず、且つ製品の良からざるは、これがその重要なる原因の一である。日本の刑務所は均しく作業技師一、二名、技手十數名を有し、專ら作業指導の責に任じてゐる。當局既に作業を振興せんことを圖る。速かに各監の作業情形に應じ、之を設置すべきである。

(五)機器を購置すること。現在各監の作業は多く手工業に屬する。奉天第一、吉林第二等少數の監獄には機械の設備があるが、その他の監獄には云ふべきものを見ない。工業機械化の時代に際し、機械力に依らずして作業の發達を圖らんとするも、殆んど不可能の事に屬する。故に機器を購置するは一刻も猶豫すべからざる處である。

(六)信用を重んずること。監獄信用の有無と作業の發達とは密切なる關係がある。蓋し製品優良にして製作迅速に、信用があつて社會の信賴を博するときは、監獄に委託する者も必ず多くなり、製品の販路も必ず廣くなる。是れに反するときは、委託する者もなくなれば、販路も自然狹まり、作業の發達を圖らんとするも、到底期し得べくもない。故に信用の一事は、特に之を重んぜねばならぬ。

二、教誨師の態度和靄にして感化方法の備はれること。

日本刑務所の教誨師は悉く宗教家を以て之に充てゝゐるが、固より人に對する愛護には慈母のその子を愛するが如きものあり、寔に到らざる處なく、頑固狡詐の輩と雖もその和靄の顏に接し、その懇切の誨諭を聽いて感動せざる者は少い。これ教誨師の最も做ふべき處である。教誨は宗教の儀式を重んずる。教誨堂正面の臺上には佛像を設け、佛具、佛器を置き、教誨の時は先づ宗教儀式を行ひ、然る後之を教誨する。蓋し人民の宗教の信念甚だ大なるを以て、宗教の力を藉りて感化するのが容易なのである。我國の人民も宗教の信念は日本に劣らない。善に福し淫に禍する因果報應の說は深く人心に浸み込んでゐる。窮兇極惡の輩にして平生道德法律の何物たるかを知らざる者と雖も、一度報應の故事を聞くときは驚かざるものはないのである。しかも、在監者は概ね愚昧の輩であるから、迷信は既に深い、宗教力に依る感化も亦容易である。故に教誨を良く行ひ且つ教誨堂に報應の故事の掛圖を懸け、之を見せしめたならば、奸をなし科を犯すの念も自ら消滅するであらう。惡念既に消ゆれば善念自ら萌す。その感動の際に乘じ、温和の態度を以て懇摯の教誨を施し、以て之を感化することを續けたならば、效果は必ず廣大なるものがあるであらう。たゞ教誨といふものは教誨師一人に委すべきものではない。凡そ刑務官はすべて深く教化を明かにし、教誨師の助力を爲すべきである。日本の刑務官が事務を處理するに當つて、よく無形の中に感化の效果を收めてゐるのは、寔に欽佩に堪へない處である。我國の教誨師にして深く教化の原理を必得てゐる者、固より人に乏しからずと雖も、教化の何物たるかを知らざる者も尙多數にある。看守に至つては囚人を看守するを知りて、逃走を防止するを以て即ち職を盡すものとなしてゐる者が多く、所謂教化といふものが何物たるかを知らない。故に囚人の惡性は少しも直らず、再犯する者が續出してやまないのである。これ固より社會の不良に因り、環境の壓迫の致す所ではあるが、教誨師及び刑務官吏が感化方法を知らざることも亦その原因でないことはない。當局既に獄政を整飭せんことを計畫してゐられるやうであるが教化の一項は第一に注意すべく、速かに日本の法に倣つて別に教誨師を設け、教誨の專務に專任しその俸給を增加し、その地位を高め、且つ教誨師研究班を設立し期を分つて研究し、以てその學識を充實すべく、看守も亦期を分つて訓練し、教化の知識を與へ、以て教誨師の助けと爲すべく待遇が高上すれば人材も自然選拔し易く、事務に專任すれば感化も亦效果を收め易いのである。

三、少年刑務所に於ける處遇の完善

不良少年の矯正に關しては少年刑務所、矯正院、感化院の設置あり、その處遇方法の他の刑務所と同じからざるは、教育を以て重點と爲してゐるからである。普通科及び實科に分ち、普通科は小學校の趣旨を按じ、普通の知識技能を授くるを以て目的と爲してゐる。修業年限は二年であり、その教育程度に依りて分つて四級とする。一級は尋常小學校の第三學年程度と同じく、二級は三四學年程度と等しく三級は第五學年、四級は第六學年程度と等しい。教授科目は修身公民科、國語、算術、地理、歷史、理科、圖畫、唱歌、體操、教練、實業、實習等である。毎週の授業時間は各級何れも十八時間である。實科は授くるに實業の知識技能を以てし、以て將來の生計の準備を爲すを目的とする。修業年限は一年であり、普通科卒業生及び同等以上の學力ある者を以て之を編制してゐる。教授科目は修身、公民科、體操、教練、實業、實習等にして毎週の教授時間は十二時間である。教授時間を除くその餘は作業時間である。工場の規模の宏大、設備の整齊、科目の完善なるは悉くその他の刑務所と同じである。その教練の一科には司法省の定めたる受刑者教練規程があり、毎學年の教材の進度も亦定りたる標準を有する。蓋し少年受刑者は概ね家貧しくして中途學を廢し、或は環境の壓迫により、或は一時の愚昧によつて犯罪の淵に陷つた者である。故に施すに相當の教育を以てし、以てその知識を增長しその性情を陶

冶し、課するに作業を以てし、以てその技能を養成し嚴格に鍛錬し、以てその體格を堅固にし、かくして、釋放後獨立の生計を營み、再び法網を蹈むことのない樣にと期してゐるのである。法寔に備はる、宜しく倣ふべきであらう。我國の監獄規則第三條は、十八歳に滿たざる者は幼年監に監禁すとの規定を置いてゐるのであるが、しかも經費に制限あるの故を以て、幼年監は今尚設立せられず、建國以來司法當局は注意をこゝに致し、少年犯と成年犯とは嚴に隔離を行ふといふ通令を出してはゐるが、しかも教育の施設尚ほ完備せず、出監の後相當の知識技能を有せざる爲め獨立の生計を營むこと能はず、生計の壓迫、社會の誘惑に因つて再び犯罪に陷る者、擧げて數ふることが出來ない。此の弊を除かんと欲せば少年監の設立は一刻も猶豫すべからざる事で教育施設に關しては、教育程度に應じて小學、補習兩科に分ち、小學校及び補習學校の性質を按じ、相當の科目を設定し、以てその德性を涵養し、その知識を增長し、體操を注重して以てその身體を鍛錬しまた地方産業の情況、囚人の技能職業、並に將來の生計につき適當の作業を選定し、廣大なる農園を設置し、之を以てその技能を養成して業に就かしめ、以てその技能を養成せしめ、知識を完備せしめ、體格を健全に、技能に修熟せしめたならば、將來出監の後、生計を圖るに便あるべく、再犯者も次第に減少するであらう。

四、保護事業の發達

日本全國の保護會は凡そ八百餘、保護聯合會を組織し東京輔成會を以て代表と爲し、刑務所長之を監督管轄してゐる。保護會の保護を經る人員は毎年甚だ多く、再犯者も亦逐年減少してゐる。保護方法は直接保護、間接保護、一時保護の別があり、囚人釋放前教誨師はその歸住地、保護者、釋放後の職業、釋放時の衣類、歸住旅費、出迎人氏名、その他の事項を調査し、もし相當の歸住地、保護者及び職業、衣服、旅費等がなければ、教誨師から保護會に紹介し、之が爲めに職業を紹介し旅費及び衣服を支給する。歸住地があつてしかも出迎人のない者のためには保護會より人を派し歸住地に送らしめる。但し囚人は往々にして虚僞の事實を告げる事があるので、別に教誨師の名義を以てその保護人或は出迎人が果して保護するや否や、出迎へするや否や、旅費及び衣服を給與するや否やを書面を以て問ひ合せ、以てその僞を確める。釋放の際に當つては當該囚人の不良なる性情及び惡癖をその保護人或は出迎人に告げ、その注意を促し、以て再犯を免れしめる。假釋放に至つては、釋放後相當なる保護人の有るか無きかを以て重要なる條件とし、假釋放前に在つて刑務所より警察所に轉知して次の各項を調査する。

1引受保護の意志の有無
2年齡、人物の善惡、前科の有無、性行の良否、家業の勉否
3交際の情況、資産の有無及びその程度
4日常生活狀態の大要
5家族の員數及び家計の情況
6近隣の家庭に對する風評
7家庭に對する感情
8引受後就職の希望並にその環境の良否
9その他の參考事項

以上の各項を警察署の詳細なる調査によつて刑務所に報告し、而して後假釋放を許す。假釋放後、その者の行狀の良否、職業の勉否、生活狀況、親族との關係、その他の事項に對しては、仍ほ警察所より詳細調査して刑務所に通知し假釋放者の行狀調査簿に記入する。每月教務主任より所長に報告すること一回、每年刑務所長より司法大臣に報告すること一回、以て保護人の保護狀況及び假釋放者の再犯の虞の有無を明かにする。調査かくの如く愼重に、保護方法かくの如く完善に、再犯者が逐年激減するは怪しむに足らない。惟ふに保護問題は刑事政策緊急の問題であり、行刑制度の完備せる國家には保護事業の異常に發達してゐないものはない。我國の保護事業は今に至るも尚ほ實施せられず、寔に遺憾に堪へない。現在は正に豫備革新の時である。至急倣つて以て施行すべきものと考へる。たゞ我が監獄幼稚に、人民の程度の低淺なる現在に在つては、先づ司法部が保護會を創辦し、經費を指撥し、吏員を設けて專行せしめ、部より之を直接監督指導し、辦理著しく效を收むるを俟つて再び全國の監獄に推行し、同時に極力社會保護事業を奬勵すべきである。將來保護事業が發達したならば、再犯者は當然減少するであらう。

五、看守勤務支配の得法

豐多摩刑務所は看守の勤務に晝班、夜班の別あり、晝班の者は晝間出勤して夜間休息し、夜班の者は夜間出勤して晝間休息する。出勤退廳の時間は交替時間が異るので一律ではないが、大凡そ前後の差三十分を出でない。勤務時間は服務二時間、休息半時間、休息時間に在つては別の看守が交替する。例へば甲工場の看守五人ならば四人の出勤、休息の時間は前後錯落して互に銜接し、別の一人が專ら交替の責に任ずるが如くである。每日々々この通りで些かも編枯の弊なく、服務及び休息時間の長短宜しきに適し、また勞逸均しからざるの苦情がない。之を滿洲の看守の勤務三時間、休息六時間なるに較ぶれば、實に百利ありて一弊もない。蓋し三時間の勤務は稍ゝ長く疲倦し易く、倦に因りて懈を生ずる。六時間の休息時間は甚だ多く、逸に因りて事を生ずるは亦免れ難き處である。これ、日本の辨法に倣ひて改革を加ふる必要ある所以である。

六、行刑累進處遇制度の完善

日本の刑務所は昭和九年一月より行刑累進處遇制度を施行し、受刑者の努力改悛を促進し、漸次社會生活に適應せしめるを以て目的としてゐる。凡そ懲役受刑者はすべて第四級より起り漸次進みて第三、第二、第一級となる。各階級に一定の責任點數あり、每月の行刑成績の所得點數も亦標準あり、分ちて三項とする。(一)作業勤惰及その成績最高點數六點、(二)操行の良否最高三點(三)責任觀念及意志の強弱最高三點。每月の行刑成績の所得點

數は責任點數より之を消却し、責任點數を全部消却するに至つて始めて進級を得る。但し責任點數は全部消却すると雖も、もし認めて進級尚早となすときは、三月以內滯級することを得る。受刑者もし紀律に違反するの情狀あれば三月以內に於て進級を停止することを得る。進級停止の處分を受けた者が再び紀律に違反するの情狀があれば、その階級を降低する。この種の進級、滯級、進級の停止、階級の低下より作業、操行、意志各項成績の審査に至るまですべて累進準備會を經て刑務官會議に提出することを要し、多數決を以て決することになつてゐるので、偏祖不周の弊を生ずることはない。待遇に至つても階級に依つて累進する。例へば接見及書信は第四級受刑者は親族及保護關係者に限り、第三級以上の者は敎化を妨げざる範圍內に於て親族以外の者と接見し、且つ書信を發送するを得るが如くである。回數に至つては第四級者は每月一回一通、第三級者は每月二回二通、第二級者は每週一回一通、第一級者は隨時接信及書信を發送することが出來る。又入浴の如きも第四級は每週二回、第三級は每週三回、第二級は每週四回、第一級は每週五回となつてゐる。その他救護、敎化、給養及び作業賞與金等の待遇の如き、階級の高低に從つて、相違のないものはない。進んで第一級に至り改悛の情顯著に、且つ社會生活に適應する者と認められたものに對しては刑務所より假釋放を皇請する。かくして、受刑者はそれ自身の優越なる待遇を受けん事を思ふて自ら改悛に努力し、作業に勤勉するの心情を鼓動し易く、之を積むこと久しければ 入監時の不良なる性行及び惡癖は漸次消滅し、變じて行狀善良技藝能熟となり、將來身を社會に置くも社會生活に適應し得ないものは殆んど無くなる。近代行刑の感化主義と深く吻合してゐる。法意に良く、意寔に深い。たゞこの制度を施行するには刑務官吏は須らく豐富なる學識、充分なる經驗、負責の心理、勤勉の習慣、嚴正公平の心性、敏速精密の思想ありて、始めて之に充當すべきである。日本の刑務官は看守の末に至るまで、概ね皆精明强幹、責任心重く、すべて如上の諸善點を兼ね有せざるはない。故に施行以來頗る成效を顯はしてゐる。我國監獄は軍閥淫威の餘弊を承けて腐敗既に極まつてゐる。上級刑務官には固より英材碩學の士が乏しくないが、しかも下級者は概ね知識低淺、經驗缺乏、且つ公平責任の心情に乏しい。もしこの種の刑務官吏を以て此の繁雜なる重任に當てたならば、考查は勢ひ周密なり難く、偏祖朦蔽の事も亦最も發生し易い。たゞに感化の實效を收めざるのみならず却つて行刑の作用を失する。故に滿洲の現狀を以て之を考ふれば、行刑累進處遇制度のよく施行するや否やは、尙ほ一つの研究問題に屬する。最近司法當局は刑務官訓練所を設立し施すに學術の訓練を以てし、看守の俸給を增加し、加ふるに嚴格の選拔を以てし、將來人材が蔓成せられたならば、或は倣ふて施行することが出來るであらう。謹く之を併錄して以て將來の研究に供する。

刑務所だより

◎講談社軍對東京刑務武道會劍道大會

豐多摩刑務所劍道部主催、大日本雄辯會講談社對東京刑務武道會對抗劍道試合は七月廿八日午後一時三十分から豐多摩刑務所道場に於て擧行された。定刻、椎名小宮、谷內市ヶ谷、岡部府中、東橫濱仁科浦和各所長、並に野間恒氏等多數の來賓臨席の許に吉田豐多摩所長先づ主催者として挨拶を述べ「在京刑務所は武道精神による人格の陶冶を目的とし曩に昭和八年東京刑務武道會を結成して以來、全國刑務武道大會には其の榮冠を獲得し得たのでありますが之は刑務武道界だけの成績にて由來武道の本筋を精進する他所の人々の風格に接することを之れ希望してゐたのであります。然る處大日本雄辯會講談社剱道部は全國的に模範的な劍士を有つてゐることを知り之れを物色して對抗否御指導の試合を切望したわけでありますが、早速其の御承諾を得て、今日此の大會を催し得にることは幾重にも感謝するところであります。

我が東京刑務武道會側も大いに鍛練せる其の武道精神を發揮せられて、堂々戰はれんことを希望す。」

と、開會の辭を述べ、次いで橋本審判員より「武道者として立派な試合を行ひ、此の種對抗試合の模範たるべく努力を乞ふ一旨の注意あり、

玆に橋本、白土、小野三敎士審判の下に試合を開始した。前陣、中陣は兩軍互角に一進一退の接戰を演じたが、後陣の主力戰に於て、講談社軍の奮鬪効を奏し十七對十三にて講談社側に凱歌擧がる。全體から見て刑務所軍は地に優れてゐるが試合に拙く、講談社軍はそつのない試合をしてゐた。成績左の如し。（選士三十人宛の個人三本勝負、括弧內は段）

講談社17——13刑務武道會

（審判小野敎士）

佐 藤 初㊦——長 谷 川 崎 小 菅〇

淺 田(同)——二 村 田(豐多摩)〇

〇茂 木(同)——(同)三 科市 谷)

〇加 藤(同)——(同)江 村豐多摩)

〇大 手(二)——(同)錦 織市 谷)

長 井(同)——(三)紺 野豐多摩)〇

〇鴨 川(同)——(同)遠 藤府 中)

南 雲(同)——(同)渡 邊豐多摩)〇

〇戶 井(同)——(同)中里見府 中)

〇武 井(同)——(同)相 原市 谷)

（審判白土敎士）

野 村(同)——(同)中 村小 菅)〇

板 垣(同)——(同)小 野小 菅)〇

〇黛 (同)——(同)押 切小 菅)

唐 澤(同)——(同)恩 田小 菅)〇

〇望 月(同)——(同)佐久間府 中)

濱 田(同)——(同)增 子小 菅)〇

〇堀 (同)——(同)小 宅府 中)

〇相 田(同)——(同)北 條豐多摩)

高 橋(三)——(同)西 山市 谷)〇

林 九(同)——(同)伊 藤小 菅)〇

（審判小野敎士）

〇大 友(同)——(同)大 澤府 中)

林 正(同)——(四)櫻 井豐多摩)〇

〇中里濟(同)——(同)瀧 澤府 中)

〇柿 沼(同)——(同)三 浦小 菅)

小池(四)ヨ——ヨ(同)中村(小菅)〇
(審判橋本教士)
〇諏訪(同)コ——ユ(同)加山(豊多摩)
〇中里辰(同)ド——ヨ(錬)平野(府中)
〇安部錬(同)ド——(同)小室(市谷)
羽石(同)ノ——ダ(同)飯野(豊多摩)〇
〇栗原(同)ド——(同)加藤(府中)

閉戦時に午後二時五十分。續いて兩軍力一杯の地稽古を爲し、同三時二十分、吉田豊多摩所長閉會の辭を述べ

「本大會を無事目出度終了し多大の成果を收め得たことを衷心嬉しく存じます。就ては審判の諸先生、來賓各位に最高の感謝を捧ぐると共に此の暑熱を克服して力ある限り堂々戰つてくれた選士諸君の武道精神に感激感謝する次第であります。今後もお互ひに斯道のために精勵せられんことを希ふ」

と、挨拶をなし、講談者側を代表して笛木編輯主任は

「本日は立派な稽古をさせて頂き多大の得るところあり、誠に有難う御座いました。との點より見ても殊に其の姿勢、態度等見事なのに驚きました。この點は吾々も大いに見習ふべきものと考へます。吾が講談社は雜誌報國、武道報國といふことをモットーとして働いてゐますが然し未熟の者に過ぎませんから何卒今後ともよろしく御指導御鞭撻を乞ふ次第であります。」

此處に始めて參りまして此の立派な道場を拜見し、其の完備せることに第一敬服しましたが果せるかな刑務武道會の皆様の質に立派な手並に接し何よりも嬉しい次第でした。一同に代つて御挨拶まで申上ます。」

と、其の謝意を表し、終つて簡單なる茶話會を催し散會午後四時半。

◎沖繩刑務所に於ける製作品の展覽卽賣會

八月四日より二日間製作品の展覽並卽賣會を開催した。會場は二ヶ所に設。第一會場は構外演武場に、第二會場は事務所樓上會議室を之に充て、前者には家具類を主とし、釣瓶、バケツ等、後者には漆器及屏風類を陳列し、其配列方法も相當意匠を凝し、且つ場内は萬國旗「モール」を以て裝飾な爲し、市内要所には「ポスター」を揭げ、一面當地五新聞を通して豫め報導し同時に宣傳ビラを新聞折込又は官公衙等に配布し、尙刑務所沿道並會場門前には高札を立てる等、宣傳に亦相當努力した結果、入場者多人數ありて、初日の如きは殆んど繼踏せるの實況にして、家具類の如きは大部分賣約濟となり、漆器類も從來に比し、比較的新しき考案の製品多かりし爲め、異常の好評を受け、第二日目も相當の入場者ありて、兩日に於ける賣上總額參千五百九拾九圓餘に上り、曾て例のなき好結果を收め、囘を累ぬる毎に其成績の向上を見るに至れるは、舊盆前の好時期なりしとは言へ、畢竟刑務作業の眞價を、一般世人が認識しつゝあるの結果に外ならざるものと思料する。

◎滋賀刑務所に於ける實彈射擊演習

秋立ちて風爽かに四方の眺めはスッキリと浮彫りの様に晴れ渡つた九月十五日の朝八時、待望の當地實彈射擊演習が、滋賀の都の片ほとりなる玉子山の元九聯隊射擊場にて施行せられる事になつた。其の日の參加人員八十三名、戒護事務所前に整列して東戒護主任の一場の訓示の後午前、午後の二隊に分れ、午前組は我所のモーターボートに和船二艘繋いで裏門より玉子山射擊場さして出發、刑務所の波止場を解纜してパノラマの様に轉囘する瞰所大津の水に映る町々を眺め乍ら約三十分にて柳ヶ崎なる琵琶湖ホテル波止場に到着して直に上陸。遙か左に手に取る様に見える玉子山さして、實彈射擊の色々の幻想を次から次へと思ひ浮べつゝ僚友と今日の催しの有意義に終始せなければならない事ども、語らひつゝ玉子山に着いたのは九時四十分頃であつた。先發隊に依つて準備萬端滯りなく、暫く休憩の後、所長臨席の下に演習は開始せられた。

窒谷を壓する轟然たる響を立てゝ一彈は放たれた。醫務の保健助手村井氏である。三發の中二發的中して十四點一氣に獲得村井氏の喜悅クライマックスに達す

る。二人、三人順序を追ふて的目がけて今日の榮冠を競ふ射手數人、次で私の番である。實彈の物凄い響に內心恐れ乍ら銃を把りしばし無念無想、照準を計つて引金を引くと同時に轟然たる大音響は砂煙を立てゝ的を外れた。二彈も亦同樣零點、最後の一彈正しく手ごたへ有り、かろうじて三點を獲得する。初めて實彈射擊の體驗を經て、理想の點數は獲得し得ざりしも、射擊の興味を體得して愉快此上もなし。射擊後のサッパリした氣分は宛ら光風霽月、心中何物もない。全員の射擊終了した時は時計は正に十二時を過ぐる事三十分であつた。

午前中の最高點は十八點、次點は十五點であつた。(三十點滿點)午後は午前中以上の點數獲得者はなかつた。

かくて演習終了し、同じコースを採つて役所に歸つたのは一時三十分頃で、午後の一隊と代り、かくして演習の幕は閉ぢられた。吾々は實彈射擊の體驗のリズムを通じて何物を得たであらうか。勿論射擊の技術を修得した事は否定す可くもないが、射擊に依つて得た膽力の養成のコロラリーとして、強い信念を養ひ得る契機を得た事を數へ得る事が出來る。我々刑務教化の事業に精進せなければならない者にとつて一つの強い、高い、信念を持して、此の事業に協力し、加擔しなければならない事は贅說する迄もない。それは『教育される者の意慾を統一ある意志に綜合する態度』である。卽ち教育する者の高き、強き意志に教育される者の動きを統一する事である。卽ち力——信念——を以て教育される者の動きを統べる事である。謂はば教育の持つ一つの權力に從はしめる事である。信念弱く自ら信ずる所に薄き、他と同化して自己の信ずる所に赴かしめ導き得る事が出來得ない者が、教育行刑の效果を期待し得る事が出來るであろうか。

かく實彈射擊の體驗により獲得したる『力』を益々培ひ行く可く努力すると共に以て今日の擧を意義あらしめる爲に受刑者指導の實踐に效果あらしめ度いと思ふのである。

(H生)

讀者の頁

□偶感

東北　芳空來

世の中には、裸一貫惠まれない境遇に生れて奮闘努力運命を開拓して、俗に云ふ成功者と稱へられるやうな人もあるし、これと反對に順調の良境遇に生れてゐながら、やること爲すこと失敗蹉跌して俗にいふ不成功者となる人もある。大抵の人々はこのことを運不運の簡單な言葉で片付けて仕舞ふが、然し是等を細かく穿索すると、色々の理由が現はれて成程と首肯される原因を發見するものである。社會は共同生活體であるから、其間人に使はれることもあるし使ふやうなこともある。又使ふ使はれるといふことは兎に角として、樣々な人に接しなければならない。さういふ譯で朝から晩まで一日一杯人と人との問題である。從て仕事の遂行上から觀るとどうしても他の人から協力を求めなければならない。其の協力は通り一遍の協力ではなくして、心の奥底からの協力でなければならない。此奥底からの協力を求めるにはどうしても、人を心服させなければならぬ。卽ち人を引きつけなければならぬ。この人を引きつけるとか心服させるとかいふことは、仕事の良否成果に最も重大な役割の有ずることは、明瞭の事實である。

であるからと云つて、これ等のために權謀術數を弄したり、阿諛便佞をことしたりして、仕事の良果を謀り齷齪懊惱も亦此處にありと思惟される。

受刑者をして、此累進處遇令をもつて己れのみの法令であると過信させて、方向を誤らしむるに於ては、あたら名法令も水泡に歸せしめて、行刑も亦多

も人に嫌はれ勝である。さつぱりした蟠りのない心をもつて人のためといふ犧牲的精神の發露が大切である。此純な心をもつてこそ、人が知るや否や知らずの內に信用を得て、人を引きつけて仕舞うやうになれる。其の惰性が影響して己れの仕事の成果が、云はずして良結果を得らるることは當然である。

行刑は教育でなければならぬといふ。受刑者を悔悛せしめて、社會生活に適應せしむべく其性を豐にしなければならぬといふ。此崇高な職責にある吾人刑務官は、先づ己れより範を垂れることは、云はずもがなである。個人主義を排斥して、社會性を豐富にしなければならぬ。進んで犧牲的精神の發露を多分にしなければならぬ。累進處遇令の骨髓も亦此處にありと思惟される。

受刑者をして、此累進處遇令をもつて己人のためのみの法令であると過信させて、方向を誤らしむるに於ては、あたら名法令も水泡に歸せしめて、行刑も亦多

難なりとして識者をして歎息せしむるより他あるまい。私等は、撓まず三省行刑昇の爲に自重しなければならぬ。

□環境の力

名古屋　江藤生

環境は人の心を支配するに偉大なる力を有するものであつて、その善惡の如何に拘らず衆に染まんとするは人の心である。世間の模範校として名ある學校に於て、社會に有用なる人物を多く出すは、その教育を支配する學校長と、諸教師の教育方針が充實したる統制に依る所以であつて、校風の最も適切なるに外ならない。然しながら、心の最も動かされ安い青年期に於て、若しその周圍に不良の輩あらんか、或は煽動され、或は誘惑をうけてその進路を誤り、社會の落伍者となりて犯罪をなすの已むなきにいたるのである。

これを譬つてわが行刑の上に顧んか、犯罪者の多くがそれであり、累犯者に於て然りである。思ふに、われ〳〵直接その衝に當る刑務官に於て、その一擧一動、一言一句が彼らに及ぼす影響の如何に大きいか、また彼ら同志にうける反影に就いて細心の注意を拂はねばならない。こゝにわれ等は、われ〳〵の教養と人格とが如何に必要であるか、將來、如何なる方針で彼らを指導してゐるか、痛切極まるものがある。

嘗て、前鹽野行刑局長（現名古屋控訴院檢事長）閣下は、刑改第四十七卷第二號の誌上に於て『行刑累進處遇令の實施に於て最も力がそゝがれねばならぬは看守教習所である。環境は人を善化しまた惡化するもので、刑務官教養の最後の目的は官吏の榮達よりも受刑者處遇の適正がそれに依つて達せなければならぬ』と、看守教養の必要に就いて力說せられたが、われ〳〵の最も重視すべき所だと思ふのであら。當所に於ても看守教養の一端として、毎日整列點檢後、各主任、各當直看守長から訓辭教養をうけてゐるが、これこそ適切な方法だと思はれる。

然るに、環境の支配と言ふことは、必ずしも人の上のみに見るべきではない。

これは田舍に育つものゝ多く見うけることであるが、河原の磯の中に捨られし一片の瓦や、茶碗の割れにいたる迄、長い月日を經んか、これ皆石に變じて來るのである。これをまた草の中にも見る。ヒヨロ長き雜草の中に生じたる蓬は矢張長く伸びてゐる。かやうに言語のなかに表れぬ草や瓦に於ても、環境に支配されるのであるから、況や、人對人の行刑の上に於て然りである。

われ等はこゝ迄考ふる時、徒に彼らをして更生を迫るべきではあるまい。行刑累進處遇令が、他動的教育を排し、自發的教化を要求してゐる如く、われ等の人格の上に於ても、それが彼らをして、範を示すに充分であればよいのである。然るに眞の人格者たらんとせんか、日常に於

て、常識、智德の涵養に努め、人として恥ぢざる教養に俟つべきである。かくあつてこそ、それが彼らを心服せしめることになり、行刑をして眞の行刑たらしめ、教化の實を果す所以ではなからうか。

□科學と社會性の判定

滋賀　H生

少くとも科學的な基礎の上に立たなければならない今日の行刑に於ては、受刑者の『改悛の情』即ち社會的危險性の除去され得たりや否やの適確な審査と謂ふ事に重點を置かなければならない事は、其の要望であり歸結であらねばならない。之が確否は今日の行刑が破滅か伸展かの別れ道ともなり、又待望する不定期間の否定を裏書する事ともなると同時に我々の行刑に於る現實の體驗に體する確信を消失する一因ともなり、延いては行刑効果に對する我々の希望も之に依つて薄弱となるの憾なきにしもあらずである。

斯くの如く吾々は彼等が刑務所に於て教育された結果を審査判定される可き彼等に社會性が扶植されたりや否やの判定と云ふ事は實に重要であり、釋放後彼等が實生活に入りて後、其の判定と實生活とが如何なる歩調を示すかと云ふ事を常に見守り、彼等の社會生活に過誤なからしめ完全な社會復歸に加擔すると云ふ事が刑事政策上乃至現實の行刑制度に於て重要な一方法であらねばならないと思考するのである。

私は紙上にて或る刑務所に於ける累進制實施の第一年たる昭和九年度の釋放者に就て其改悛の情の判定の適正如何と云ふ事が統計的に示されて居つた事に就いて其の確否を考察して見たいと思ふ。其の一ヶ年間に於る釋放者總數は四三五名であつて改悛の情『有』と判定されたもの七一名、稍有は一九三名、難認一六八名、無は三名となつて居る。其の內改悛の情『有』と判定された所の、即ち實生活に適合し得る者とされた七一名の內假釋放者は五一名にして他の二〇名は既に刑期中社會生活の適格者と認められ乍ら依然刑期滿了を待つて釋放された者であり、此の假釋放者の內現在迄に再び囹圄の人となつた者三名、假釋放の恩典に浴せず刑期滿了後釋放された者の二〇名の內現在迄に累犯に陷つた者二名他の十八名はコツ〳〵と更生の實を擧げつゝあるのである。私は斯くの如き數字を見る時『刑務所の門を出す事が惜まれてはならない』と謂ふ事や、『無意味な刑を科してはならない』と云ふ事や『國費を無駄に費してはならない』と謂ふ樣な、行刑改良に努力し來りし先人の言葉を思ひ起す時社會的危險性の判定と云ふ事に重點を置かなければならない事が痛感せられるのである。

『稍有』と判定された者の總數は一九三名で內假釋放された者十八名此の內現在迄立派に市民と互して生活をなしつゝある者十六名再び犯罪生活に入つた者二名であり他の滿期釋放者の一七五名の內累犯に入つた者三名社會生活を續けつゝあるもの一七二名である。

難認と判定された者の總計一六八名內再び罪を犯したもの六名社會生活をなしつゝあるもの一六二名である。勿論難認と判定された者の內には假釋放者は一名も無い事は當然である。

改悛の情『無』と認められた者總計三名であるが皮肉にも現在の處再犯の傾向を認めず、自己の業務にいそしんで細々乍ら自活の道を立て更生の實を擧げつゝあるのである。かくの如き數字は刑務所に依つて差異のある事は否定す可くも無いが改悛の情『有』と認められた者に對する累犯者の歩合は一・四二であり、『稍有り』と判定せられた再犯歩合〇・三八難認と判定された者の歩合〇・二八となり改悛の情『無』と烙印を付けられた者の內、現在の處累犯に入りし者無しと云ふ現實を數字的に見る時吾々は如何に非科學的な方法即ち直觀に近い我々の判定と云ふものに誤の多いかを認めざるを得ないのである。

吾々は彼等の價値を認識して之を引伸し、助力し、加擔して吾々の目差す良いもの即ち社會性を創造し乍ら之を良く判定し得ない矛盾は奈邊に有るのであらうか。彼等に光明を與へ、今日の行刑に信賴せしめ、彼等を刑務所內に感謝の日暮をなしつゝ彼等に社會性への芽を培ひ行くには適確に彼等の社會的危險性如何を洞察する事が吾々に課せられた重要な任務ではなからうか。

叙任及辭令

正八位　看守長　朝岡晴光（大阪）
同　同　佐藤忠一（千葉）
（八月一日）
保健技師（熊本）
十一級　保健技手　玉置馨（熊本）
（八月廿三日）
願免　看守長　玉木泰作（高知）
宇治山田支所長
三重兼務

同　橋本義二（大阪）
看守長（大阪）
看守　中村秀一（福岡）
（八月廿四日）
高知　看守長　小澤義親（横濱）
横濱　同　大井久（廣島）
看守長（廣島）
釧路　看守　小林敏之（大阪）
看守長　佐々木昇三（函館）
看守長（函館兼汐見町支）
免本職　看守　佐山正義（秋田）
函館專務　看守長　鶴羽菊藏（汐見町支所長兼函館）
汐見町支所長兼函館　看守長　山田利助（函館兼汐見町）
宮城　同　本田清一（横濱）
看守長（横濱）
看守　松下典夫（小菅）
（八月廿九日）
典獄補（北海少年所長）
七等　作業技師　三宅定男（小菅）
七級　作業技師（小菅）
十二級　司法屬　中谷源一（行刑局）
免兼職　札幌兼北海少年所長
典獄　坂梨森太郎
（八月卅日）

刑政雜記

▲双胎兒指紋に關する一研究

金澤醫科大學の發行にかゝる十全會雜誌第四十卷第九號を見ると、同大學法醫學教室の學生岡田義男君が日本人指紋の研究の第二十三編として「双胎兒指紋ノ相似性ニ就テ」なる研究論文を發表してゐる。

嘗て大正十五年六月同大學の古畑敎授は指紋の遺傳に論及され、次いで第二十六回北陸醫學會に於て指紋の人種特異性を明かにし、これ指紋が遺傳する證なりと述べられたのであつたが、併乍ら、指紋が如何に遺傳するものなりやといふ點に及ぶ時は、その詳細は尙不明なのである。そこで、同君は、双胎兒の指紋研究は指紋遺傳の問題を解決する重要なる鍵の一つとなるべしと考へられ、本研究に着手したのである。が、同時に、第二の目的として、双胎兒に於ても指紋の終生不變、萬人不同の二大鐵則には變りなきことを立證せんとするにもあつた、と同君は述べてゐる。何れにしても頗る興味ある問題なので、同氏の結論だけを紹介して置きたい。

同君の檢査したる双胎兒は合計一〇二組（男性双胎三二組、女性双胎四六組、異性双胎一三組、性別不明双胎一一組）であつたが、その結果は、十指とも同形にして同價なるもの男性双胎に一組、左手に於て指紋價の全然一致せしもの三組右手五指の指紋價一致せしもの二組、左手と右手の指紋價の一致せしもの一組を認めた。隆線數、形狀共に一致せし例に於ても個人識別學上より論ずる時全く一致すといふが如き例は一例もなかつた。即ち双胎兒の指紋は極めてよく似てゐるが、如何に似たものと雖も詳細に檢するときは何處かに相違せる所ありて全く同じ例を見出すことは出來なかつた。同形にして隆線數までも同じく一見して區別なしと思はるゝが如きものに於てすら精密に調査する時は必ず何處かに相違の箇處を見出し得べく、指紋の「萬人不同」の鐵則は双胎兒に於てもよく適用せらるゝことを認めた。双胎兒の指紋中には全く同一指紋を有するものがあつて、個人識別不可能なりと信ずる人があるが、これは大きな誤であつて、指紋の終生不變萬人不同の鐵則は如何なる場合にも變ずるものではない。

かくの如く双胎兒の指紋と雖も個人識別學的に必ず相違するものであるが、之も通常人の指紋に比較するときは其の相似度は甚だ高度にして、單に其の外形のみを觀察する時は殆んど區別し難いものがある。殊に一卵性双胎兒に於てはその酷似度は甚だ大である。同君の調査に於ては相似率一〇〇以上のもの一八・六%相似率九〇以上のもの約四〇%、相似率五〇以上のものは九五%を占め、相似率

四〇以下のものは僅に五%に過ぎなかつた。これ又指紋の遺傳形質なることを暗示するものと考へることが出來るであらう。又双胎兒の指紋の研究によつて双胎兒の一卵性なりや二卵性なりやを鑑別することも敢て難事ではなからう、と同君は結んでゐる。

▼不良少年鑑別所の新設

深刻な現下の社會情勢は不良少年の型も從來の如き硬派軟派だけで片づけられない程、複雜な社會性を持つて來た。然かも當局が少年敎護法を制定して以來敎護院に收容せざる『不良の行爲を爲すもの又はその虞あるもの』は各家庭で監察處分に付して嚴重監察する事になり、その結果、内務省社會局では『不良少年の標準とその決定』を科學的に行ひ得る鑑別機關の施設を必要とするやうになり、東京を初め京都、山口、和歌山、滋賀、埼玉、福島の二府五縣下にこれを特設することに決定した。當局ではこれを『科學的立場からの敎護』を目的として第一期には五十人を收容する程度の『不良少年の分析室』を前記二府五縣下の少年敎護院乃至は帝大精神科内に置き、こゝで心理學、社會學、敎育學の權威の外に小兒科の醫師、敎護院職員より成る審査委員により醫學的機械設備をも併用して不良の程度、身體、精神、性狀及び能力を科學的に鑑別し、これまでは單に「不良」の名稱で一括して來たものを先づ「環境によるもの『素質の惡いもの』と分類し、更に心理、病理兩方面から細密な「不良」の分析を行ふものである。東京では井の頭の國立武藏野學園及び東京府の兒童相談所、大阪では帝大精神科内、埼玉縣では埼玉學園内、福島は公立病院に機械設備を行ふが、その他は地方的事情により決定する豫定である。右につき内務省社會局保護課西尾技師は語る。

「れつきとした不良少年は別として家庭において監察を行ふ程度の不良少年は表面上の行爲だけで監察處分に付する材料を得やうとする事は危險である。科學的な不良少年鑑別機關があれば不良に陷る少年を豫防する事も出來るし、今後の少年敎護事業はこの鑑別機關を通じて決定された不良少年につき行はねばならぬと思ふので、この機關の特設を急ぐ事になつた次第です。現在我が國には三千五百人の敎護所收容少年が居ります」

▼司法保護犯罪防止展

東京保護事業聯合會では九月四日から十三日の司法保護デーの當日まで、築地本願寺で司法保護犯罪防止展を催した。出品總數は數千點に上つたが、そのうちで主なるものは、五右衞門の釜、首切淺右衞門の刀、ギロチン臺、絞首柱、それに當時の人々を震憾せしめた山憲のバット、世界に二つしかない屍蠟と木乃伊、法醫學上の參考品、殊に拷問用の抱石、算盤責道具、磔用の長槍などは、昔の殘忍苛酷な刑罰を立證する好資料で、いづれも觀衆の眼を奪ふものばかりだつた。

なほ、藤本恒八氏の出品した犯罪と文藝に現はれた人達の石摺は、好事家に喜ばれたやうである。



海外異聞錄

◇アメリカの「殺人型」 氣味の惡い統計の研究

アメリカで犯罪統計を研究してゐる一學者が、この數年間における數百人の殺人犯人の人柄を仔細に調べ上げた結果、先づ次のやうなタイプの男が、最も人殺しをやつつける……と恐ろしい「殺人型」をデッチ上げた。

先づ年輩はといふと、二十五歳から三十歳がらみで、髪の色は褐色、教育程度は普通教育以下で、おかみさんを持ち子供が一人ある。

農業に從事してゐるか、或はその日稼ぎの勞働者、併し精神作用が異常だといふ徴候は見られない。殺害手段は短刀かピストルと相場が極つてゐる。

なほ、アメリカの殺人事件は毎年一萬二千件で、日に三十件といふ物凄さであり、世界の如何なる文明國にも、斯んなに人殺しの多い所は無い點で、アメリカは殺人のレコード・ホルダーである。

◇大空の殺人、流石ヤンキーも膽を冷やす

カナダのトロント市上空で珍しい空中殺人事件があつた。加害者はアメリカン空輸會社の操縱士ジョセフ・マルキーネー、被害者はブルックリン・ドジヤース（ナショナル・リーグ）の外野手として一時有名だつたレオナルド・ケーネツケであるが、野球シーズンであるのと、事件が珍しいのでセンセーションを起してゐる。

原因は成績不良の故を以てブルックリン・ドジヤースから解雇されたケーネツケが泥酔のあまり機上で亂暴を働き飛行機の操縱を不可能にしたため操縱士が殺害したものと見られてゐるが、何しろ空中數千フイートの上空で操縱を失つた飛行機上で大格闘が起り、遂に殺人に至つたことはまるで映畫もどきである。

操縱士の談によれば、ケーネツケはドジヤースから解雇された當夜シカゴからデトロイトに飛來、デトロイトでマルキーネーの飛行機を雇つて職業パラシユート・ジヤンパーであるアーウイン・デヴイスと乘り込み、バツフアローに向つたが、間もなく彼はデヴイスに喰つてかゝり、絞め殺さんとしたのみならず操縱困難に陷らしめたので、操縱士もやがて被害の彼に及ばん事を恐れて、飛行機を上昇せしめると共に操縱席に立ち、デヴイスと協力してケーネツケを取り鎭めんとしたが、なほも暴れ廻つて飛行機は墜落の危機に瀕したので、遂に消化器を以て亂打死に至らしめたものであり、二人の生命を救ふためには一人の生命を殺すより他はなかつたといつてゐる。

一方にはケーネツケは野球の技術が衰へたのを悲觀して空中自殺を計り亂暴したのだといふ說もあるが、ブルツク

リンに住む妻に一兩日中に歸る旨の手紙を出してゐること或はシカゴからデトロイトに向ふ旅客機中でも空中で酔ツ拂つて、他の乘客に迷惑をかけた事があつた點から見てこの慘事も全く酒の上の亂暴の結果といはれ、この報にさすがのヤンキーも腰を拔かす程の驚き方であつたとのこと。

◇世にも殘忍な夫、妻を五年間も屋根裏に幽閉

一妻の料理は不味い」といふだけの理由で、ヴアン・クレーヴといふ男は、自分の妻を五年間も屋根裏に幽閉してゐたことが、この程フイラデルフイアの商店街に發見され「世にも殘忍な夫」であるとして、全米にセンセーションを捲き起した。

近所の人々の密告で刑事の一團が、その密閉した屋根裏に入つて行つた時、ボロボロの着物を着てベッドに横たはつてゐたアンナ夫人は、四十八歳だといふに眼は落ち込み頰はゲツソリと痩せ、その憔悴した容貌はまるで八十歳の老婆にも見えた。そして夫人は泣きながら刑事たちに斯う訴へた。

「私の拵へた料理は不味いといふので、夫は私を五年前にこゝへ幽閉してしまひました。勿論嚴重に出口、窓口を塞ぎ、日に二回戸の隙間から少しばかりのパンと水を入れてくれるだけでした、私はどうにかして逃げたいといろいろ試みましたが、身體中傷だらけにするだけでどうすることも出來ませんでした、私は全く生ける屍でした」

そしてアンナ夫人が病院へ送られると共に、夫のヴアン・クレーヴが刑務所へ引かれたのは勿論である。

◇奈翁の家危し

ナポレオンが悶々の情を抱いたまゝ永逝した例のセントヘレナ島の配所、曰く附きの建物が數年前から白蟻の襲撃を受けてゐたが、昨今愈々蟻軍の猛威逞しく、危殆に瀕したとの報道があつたので、フランス政府は直ちに「救助隊」を同島に派遣して防策を講ぜしめることになつたといふ。

◇鷄卵の不足にドイツ當局の珍釋明

今年の夏季を通じドイツ全土にわたり鷄卵が不足し、お蔭で卵價大暴騰を見たが、ドイツ當局ではこの鷄卵不足に對して堂々と理由を公表して釋明に努めてゐる。その公表といふのが隨分奮つたもので、先づ次の通りである。

第一　今夏は平年に比し鷄卵の使用量は約二割方增加してゐる、これはドイツ人の榮養增進を意味する。

第二　ドイツ政府の食糧品輸入防壓政策の結果、外國産の鷄卵がいちじるしく減少した。昨年の上半期の輸入卵七億三千一百萬個に對し、本年同期は五億一千一百萬個に過ぎない。

第三　八月は元來多季、春季にくらべ産卵が減少する時期である「ドイツの牝鷄は機械とは異り」こちらの思ふ通り無暗に卵を産んでくれない。

選句所感

秋意おのづから動き初める頃、空に流るゝ天の川の高く白きは、そゞろに詩情を催さしむるものがある。宵空にほのかに大河の趣をなして流れそめたものが、次第に夜の深くなると共にはつきりとして、その白さが冴えて來る。將に秋の夜空の一大美觀であり、壯觀である。此の天の川を仰ぐ時誰しも思ひ起すのは芭蕉の「荒海や佐渡に横たふ天の川」の句であらう。天の川は彼の波荒き日本海の上に横はつて佐渡が島に傾き落ちてゐる。此の夜闇に天地相合して描き出す天の川のさまは、まことに思ひみるだけでも雄大な景觀である。春汀君の句も同じく島を點出し、作者と島との間に海をも思はしめるのであるが、これは芭蕉の句とは異つた、やさしく物靜かな景觀である。芭蕉の句の氣魄充溢しておのづから天地と合して成つた絶唱に比べるのは固より無理だが、またこれを仔細に比較することによつて俳聖の作句心境の深さに觸れることが出來て、得るところ尠しとせぬ。それはとにかく、此の句はこれで一つの纏つた境地を持つてゐるのである。次第に夜も更けていよいよに冴え渡る天の川の下、遙かの島には疎らな灯がちらちらとして見えてゐる。此の島の灯と、上空に傾く天の川とが相招び合ふごとくに親しみ合つてみえるほか、他には何物もない世界となつてゐる秋夜の感じが其處にある。淋しいといふほどでもなく、たゞ季節の哀感がそゞろに湧くのを思はしめるところがある。

□

霧笛君の句は先ず老巧といふべきである。稻を刈りとられた蝗は畔の草に移つて生きてゐるが、霜は朝毎に深くなつてゆく。畔草は霜に素枯れの色を見せ、おどろに亂れ伏してゐる。その草に生を保つてゐる蝗も霜の冷たさに衰へて飛ぶ力もなく、たゞすがり附いてゐるばかりである。生あるものゝおのづから霜に滅びゆくあはれさは、草や木の上にも見られるが、小さい生物のなほおのれがいのちを賴みにして生きてゐるを見るのは、一入に哀れ深く感じられるのである。稻を害すものとして憎んだ蝗も、斯うした衰へた姿にかすかに生きてゐるのを見ては、むしろあはれを感じさせるのである。此の句の中七の原作は「霜に老いゆく」であつたが、「老いたる」と入朱した。此處は大切なところ故、簡單に說明しておく。原作の「老いゆく」は一つの觀念であつて、實景ではない。だから原

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書
編輯部選

天地人

島の灯の遠またたきや天の川　名古屋　春汀
畔草の霜に老いたる蝗かな　釧路　霧笛
橋下に鳴く河鹿ある殘暑かな　青森　葉月生
更けてなほ良夜の人の往來かな　甲府　夕雨
禽の聲谷に響きて秋深し　熊本　愛山
一人づつ渡る橋あり溪紅葉　三重　總堂
夕顏や灯影に浮きて暮るる雨　小倉　素川
米貰ひに山番下る暮の秋　金泉　安泉

作

朝霧やほのぼの明けて雀飛ぶ　岐阜　勝美
小家の灯流るる草や虫の聲　大曲　華白
草臥れて憩ふ木蔭や秋暑し　水戸　耕陽
鮒の子の動かずありぬ落し水　横濱　啓嗣
鳥渡る空に殘れり朝の月　名古屋　雨月
秋めきて裏畑淋し夏黃菊　大曲　秋郊
秋雨に濡れ白みたり蜘蛛の網　市谷　仙若
風落ちて高き穗原や今朝の秋　松本　長田
流星や夜更けて黑き森の上　西巢鴨　峯月
疾く寢て月を見ざりし恨みかな　市谷　峨房
山下る娘に貰ひけり百合の花　青森　百枝
火事あとの夜の靜もりや天の川　釧路　星丘
開鱈濱一ばいや秋の風　釧路　船風
留守居して夜の虫を聞くひとりかな　奈良　小牛
釣舟の垢汲む人や秋晴るる　高知　円月
洪水路の町のさびれや暮の秋　全州　正陽
冷かやピアノにふるる指の先　小菅　法外
竹藪に騷ぐ雀や秋の暮　大阪　仙水
秋風の海に小さき白帆かな　大曲　呑洋
朝寒や鉢卷固く濱漁師　新義州　圭泉
野の水のせせらぎこもり草紅葉　三重　矢眞元
月かげに低く飛ぶなり雁の列　市谷　雀甫
大木は枯れて烏瓜殘りけり　宮崎　吹濱

昭和十年八月中入出監竝月末在監人員

（△ 減）

Prison Population during the Month of July 1935

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	50,458	4,375	4,657	50,176	50,458	46,663	△ 282	3,513
被疑者	223	1,304	1,339	188	223	199	△ 35	△ 11
刑事被告人	5,321	4,011	3,077	6,255	5,321	6,155	934	100
勞役場留置者	675	870	926	619	675	638	△ 56	△ 19
乳兒	6	2	—	8	6	13	2	△ 5
總計 男	55,733	10,292	9,753	56,272	55,733	52,681	539	3,591
總計 女	950	270	246	974	950	987	24	△ 13
總計 計	56,683	10,562	9,999	57,246	56,683	53,668	563	3,578

備考　受刑者現員中＝朝鮮人｛男 2,605人 女 7人｝ヲ含ム。

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計	國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國男	75	1	—	1	77						
露西亜男	3	—	—	—	3	總計男	78	1	—	1	80

矯正図書館
刑政第48巻第10号

刑政第48巻第10号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十三卷 第十號
十月一日發行
東京帝大 法學協會發行

□論 說
イギリス最近の法理學……東京帝國大學教授 高柳賢三
比較法研究所創設論(三)……東京帝國大學教授 杉山直治郎
保安處分法理論の體系的構成(一)……臺北帝國大學教授 安平政吉

□資 料
メツツゲルの刑事政策(一)……法學士 高橋正巳
ナチス世襲農場法關係法令(五)……法學士 西村勉

□紹 介
〈ーデマン形式的土地法の進化(我妻榮)——加藤正治著、強制執行法要論(菊井維大)

□判例研究
民事訴訟法判例研究錄(一五八)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
民事法判例研究錄(昭和十年度・五)……鈴木竹雄——山中康雄——山田晟——高藤秀夫——菊井維大——江川英文

法學論叢

昭和十年十月發行所 京都帝國大學法學會
十月號
第三十三卷第四號發賣所 東京 有斐閣

論說・資料
國體……牧 健二
市風自由の原則……西本 顯
再び近世訴訟における管轄及審級について(二・完)……小早川欣吾
國民社會の政治的意味……長濱政壽

批評と紹介
中華民國の破產法……齋藤常三郎
ラカンブラ『純粹法學と社會法の理念』……田畑茂二郎

判例研究
〔民事法〕
賃貸人の承諾を得ずして爲したる轉貸と賃貸借契約の解除……石田文次郎
民法第二百九十八條但書の意義……於保不二雄
商標法第九條の他人の登錄商標の……大橋光雄
登錄出願の意義
假處分取消不許可の決定と抗告審の……小野木常
裁判及之に對する不服申立の方法
土地臺帳名義人と事實上の土地所有者との相違する場合に於ける地租附……渡邊宗太郎
〔公法〕
加藤稅納義務者
稅納義務者
研究會記事
雜

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十五卷第十號 昭和十年十月

事實の錯誤……講師 吉田常次郎
建設利息配當制の目的と濫用……教授 佐々木穆
天皇及國家を中心として憲法を論ず……教授 高窪喜八郎
刑事法雜題(一二)……講師 平井彦三郎
ユスチニアヌス帝學說彙纂第九卷邦譯……船田享二
刑事判例研究(四二)……講師 草野豹一郎
犯罪の見張
民事判例研究(九)……民事判例研究會
一、支拂命令に基く强制執行と異議申立・二、管轄違に因る事件の移送と執行方法異議事件(高橋靜一)——
倉庫證券の發行ぜられたる寄託物の差押(椎津盛一)
——假登記ある土地の收用と其の假登記の對抗力(岡村玄治)——賃貸人の承諾なき轉貸と賃貸借契約の解除(犬丸嚴)
外國判例研究(一三)……講師 岩田新
海外法律事情
ナチスの新刑法譯文(一)(堀內節)
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十三卷 第十號
昭和十年十月一日發行
定價 金五十錢
司法省 構內 法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○一人會社に就いて……判事 東京區裁判所 佐伯俊三
○診療契約について……判事 名古屋地方裁判所 岩野稔
○第三回國際刑法會議報告書……司法省調査課
○名判官物語(六)・板倉重矩(其の一)……小山松吉
○戲曲「豫審」に就いて……原田漸
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

法學博士 末川博編著

岩波六法全書

事項索引及參照條文附

特價一一・七〇 定價一一・九〇 上製模革裝 送料書留 各・一五
二・二〇 特製總革裝 袖珍型一四五〇頁

短期特價提供

最新法令收錄

倉庫業法・臨時利得稅法・少年教護法・不正競爭防止法・衆議院議員選擧法・同施行令の改正・衆議院議員選擧運動等取締規則・裁判所構成法・府縣制・市制・町村制・鑛業法・工場法・勞働者災害扶助法の各改正法律其他新・改正法律の收錄。

法令の精選整序、內容の充實豐富、參照條文、事項索引及法令索引の明確完備、校合の嚴正、印刷の鮮明、價格の低廉、其他總ての點に於て、年々飛躍的に聲價と信用を高め、逐年江湖の需要を增加し、他の追從を許さゞる諸特色を具備する岩波六法は、昭和十年版に於て更に頭書及び其他極めて最近までの新・改正重要諸法令を悉く網羅し、又從來個々に附してゐた手形法・小切手法の事項索引を一括して統一的のものに改正、加之刑法竝に監獄法の改正に關する最新最正確なる草案其他を附錄に追補せる等、全體の約半に及ぶ大改訂增補を施して、本書の眞價を愈々增々發揮するを得た。學界に、法曹界に、一般實務界に、常に最新にして最良なる法規集として高く評價され、廣く推奬されつゝあることに對して酬いんとする不斷の努力は、本書を手にせられる人々の容易に肯さ れ得るところであらう。

東京一ツ橋 岩波書店 振替東京二〇四六

編輯餘錄

□ ソヴエート、ロシヤの勞働改善法は一九三三年に全部改正せられ同年改正せられた刑法と共に現代に於ける最新の刑事法として學界の注目を受けることとなつた。

□ 新勞働改善法は七編百四十七條より成りプロレタリヤの獨裁及プロレタリヤに依て實現せらるべき社會主義建設を防衞することをその任務とするといひ勞働が行刑の基本を爲すことは舊改善法と全く同じである。

□ 無看視强制作業や或程度の累進處遇法が舊法の如く用ゐられて居ることは注意すべき點であるが、しかし全篇を通じて見れば新勞働改善法は刑事政策的のかみ味がなくなつて居ることを看過してはならない。われわれとしてはむしろ舊法を以て研究の對象とするに如かざるを思ふ。

今般早稻田法學別册第五卷に於て江家義男氏が飜譯出版された。その勞苦に對して謹んで敬意を表する。

□ ベルリン會議に於て次の第十二回の會議を一九四〇年にローマに於て開催することに決定された。ローマ會議も之で二回目に當るわけである。しかし、その決定が發表されると共に伊エ間の紛爭は益々濃さを加へた。或人は歐洲再度の動亂の徵であるといひ、又或人は之を否定する。

□ 歐洲動亂は十五年間國際會議を中止せしめたものであつたが、伊エ紛爭が此のローマ會議をおぢやんにして了はぬことを平和の神樣に祈る。

□ 方々で司法保護事業大會と犯罪防止宣傳とが開かれる。共に、最後の目的の存することを忘るる勿れ。

昭和十年九月二十二日

——あき羅——

定價	
一冊（稅共）	金二十五錢
六冊（稅共）	金一圓五十錢
十二冊（稅共）	金三圓

廣告料	
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年十月二日印刷納本
昭和十年十月七日發行

編輯兼發行人 東京市麹町區西日比谷町一番地 伊藤忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町二二八四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第48巻第10号

矯正図書館

48e Année N° 10 Octobre 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A. — Des lois concernant l'examen de la personnalité du prisonnier.

Nakao, B. — De la fonction du magistrat dans l'exécution de la peine privative de liberté.

Inomata, K. — De la réforme de la détention préventive.

Ogawa, T. — Des problèmes de la sociologie criminelle.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice